

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	岡 田	妥 知
同	福 田	武 洋

住民監査請求について（通知）

令和 6 年 6 月 24 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については住民監査請求書（以下「請求書」という。）等記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

- （１）生野区民プール 2 F トイレの天井落下修理について、工事について、令和 6 年 1 月 24 日発生天井落下。
- （２）100 万円以下の工事であれば管理会社の負担であるかといときに 370 万円の税金を投込している。
落下物は 1 m×2 m 位のためその部分 3 m×5 m であっても 100 万円以下の工事であるため
- （３）見積書では、3,700,400 円であるため
- （４）関係職員が 3,700,400 円のベンサイをしてほしい。

※ A. 見積書の管理会社の名前

1 月 24 日 新生ビルテクノ(株) 309,100—

4 月 1 日 (株)C O S P A ウェルネス 3,391,300—

になっており日付等が問題。本当に 2 社と契約しており支払されているか？

2 社競合といていたが、その確認して下さい。（C O S P A ウェルネス(株)は、トイ

レについては、関係ないと聞いている。)

上記違法な事が大阪市職員（スポーツ課）の指示によりおこなわれていた。

2 請求の受理

本件請求は、大阪市立生野屋内プール（以下「本件プール」という。）において、令和6年1月24日に発生した男子更衣室内トイレの天井ボードの落下事故（以下「本件事故」という。）に伴う復旧工事に関し、同工事に要した費用の支出に係る事務手続等の違法性を理由に、同工事に関与した関係職員に対し、大阪市への同費用相当額の損害賠償を求めるものと解され、地方自治法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項等

(1) 対象事項

本件事故に伴う工事に要した費用や当該費用の支出に係る事務手続等に関して違法・不当な点があるかについて、大阪市監査委員監査基準に準拠して住民監査請求監査を実施した。

(2) 対象所属

経済戦略局

2 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

行政委員会事務局執務室等

(2) 実施日程

令和6年7月4日（木）から8月22日（木）まで

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、令和6年7月18日付けで請求書の要旨を補足する陳述があった。その内容は、次のとおりである。

なお、令和6年7月8日及び9日付けで追加の事実証明書の提出があった。

【今回の請求の概要について】

・今回の請求で大きく2点を挙げており、1点目は、生野屋内プールの天井ボードが落下した事故について、補修の必要がない工事まで行われた点、2点目は、見積書の日付に問題があり、修理に関する契約手続が適正に行われていたか疑わしい点である。

・天井ボードの落下事故があり、修理する前には修理前の写真、天井から何から全て撤去する部分を、工事をすれば工事した時の写真が添付されていなければならない。情報開示して

も都合の悪いものは開示しないのがスポーツ課である。

- ・まず、天井が落ちたのは、大体2メートル四方であるから、常識から言っても、この2メートル近くだけの補修で足りるのに、その後、全部を撤去している。そのやり方がおかしい。

- ・令和6年1月24日の約30万円の見積書は、トイレの天井だけの分であって、その他の工事費用は一切出てこない。4月1日に約339万円の見積書が出ているが、ここで疑義があるのは、事故から2か月後の3月下旬に、トイレの使用ができないので皆さんが困っている、天井がない状態だから、トイレを使わせても問題ないのではないかと私が言ったら、その2週間くらい後で仮工事をすぐに行っている。

- ・4月1日に約339万円の見積書が出ている。4月に仮工事が終わったが、この1、2か月後に本工事が行われた。常識で考えた場合、それならばこの仮工事は不要である。

- ・当初は情報開示で（スポーツ課は）この2枚の見積書を出してきた。ここで問題なのは、旧指定管理者は新生ビルテクノ株式会社で、令和6年4月1日から株式会社COSPA ウェルネスに代わった。そうであるのに、4月1日付でCOSPAの名前で見積書が出てきている。このことをCOSPAは全然知らない。逆に3月の時点で、COSPAが抱えている業者（COSPAの共同事業体の会社）に入札をさせてほしいと言ったら、大阪市がこれを拒否したと聞いている。

- ・このことは市民の声でも書いているが、5月10日にスポーツ課が、わざわざCOSPAの本社を訪問して、その見積書を渡している。市民の声では、（スポーツ課は）営業に関することで訪問したと書いてあるが、その時にこの見積書を渡している。これでCOSPAには何もしなくていいからと言った。

- ・昨日も、COSPAの統括の方がスポーツ課の係長に連絡して、この見積りであればCOSPAが本件施工業者（株式会社ニューウォール工務店）に対して見積りを依頼していることになるので、その本件施工業者がこの見積書をCOSPAにいつ渡したのかということ聞いた。そうすると、スポーツ課の係長は、そのような事実はないと言った。これは公文書偽造である。

- ・この根拠のない見積書に基づいて約339万円が支出されようとしている。まだ工事代金の請求はされていないが、もうこの時点で公務員が背任行為をしているという事実がある。私から言わせると、この1件だけでなく、こういうやり方をずっと大阪市はやっている。

- ・これだけの工事であれば費用は100万円以下である。そうすると、指定管理者の会社が保険でやればいいものを、わざわざ370万円もかけて工事している。仮工事をやったのであれば何年かはもつ。それもこれほど膨大な費用を出してまで廊下もしなければいけない工事ではない。

- ・また、（スポーツ課は）市民の声で嘘を言っている。今申し上げたように、全然時系列が合わない。それを私が追及しても、回答内容は変わりませんと言って、今こういう形になっている。

- ・本件施工業者に対しても、大阪市からCOSPAの名前で見積書を出すようにと言わない限り、こういう大きな背任行為の仕事なんてあり得ない。

- ・請求書にも書いているが、見積書を2か所から取ったと言っているが、（情報公開請求しても）この見積り2件は出てこない。この費用はどこから出てきたのか。もう辻褄の合わないことばかりやっている。

- ・5月10日にCOSPAに見積書を渡しているのに、なぜそれを隠すのかというのも大きな問題である。だから本件施工業者及びCOSPAに確認したら、これまで一切関わりがないとお

そらくは、本件施工業者は、大阪市や新生ビルテクノ株式会社から言われて、この見積書を作った。根拠は何もない。やっていることが雑過ぎる。こういうことがまかり通っているということ自体が、税金の無駄遣いをするために見逃している。

- ・補足すると、天井が落ちた時に結露でなくて水が5センチメートルほど溜まっていた。結露でそれほど水が溜まるわけがない。私が知っている限りでは、施設3階の水道管が水漏れしていたようである。そのことも隠している。天井裏にも入ってない。この市民の声で、点検口がないと言っていた。だから結露というのは、当然、冬なのでプールの水を温めるために、朝の6時、7時から温水を入れて、その水蒸気が入って、これも工事が下手なのだが、通路の所にあの黄色を2枚やったら結露はその更衣室に入らないのだが、そのようなことは考えないでやっている。結露というのはこういう天井に付いたものを言う、それによって天井が落ちることはあり得ない。

- ・知らないと思ったらそういうことを職員は平気でやる。この一件だけじゃなくて、他でも同じことをやっているのは、目に見えている。

- ・今、COSPA に対しては請求書を出すなど言っている。できればお金の支払いを止めた方がいいと私個人では思っている。

- ・先ほども言ったように、市民の声が嘘であると。今の説明を聞いてご理解いただけると思うが、それでスポーツ課に二十数回も電話を入れているが、1回も連絡をしてこない。逃げ回っている。資料を出せと言っても出さないのがスポーツ課の現状である。

- ・それともう一つ、今も言ったが、仮工事をなぜやらないといけなかったのか。この2か月間でやる理由が見当たらない。また、約30万円の見積書も、更衣室とか廊下のことについては一切触れていない。

- ・だからこの見積書自体、COSPA に名義借りをして勝手に取ったということであれば、もう関わった職員は全員辞めなければならない。こういう大それたことをやるのは、今回が初めてではなく、大阪市役所の中で常態化している。そうでないと、他者の名前を借りて見積りを取るものか。これは大きな問題である。他にも色々言いたいことは山ほどあるが、大まかに言えばそういうことである。

なお、陳述時の質疑応答において、次のことを確認した。

(300万円を超える工事が不要だと考えた理由について)

- ・通常、天井が落ちたからと言って、天井を全部変えるわけではない。その結露が上がらないようにする工事をするのが当たり前である。生野屋内プールだけでなく、24区のプール全部でそういう現象がなければおかしい。5センチメートルも水が漏れていたというのをごまかしている。

- ・撤去した天井ボードについても、常識から言えば、平面にしてパズルのようにして、こういう状態だったという写真がなければおかしい。このように山にして、訳の分からないようなことをするというのは、もう意図がはっきりしている。今まで誰も言う人間がいなかったら、こういうことが平然と行われている。

(事故の原因が結露ではなくて水漏れであるとの点について)

- ・業者が施設3階に上がって水道管を見ていたのを、私は見ている。

・1月24日に来たと言っても、水溜まりと結露と、先ほど申し上げたように、廊下と更衣室は異常がないと言っている。全然話が合わない。その時に急遽、天井を全部外してしまっている。普通の一般の企業であれば、そのようなことはやらない。

(令和6年1月24日に見積書が出されている点について)

・夕方5時に事故が起こって、すぐに見積りが出せるのか。仮に人の手配ができたとしても、こんな異常なことが平然と行われている。これは全部、後付けなのである。ここまで追及されると思っていなかったから、こういう日付でやっている。

・4月1日に指定管理者が変わっているのに、こういう日付でやっている。要するに、ばれないと思っていた。今までそういうことを行ってもばれていないから、この案件内容は、スポーツ課の行事、長居球技場とかそのような所でも、あそこは1回試合をすれば故障だらけになる。同じようにこうした税金の無駄遣いをやっている可能性があることも踏まえて、徹底的に追及しないとイケない。

・税金がめちゃくちゃに使われている気がしてならない。一般常識で考えればこれは不法行為である。他者の名前を借りて見積りを取ったということも、これはアウトである。

(天井ボード落下後の仮工事の実施について)

・4月の10日頃に仮工事をして、私の記憶だと6月に2回くらい工事に入っているみたいであるが、仮工事の2か月後に、このように綺麗に工事したものを取っ払っており、これも人件費が相当かかっている。330万円以上のお金がかかるわけである。これは異常である。

・先ほども言ったように、見積書自体がトイレ部分の工事だけで30万円であったのに、更衣室や廊下の費用の見積書が見当たらない。だから、本当の見積額はいくらなのかも見えてこない。一応、同業者の見積りを取っているみたいだが、入札されていない。

・だから、これはやはり大阪市が気を付けて、今回のこれを前例として強く取り上げてもらい、他の監査とかでやって、税金の無駄遣いの職員意識を改めるところに持っていかないとイケない。私だからここまで調べてやっているが、この全部を黙認されていれば、大きな問題である。誰が考えても、落ちた所の範囲の天井工事で済むものを、そうすれば税金を1円も使わなくていい問題に約370万円も使っている。

(指定管理者が変わった4月1日に見積書が出ている点について)

・大阪市は、COSPA に対して、こういう見積りを取ったという話を一切していない。私が追及したから、5月10日に(スポーツ課が)COSPA を訪問して、営業の方と打ち合わせをした。生野屋内プールではなく、わざわざ本社の方へ行った。そこで部長と統括に会って話合った。この内容で認めてほしいと、工事はしなくてもいいと言って、この見積書を渡した。

・私は、COSPA が運営している生野屋内プールに通っており、そこに支配人がいるので、今でも電話をすれば出てくれる。それで話を聞いている。

・昨日、COSPA の統括の方がスポーツ課の係長に、こちらがいつ本件施工業者に見積り依頼して、本件施工業者が何月何日に見積りをくれたのかを確認した。そうしたら、こちらが何月何日に大阪市に提出したのか言ってほしいと伝えたら、そのような事実はないということを言っていると聞いた。もうここでアウトである。

・それでこれが背任行為だという意識がない。市民からすれば、公文書偽造だという感覚のない職員は辞めるべきである。

(天井ボードの落下にかかる補修について)

・天井ボードの落下部分が2メートルくらいであれば、自宅で何十万円かお金を出して工事をするのか。落下した部分だけで良いとなるだろう。それを結露だという訳の分からない言葉で。水が5センチメートルも溜まっていた。もう全然、話にならない。それを追及したら、結露であると。市民の声では、点検口がなかったからということであった。

・私はジムにしか行かないので、プールを利用された方がトイレを使えないと言うから、現場へ行ってみた。このような状況であれば、天井が落ちるわけでもないから使わせたらいい。なぜ2か月以上も利用者に使わせないのかと言ったら、今申し上げたように、慌てて仮工事を行った。その意図が分からない。仮工事の状態で何年か使用すれば良いのではないか。トイレの天井を取るだけでも30万円かかったと言ったら、仮工事をしなおすだけでも30万円の倍はかかっていると思う。

・トイレだけの撤去代で30万円かかっているが。その見積りには、更衣室及び廊下の撤去費用は見当たらない。当初、1月21日に点検した時には何ら問題ないと言っているが撤去している。

(本件工事の見積書に関する疑問点について)

・1月24日付けの見積書には、トイレ前の通路の撤去(2月20日実施分)費用は、1月24日以後の話なので見当たらない。4月1日付けの見積書に入れることもおかしい話である。

・もう一つ、私の疑問は、確かに4月から(指定管理者は)COSPAであるが、前年度からの継続という形であれば新生ビルテクノ株式会社で工事できるのだろうか、それは大阪市のシステムの中でどうなっているのかわからない。

・新生ビルテクノ株式会社が指定管理をしている期間の事故であるので、COSPAではなくて新生ビルテクノで全部やるというのであれば、30万円と339万円を足した370万円近いお金は、そこで工事できるのだろうか。

・ここでもう一つ疑問なのは、この事故があつてすぐに、見積書もまだ全部出ていないのに、大阪市がその費用を全部負担すると言っている点で、見積額も30万円しか見ていないのに、大阪市が全部工事の費用を負担するというのはおかしくないか。

・だから大阪市が異常で、今、私が気付いてそう説明しているが、天井を全部撤去するから30万円になったけれども、この工事は全部で100万円で終わる工事である。その精査も何もできていない。

・完全に20万円、30万円で終わっている工事を、10倍以上の税金を投入しようという意図でやっている。

(指定管理者間での本件対応の引継ぎについて)

・先ほど説明したように、3月の時点でCOSPAは自分のところ(COSPAの共同事業体の会社)で工事をさせてほしいとお願いしている。入札させてほしいと言っている。だから、引継ぎはされていない。

・COSPA は、引継ぎのため3月から生野屋内プールに来ている。引継ぎという形だが、引継ぎをさせてもらえなかった。ただ、3月時点では大体の状況は分かっていたが、3月末までは旧の指定管理者が管理しているので、口出しができなかった。

(本件施工業者とCOSPAとの関係性について)

・疑問に思ってもらわないといけないのは、これまで本件施工業者とCOSPAとは取引が一切ない。ここで問題なのは、先ほど申し上げたように、5月10日まではCOSPAがこの件を知らないということである。

・5月10日にスポーツ課の課長と係長がCOSPAの本社を訪問して、この工事に関してCOSPAに何もしなくても良いと言った。

・ここで私が一つ税務署に言っているのは、企業が利益なしに右から左へ、この入金額を本件施工業者に払わないといけない。この状態でいえば、事前に利益がいくらだという話をCOSPAとしていないとおかしい。5%なり10%なり、利益なくして経費処理できない。常識からいってそんな話は一切ない。一切、口を出さないようにと大阪市から言われている。

(令和6年4月1日付けの見積書について)

・私はCOSPAの担当職員も知っているから、COSPAで入札した方が良いのではないかということを行ったが、後で聞いたところ、入札のことを言ったけれど大阪市から断られたとのことであった。それでよくよく見積書を見たところ、COSPAの名前を勝手に使って見積り取っていることが分かった。そうだから本件施工業者に聞いたら一番よく分かるが、大阪市が新生ビルテクノ株式会社に指示して、新生ビルテクノ株式会社がCOSPA名義の見積書を書かせたという風に見るのが妥当な線だと思う。

・この見積書はCOSPA名義で出ているけれど、COSPAは一切関係していない。そうだから昨日、スポーツ課の係長はCOSPAの担当者から電話があった時点で、私が市民の声でこういう請求を出す。これ、私から言われているけれど、事実がどこにあるのかと聞いたところ、そのような事実はないと言った。

・先ほど申し上げたように、大阪市が新生ビルテクノに言って、COSPA名義で4月1日付の見積りを作れという指示があった。それまでほったらかしにしていたけれど、工事をする段になって、5月10日にCOSPAの本社に行って、この見積書で、工事代金の支払いはCOSPA宛にしかできないと説明した。そうだから、大阪市は、ものすごく異常である。今現在、COSPAは利益なしで右から左へなんていったら、会社としては問題である。こうだったと仮定しても、私が税務署に言って調査をしてもらう。このようなことで市民が、この職員の悪事を放置して、今まで許してきたこと自体が許せない。

(経済戦略局とのやりとりについて)

・工事前と工事後のもっと詳しい書類を求めているが、今のところ、写真等々がきちんと出てこない。工事前後の写真は、撮っていないとおかしい。そうだから施設整備課にしても、こういう雑な仕事だから、やっぱり後々、(撤去した天井ボードを)年度が変わる3月31日に処分したといったら、もう隠蔽としか読み取れない。

・撤去した天井ボードを生野屋内プールの地下に置いてあったが、年度が変わる、指定管理

者が変わる時点で、そういう証拠物を隠蔽した。市民の声で確認したところ、そういった事実が全部出てくる。先ほども言ったように、見積書の名前を勝手に使用したということも、5月10日の訪問にしても、業者が何も言えないので、そういう見積書を平気で作る。

- ・この背任行為は許されない。そうだから、このCOSPA名義の見積書自体がアウトである。この工事自体、一から全てチェックをしなければ、実際の金額は分からないし、当然、一部だけの工事にしていれば100万円以下であることを前提にして、1円も税金がかかる必要性のない仕事である。後は新生ビルテクノと大阪市の間で調整すればいいと思う。

- ・だから極端に言えば、経済戦略局長が全額弁償するくらいのことをしてもらわないと困る。情報は伝えているが一切動いてくれない。

（大阪市と現指定管理者との関係性について）

- ・（COSPAは）大阪市に対して、内心疑問に思っているかもしれないが、大阪市から言われたら反論できないので、私が話をして、そういう確認とかおかしいと思う点を知らしめている。そうだから、これは指定管理者の立場なので、大阪市の言い分を聞かなければ困る。しかしこれは立場が逆である。今1者でも抜けると施設の管理ができなくなるので、困るのは大阪市の方である。

（今回の落下事故への対応について）

- ・これは先ほどから何回も言っているが、この1件でなくて、他の所でもこういうやり方で税金の無駄遣いをしている。氷山の一角として精査しなければならない。こうしたことが今回初めて行われたわけがない。写真を見ればこの状態でもトイレは使えるはずである。

- ・普通、天井落下とって、全部撤去して補修する家なんて1軒もない。これは税金だから、裏でお金を貰っているかも知れない。ここまでやるといったら、そういう風に考えるのが、裏金問題と一緒に、表面に出たからこう言わせてもらっているが、私が黙っていたら、これも隠蔽だ。

（4月に実施した仮工事について）

- ・仮工事を行ったのは4月16日であるが、この時の廊下と更衣室の状態を写真に撮ったのだが、これが1、2か月で全部撤去されている。その費用と云ったら相当な額である。もう30万、40万円はかかっている。それならば、何年か間隔を置いて本工事をするのが妥当なやり方だが、急遽なぜそうした工事を行ったのか。ましてや見積書からはその詳しい内容が読み取れない。

- ・仮工事の状態ですばらく何年かは使用できたはずである。確かに若干、工事は雑であったのは事実だが、だからといって天井が落ちるというような工事はしていないはずである。本当はもっと早くしなければならない。落下事故後、2か月間もほったらかして、私に言われてから仮工事をしているということだけでも、本当であればおかしい事案である。

（旧指定管理者との関係性について）

- ・これまで指定管理者を8年か9年くらいやっているはずである。大阪市は指定管理の業者に丸投げをする。それで指定管理者は好き勝手にやる。市民のことを考えていない。3年ほ

ど前にやり方がまずいと言ったら、初めてだが指定管理者のその職員に対して警告書を出している。

4 監査対象所属の陳述（35 ページ以降に詳述）

令和6年7月25日に、監査委員が、経済戦略局理事ほか経済戦略局職員より陳述を聴取した。

5 監査対象所属に対する調査（41 ページ以降に詳述）

行政委員会事務局職員が、経済戦略局職員に対して、次のとおり調査を行った。

- ・令和6年7月10日、31日、同年8月1日、8日及び13日に質問による調査を実施。
- ・令和6年8月8日にヒアリングによる調査を実施。

6 関係人調査（72ページ以降に詳述）

行政委員会事務局職員が、次のとおり関係人調査を行った。

- ・大阪市の指定管理者制度等を所管する契約管財局を関係人（関係所属）とし、契約管財局職員に対して、令和6年8月2日に質問による調査を実施。
- ・新旧の各指定管理者を関係人とし、令和6年7月30日に質問による調査を実施。

第3 監査の結果

1 本件請求に係る事実関係

（1）指定管理者制度について

ア 関係法令等

（ア）地方自治法第244条（公の施設）

本条は、公の施設の意義及びその基本的な利用関係に関する規定である。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設のことであり、公の施設の成立要件としては、以下の全てを満たすものである。

- ①住民の利用に供するためのものであること
- ②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること
- ③住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- ④地方公共団体が設けるものであること
- ⑤施設であること

（イ）地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

本条は、公の施設の設置、管理及び廃止に関して定める規定である。

- ・第1項において、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない」と規定されている。
- ・第3項において、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公

共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定されている。

イ 指定管理者制度の概要について

契約管財局作成の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン（令和6年5月（改訂版）」は、大阪市が設置する公の施設に係る指定管理者制度の導入及び運用にあたって想定される事務処理についての考え方及び標準的な取扱いを示すものであり、次のとおり記載がある。

（ア）制度導入の経緯

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、地方公共団体の出資団体等に限定して委託することが可能であった管理委託制度が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された（地方自治法第244条の2）。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものである。

指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、行政処分に該当する使用許可も行うことができることとなる。また、指定管理者の範囲についても特段の制約を設けず、出資団体に限られない民間事業者等も議会における指定の議決を経て指定管理者となることができる。

（イ）大阪市における制度導入の検討

所管所属は、施設の目的を最大限に発揮できるような管理のあり方を検討する必要がある、行政が直接担う必要があるかどうか十分精査し、可能な限り指定管理者制度を導入し、業務委託等により民間活力の活用を図るものとする。

指定管理者制度の導入及び運用に当たっては、市民への説明責任を果たしながら公正公平に取扱いを決定していく必要がある。

また、施設の設置趣旨に鑑み、市民サービスの向上と満足度の高い安定的なサービスの提供を図るため、最も効率的効果的に制度を運用していく必要がある。

（ウ）施設設置条例の制定

指定管理者に公の施設の管理運営を行わせる場合、指定管理者の指定の手続など、必要な事項を施設の設置条例で定める。

※生野屋内プールについては、大阪市立プール条例及び大阪市立プール条例施行規則により規定されている。

（エ）料金制度

有料の公の施設においては、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする、いわゆる「利用料金制」を導入することができる。

利用料金制の導入によってニーズに応じた弾力的な料金設定や多様なサービスの

提供が可能となる。また、利用料金制では、利用者から徴収する料金が直接指定管理者の収入となるため、指定管理者のインセンティブとなりやすく、自主的な経営努力が期待できるとともに、本市や指定管理者の会計業務の効率化も図ることが可能となる。

なお、利用料金制を導入せず、使用料を指定管理者に徴収させる施設については、指定（協定の締結を含む）とは別に、徴収に関する委託契約を締結する必要がある。

（オ）指定期間

指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上や、事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間を設定するものとし、5年間を原則とする。

（カ）業務代行料の算定・積算

施設の管理運営のための費用として、あらかじめ必要と考えられる費用総額や得られる利用料金総額を算定または積算しておく必要がある。

業務代行料については、単純に前年度実績を参考とすることなく、適正な労働条件（人件費含む）の確保や物価変動に留意のうえ、本市として求める基本的な業務水準、業務内容等に応じた適正な金額とすることが重要であり、過度の費用削減により、関係法令違反やサービスの低下を招くことのないよう十分に注意を払う必要がある。なお、業務代行料支出が発生する場合、その上限額の設定について、公募する前に、財政局と協議しなければならない。

なお、利用料金制を導入し、その収入のみで施設の管理運営に要する費用の全てを賄う施設以外については、原則として業務代行料を支出することとなるが、指定期間が複数年度にわたる場合には、協定書において、指定期間中の業務代行料の総額を記載し、必ず、債務負担行為を設定すること。

（キ）リスク管理

指定管理者制度は、公の施設に関する広範な権限を指定管理者に委任して代行させるもので、指定管理者は施設の管理運営に関し、極めて重要な責任とリスクを担うこととなる。管理運営業務の適正かつ確実な実施を確保するためには、あらかじめ指定管理者と本市が担う責任とリスク及びリスクが顕在化した場合における負担を明確化しておく必要がある。リスク分担の検討に際しては、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクを含め、施設の管理運営上のリスクとその原因をできる限り把握しなければならない。

また、指定管理者へのリスク分担において、過剰なリスク分担は指定管理者の活動、いわば公共サービスの円滑な提供を阻害することとなるため、リスクを最もよく管理することができ、リスクを適切にコントロールできる者がリスク管理をすべきである。また、リスクが顕在化する場合の、その責めに帰すべき事由の有無に応じてリスクを分担する者を検討する必要がある。

分担するリスクについては、あらかじめ募集要項や協定書において定めておく必

要がある。なお、契約管財局が定めるリスク分担の標準例は下表のとおりである。

○リスク分担表（標準例）【抜粋】

リスク の種類	内容	負担者	
		大阪市	指定管理者
施設の 損傷	施設、機器等の損傷 ※3	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

1 大阪市が対応するもの

基幹的な施設・機器等の損傷

2 指定管理者が対応するもの

(1) 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等の損傷

(2) 基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷

(3) 上記1のうち、1件あたりの修繕費用が100万円未満のもの

（ただし、損傷への対応が緊急に必要でありかつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合にあっては、大阪市が対応することができる。）

※大阪市のリスク分担とする場合、削除し、下記のなお書きの項番を修正すること。

(4) 施設管理に関わって必要な消耗品の補充交換

※ なお(1)～(4)で対応した施設等の所有については、大阪市とする。

(注) 基幹的な施設・機器等とは、…建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）などをいう。

・施設管理に関わって必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充交換をすること。

(ク) 協定書の作成

指定管理者は、議会における指定の議決を経て、行政処分である「指定」を受けた法人等である。「指定」の内容（対象施設や指定期間）だけでは、指定管理者が業務を行うにあたっての必要な事項（業務代行料の額、業務の実施方法・内容等）が示されていないため、「協定」を締結し、具体的な実施業務の細目を定めることとなる。協定の内容は指定管理者が行う業務内容（業務委託契約における契約内容に相当）となる。

協定書には「基本協定書」と「年度協定書」がある。基本協定書は指定期間を通じたもの、年度協定書は年度ごとに結ぶものをさす。ただし、協定書に指定期間中の業務代行料の総額を記載し、債務負担行為の設定により予算が担保されている場合、年度協定の締結は不要とする。また、協定書は、使用料施設であるか、利用料金施設であるかなど、施設の特性によって標準協定書例を設けているが、標準例の内容を変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

(ケ) 指定及び協定の締結

指定管理者の指定に係る議案について、議会の議決を経た場合、所管所属は、指定管理者となる団体に指定管理者に指定する旨通知し、公告しなければならない。なお、議会の議決が否決された場合、指定管理者となる予定であった団体に不指定通知書を交付すること。

指定管理予定者が選定されたのち、所管所属は、指定管理予定者と協議し、管理の細目的事項について定めるため、議会の議決を経る前に仮協定を締結することとする。指定管理者に指定通知した時点で、指定管理者と本協定を締結することとする。

(コ) 指定管理者の地位・権限

指定管理者は議会における指定の議決を経て、行政処分である「指定」をうけた法人等である。指定により公の施設の管理権限の委任を受けた指定管理者は、本市に代わり当該公の施設の事務を行う機関であることから、本市のパートナーとして公共の一翼を担い、地域全体の公益に資することが求められる。

本市においては、指定管理者との間で施設の管理運営に関する「協定書」を取り交わしており、指定管理者は協定書（仕様書等を含む）に則って具体の業務を実施することとなる。

(サ) 管理業務の第三者への委託

指定管理者制度は、基本的には施設の一体的な管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定している制度であることから、第一義的には管理の業務の全てを指定管理者に行わせることとなるが、管理の業務の性質、施設の形状や管理上の合理性等を踏まえ、例えば、清掃、警備といった個々の事実上の行為を指定管理者から第三者へ委託することは可能である。

こうした場合でも、施設の性質等や施設の適切な管理運営の観点から、指定管理者自身が必ず行わなければならない業務（主たる業務）と、指定管理者から第三者への委託が可能なもの（業務の処理の一部を含む）について、あらかじめ区分しておくことが必要である。ただし、第三者へ委託する場合は、本市の承諾が必要となる。

なお、地方自治法の規定に基づき地方公共団体による適正な管理を確保したうえで指定管理者にその管理を行わせることとした制度の趣旨に鑑みれば、管理の業務を一括して第三者へ委託（いわゆる丸投げ）をすることは許されない。

(シ) 大阪市の責任

指定管理者制度を導入した場合、施設の設置者である本市は、施設管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の施設管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から適宜点検・確認等を行い、必要に応じて指導・監督・協議等を行うこととなる。この際、所管所属として留意すべき点としては、制度の導入によって施設の管理運営に関する業務を指定管理者に委ねることが、施設設置者としての責任を減少させるものではないということである。

「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を

求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」（地方自治法第244条の2第10項）とされているとおり、指定管理者制度が適用されている施設においても、本市は施設の設置者として必要に応じた監督を行うことができ、特に利用者の安全確保については、本市や職員の管理責任を問われるケースも生じ得ることから、安易に事業者（指定管理者又は指定管理者から委託を受けた事業者）に任せ切りにすることなく、日頃から事故等の発生を防ぐため特段の注意を払っておく必要がある。

（ス）事故等への対応

所管所属は、指定管理者と協議の上、指定管理者に事故、災害等に対応するための体制を整備させることとする。また、事故（個人情報等の漏えい、施設の滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、本市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、指定管理者が緊急時発生対応計画を定め、本市に報告することとする。指定管理業務の実施中に事故（個人情報等の漏えい、施設の滅失、き損等を含む。）が発生した場合、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、指定管理者に、直ちに事故拡大の防止策を講じさせるとともに、速やかに本市にその旨を報告させなければならない。

また、上記事故等の処理終了後は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により報告させるとともに、所管所属はその後の具体的な再発防止策について指示を行うものとする。

（セ）施設・備品等の取扱い

指定管理業務を実施するために必要な施設等を指定管理者に無償で利用させるものとする。なお、当該施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承認が必要となる。既にある施設における備品の補修更新については、指定管理者が実施し、その費用を負担することとする。

なお、施設に存在する備品等の適正な維持管理のため、指定管理者に備品一覧等を適宜更新させ、一覧表等に基づく定期的な現物確認の実施・結果の報告を求め、所管所属は、必要に応じて適切な対応を行うこと。指定管理者が、事故等により、本市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに本市に報告させることとする。

（2）契約事務に係るルールについて

ア 関係法令等

（ア）地方自治法第234条

地方自治法第234条は、普通地方公共団体が締結する契約の方法、契約の相手方の決定の方法、入札保証金の帰属、契約確定の時期等について規定している。

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札を原則とし、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている。

つまり、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる場合は、政令に定める場合に限られており、この政令に定める場合に該当しない契約は、一般競争入札によらなければならない。

上記のとおり、契約締結の方法は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りのいずれかの方法による。

- ・ 一般競争入札

一般競争入札とは、不特定多数の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、普通地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする契約方法をいう。

- ・ 指名競争入札

指名競争入札とは、普通地方公共団体が資力、能力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争をさせ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方法をいう。

- ・ 随意契約

随意契約とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令第167条の2に規定された要件に該当する場合に限ることとされている。

- ・ せり売り

せり売りは、買受者が口頭（挙動）をもって価格の競争をするものであり、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している契約について認められる。

（イ）地方自治法施行令第167条の2

地方自治法施行令第167条の2第1項は「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする」として、随意契約を行うことができる第1～9号の9つの類型を定めている。

- ・ 第1号：売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸貸借料の年額又は総額）が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
- ・ 第2号：不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき
- ・ 第3号：特定の施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により製作された物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
（例：障がい者福祉施設等）
- ・ 第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体

の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき

- ・第5号：緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・第6号：競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
- ・第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ・第9号：落札者が契約を締結しないとき

(ウ) 大阪市契約規則の規定

- ・第1条（趣旨）：
本市において売買、賃貸、請負その他の契約をする場合においては、別に定めるがあるもののほか、この規則の定めるところによる。
- ・第17条の3（見積徴取）：
随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

イ 契約事務の手引（第14版、令和6年4月）

契約事務の手引は、全ての所属において契約事務に携わる職員のために、様々な制度の趣旨やその仕組みについて、地方自治法、地方自治法施行令や大阪市契約規則等の根拠を示して網羅的に解説したものとして、契約事務の制度所管所属である契約管財局が作成したものである。

○随意契約について

本手引によれば

- ・随意契約とは、競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定し締結する契約方法であり、一般競争入札を原則とする契約方法の特例として位置付けられている。
- ・契約規則第17条の3に関して、随意契約であっても適正な価格で契約を行う必要があるため、なるべく競争の原理を応用してより有利な契約を行おうとする趣旨から、随意契約による場合においても、2名以上の者から見積書を徴収し、価格等を比較検討するいわゆる「比較見積」を行うことを原則とする。

とされている。

ウ 比較見積ガイドライン（令和元年12月）

当ガイドラインは、全ての所属で実施される物品契約における比較見積の事務手続をとりあげて、大阪市が随意契約する場合の、契約事務の基礎的な知識をわかりやすく解説したものとして、契約事務の制度所管所属である契約管財局が作成したものである。

(ア) 趣旨

大阪市契約規則（以下「契約規則」という。）では、随意契約であっても、2名以上の者から見積を徴取することを規定しており、競争原理を働かせることとしている。例えば少額の案件であっても、契約相手方となった事業者には売上として利益が生じるため、その業者選定の手続きに公正性が確保されていることが必要となる。随意契約であっても、行うべき事務手続きを怠り、あるいは偽った事務手続きを行ったり、偏った業者選定を行ったりすると、入札談合等関与行為の疑いがなされる可能性がある。

（イ）比較見積の方法

A 予定価格の算定

法令上、随意契約における予定価格に関する規定はなく、また、契約規則においても、随意契約における予定価格設定についての明確な規定はない。

しかしながら、随意契約であっても競争による契約と同様に、如何なる価格で契約を締結することが適当か予定を立てる必要があることから、随意契約においても 予定価格を設定すること。なお、予算金額の範囲を超える予定価格の設定は認められない。

また、予定価格算定の際には、客観的にも説明できるかどうかという観点を常に念頭におく必要がある。例えば、同じような業務に関して、下見積で複数の見積書を徴取する場合に、「当該所属のルールとして通常は最低価格を予定価格として採用しているが、今回は平均価格を採用する」といったような場合など、通常行っているのとは異なる取り扱いをする場合には、なぜそのようなことをしなければならないのかということについて合理的な説明ができなければならない。

予定価格の算定に際して下見積を行う場合についても、恣意的な運用であると思われることが無いよう、留意すること。

B 仕様書による仕様要件の提示

適正な価格競争を行い、契約の目的を確実に達成（履行）させるには、「仕様書」により仕様要件を明確にしなければならない。あらかじめ作成した「仕様書」により比較見積を行うこと。

C 見積条件の設定

「仕様書」に基づき見積りを徴取することとなるが、その見積条件を明示することが必要である。見積条件とは、①「仕様書」に基づき契約希望価格を見積もること、②見積書の作成方法、③見積書の提出方法、④見積書の提出期限が主なものとなる。

また、見積期間については、工事請負契約では建設業法により規定があるものの、他の契約では明確な法令の定めはない。契約の内容に応じて、適切な見積期間を確保することが必要である。

D 見積業者の選定等

・見積業者の選定

少額の随意契約のほとんどは、比較見積による低価採用により業者決定を行うこととなり、比較見積を行う見積業者の選定が重要となる。随意契約での見積徴収については、契約規則第17条の3により、2名以上の者から徴することとしている。

見積業者の選定については、契約規則第11条に随意契約の参加資格の規定があり、「契約を締結する能力を有しない者及び破産者復権を得ない者は、特別な理由がある場合を除くほか、随意契約に参加することができない。」としているが、具体的な参加資格は明示していない。

一方、入札の参加資格については、契約規則第6条において、「市長が定めあらかじめ告示する。」としており、さらに、同第8条第1項により、「入札に参加しようとする者は、市長があらかじめ告示する方法により第6条の資格の審査の申請をしなければならない。」としており、同条第2項により、「市長は、資格審査を実施したときは、有資格者（中略）の名簿（以下「有資格者名簿」という。）を作成する。」とある。

比較見積を行うにあたっては、入札参加資格有資格者名簿に登録のある者から選定する方が、所要の審査を受けて入札参加の資格を有していることから、随意契約を締結するにあたっては契約を締結する能力を有していると判断できるので、合理的であるといえる。

見積業者の選定が恣意的（市側の一方的な都合による合理性のない選定）なもので、特定の業者と契約に至っている場合は不適正な事案と疑われることとなる。単に、営業実績や契約の履行の確実性のみを理由とした見積業者の選定は適切ではない。契約の公正性と競争性を確保するために、契約の参加機会を広げることが必要である。

・契約事務審査会での審議及び見積徴収の業者の決裁

恣意的な見積業者の選定を行い、特定の業者と契約に至っている場合は、不適正な事案と疑われることとなるので、事業者に見積を依頼する際には、なぜその事業者を選定したのかも含めて、原則、契約事務審査会で審議し、見積徴収する業者案などを決裁しておくことが必要である。

・見積依頼

見積依頼にあたっては、見積業者に見積条件を明示することが必要となる。見積条件を明示した「見積依頼書」を作成し、「仕様書」を添えて、選定した見積業者に送付すること。

（ウ）業者決定

見積書の提出期限までに提出された有効な見積書をもって、見積金額の比較を行い、最も低価であった見積を採用する。

(3) 生野屋内プールの施設概要について

本監査対象所属からの提出資料やホームページ等によると、本件プールの施設の概要は下表のとおりである。

項目	内容
名称	大阪市立生野屋内プール
所在地	大阪市生野区桃谷3丁目8番18号
開館、利用時間	開館時間：9時～21時、利用時間：9時～20時30分
内容	・25メートル×8コース、・幼児プール ・ジャグジープール、・採暖室
休館日	火曜日（休日の場合は翌日が休館） 年末年始（12月28日～1月4日） ※施設点検などのため臨時休館することもある。
建築年	平成13年2月（築23年）
大規模改修等の履歴	直近の大規模なリニューアル工事等の実施状況 ・令和2年度 特定天井改修及びプール層塗装改修 ・令和3年度 屋上防水改修 ・令和4年度 中央監視盤更新、空調設備更新

(4) 生野屋内プールに関する各協定書について

ア 基本協定書（平成31年度～令和5年度分）

本件プールにおける、平成31年度から令和5年度までの指定管理者（新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体〔代表者：新生ビルテクノ株式会社。以下「旧指定管理者」という。〕）と大阪市が締結した、大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立生野屋内プール・大阪市立城東屋内プール管理運営業務基本協定書の主な内容は次のとおりである。

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、大阪市が指定管理者を当該各施設の指定管理者として指定したことを受けて、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、誠実かつ公正に当該各施設の当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 協定期間
- (3) 施設等の維持保全
- (4) 業務代行料の支払い
- (5) 利益配分

- (6) 業務代行料の減額等
- (7) 業務内容の変更、中止等
- (8) 障がいのある人への合理的配慮の提供
- (9) 違約金
- (10) 補則

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

(以下略)

(当該業務の範囲)

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツセンターの管理運営に関する事
- (2) プールの管理運営に関する事
- (3) トレーニング場の管理運営に関する事
- (4) 設備の運転監視・保守点検、建物の維持保全、保安業務等に関する事
- (5) 施設の使用許可に関する事
- (6) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する事
- (7) その他大阪市が必要と認める事業

2-4 略

(事故等への対応)

第13条 指定管理者は、大阪市と協議のうえ、事故、災害等に対応するための体制を整備しなければならない。

- 2 指定管理者は、事故（個人情報等の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合に備え、大阪市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時発生対応計画を大阪市に報告しなければならない。
- 3 当該業務の実施中に事故（個人情報の漏えい、滅失、き損等を含む。）が発生した場合、指定管理者は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、速やかに大阪市にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 前項の場合、指定管理者は、当該事故の詳細について遅滞なく書面により大阪市に報告するとともに、その後の具体的な事故防止策について大阪市の指示に従わなければならない。

(施設、備品等の取扱い)

第32条 大阪市は、当該業務を実施するために必要となる施設、機器、備品等（以下「施設等」という。）を無償で指定管理者に利用させるものとし、指定管理者は、大阪市の指示に基づき施設等を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、施設等の原状を変更しようとするときは、あらかじめ大阪市の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、当該業務の実施に当たって必要となる施設等の補修及び更新を実施し、その費用を負担しなければならない。
- 4 前項の施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて大阪市が所有するものとする。ただし、大阪市と指定管理者が協議の上、指定管理者が所有することとすることができる。
- 5 あらかじめ、大阪市が設置する施設等の他に当該業務を行うにあたり必要な施設等の費用については、指定管理者の負担とする。
- 6 指定管理者は、事故等により大阪市の財産を滅失又は損傷させたときは、直ちに大阪市に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

(危険負担)

第34条 当該業務の実施に当たっての危険負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者との協議の上、決定するものとする。

(別表) 【抜粋】

リスクの種類	内容	大阪市	指定管理者
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※2	協議事項	
	管理上の瑕疵によるもの		○

※2 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・施設の運営に伴う施設、機器、備品等の日常的な補修・修繕、更新等は、指定管理者が行うこととする。
- ・見積価格が300万円を超える大規模改修・大規模補修については原則として大阪市が実施するものとする。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
- ・補修・修繕等の実施に関する判断は、1件あたり100万円以下は指定管理者が行い、見積価格が1件あたり100万円を超える場合は、大阪市の承認によるものとする。
- ・補修・修繕費用が1件あたり100万円を超える場合は、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担するものとし、年度末に精算を行うものとする。
- ・補修・修繕等の実施により生じた財産は、大阪市に帰属するものとする。
- ・施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換をすること。

(点検及び監督指導等)

第36条 指定管理者は、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について当該業務を適正に実施しているかどうか自己点検を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による意見聴取及び自己点検の結果並びに当該各施設の前月分の利用状況及び利用料金等の収入状況を定期的に集計し、大阪市に報告しなけ

ればならない。

- 3 大阪市は、当該各施設の管理の適正を期するため、必要に応じて、指定管理者の当該業務の実施状況を監督又は検査、実地について調査し、また、前項の規定による報告のほか当該業務の状況に関し報告を求めることができる。
- 4 前項の監督又は検査若しくは実地調査で、指定管理者が行う当該業務の実施状況がこの協定、年度協定及び事業計画書に定める仕様を満たしていない場合又は当該各施設の利用者が施設を利用するうえで明らかに利便性を欠くと大阪市が判断した場合は、大阪市は指定管理者に対しその改善を指示するものとする。
- 5 指定管理者は、第3項の規定による報告請求、監督、検査又は調査があったときはこれに協力し、前項の規定による大阪市からの指示があったときはこれに従わなければならない。
- 6 大阪市は、必要と認めるときは、第2項から第4項に定める業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、指定管理者は、当該業務に関して、当該第三者に第2項及び第3項に定める報告を行い、当該第三者が行う第3項に定める監督、検査又は調査を受け、第5項に定める指示に従わなければならない。

(引継ぎ)

- 第47条 指定管理者は、別の指定管理者が新たに指定されたときは、大阪市の指示する事項について、新たな指定管理者への引継ぎを文書により誠実に行わなければならない。
- 2 前項の引継ぎは、新たな指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
 - 3 第1項の規定による引継ぎに伴う経費については、指定管理者の負担とする。

(補則)

- 第52条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

イ 基本協定書（令和6年度～令和10年度分）

本件プールにおける、令和6年度から令和10年度までの指定管理者（COSPAウエルネス・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体〔代表者：株式会社COSPAウエルネス。以下「現指定管理者」という。〕）と大阪市が締結した、大阪市立天王寺スポーツセンター・大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立城東スポーツセンター・大阪市立真田山プール・大阪市立生野屋内プール管理運営業務基本協定書のうち、上記アとの主な変更点は次のとおりである。

(協定期間)

- 第2条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(危険負担)

第35条 当該業務の実施に当たっての危険負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定めのない事項については、大阪市と指定管理者との協議の上、決定するものとする。

(別表) 【抜粋】

リスクの種類	内容	大阪市	指定管理者
施設の損傷	施設、機器等の損傷 ※3	○	○
	指定管理者に施設管理上の帰責事由があるもの		○
	指定管理者が設置した設備・備品		○

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応

- ・ サービス提供に伴って基幹的な施設・機器等が損傷した場合、指定管理者に施設管理上の帰責事由があるときは指定管理者が、それ以外は大阪市がそのリスクを負うものとする。ただし、基幹的な施設・機器等の附属物（設備の消耗品など）の損傷は、指定管理者の帰責事由の有無にかかわらず、指定管理者の負担とする。
 - ・ 基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・器具・什器・備品等は、指定管理者が補修更新するものとする。なお、当該施設等は、指定期間の満了又は指定の取消し後、すべて原則として大阪市の所有とする。
- (注) 基幹的な施設・機器等とは・・・建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など。
- ・ 見積価格が300万円を超える大規模改修・大規模補修については原則として大阪市が実施するものとする。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
 - ・ 補修・修繕等の実施に関する判断は、1件あたり100万円以下は指定管理者が行い、見積価格が1件あたり100万円を超える場合は、大阪市の承認によるものとする。
 - ・ 補修・修繕費用が1件あたり100万円を超える場合は、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担するものとし、年度末に精算を行うものとする。
 - ・ 施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換をすること。

ウ 年度協定書（令和5年度分）

指定管理者（代表者：新生ビルテクノ株式会社）と大阪市が締結した、令和5年度大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立生野屋内プール・大阪市立城東屋内プール管理運営業務年度協定書の主な内容は次のとおりである。

(ア) 協定書の内容

(管理運営業務の細目)

第1条 管理運営業務の細目は、別紙仕様書に従うこととする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議して定める。

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(施設等の維持保全)

第3条 指定管理者は、当該各施設において常に施設等の維持保全に留意し、施設の運営に伴う施設、機器、備品等の日常的な点検・補修・修繕、更新等は指定管理者が行うこととする。

- 2 当該各施設において、見積価格（税込み。以下同様）が1件あたり100万円以下の修繕をすべき不具合等が発生した場合、指定管理者が修繕等を実施する。
- 3 当該各施設において、見積価格が1件あたり100万円を超える修繕をすべき不具合等が発生した場合、指定管理者は修繕等の実施について大阪市に報告し、大阪市が指示した修繕等について実施する。
- 4 前項の修繕等において、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担する。
- 5 見積価格が1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施する。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
- 6 第2項、第3項の規定にかかわらず、施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 8 前項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 施設の設備機器等の故障において、その施設を供用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合
 - (2) 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合
 - (3) 大阪市の施策の実現の為に開催する国際競技大会等で、競技規格等に対応する為に行う改修等その他の大阪市が必要と認める改修等を実施する場合
- 9 第4項、第6項及び第7項にかかる費用負担については大阪市と指定管理者との間で覚書を締結し精算することとする。
- 10 第2項から第7項において、指定管理者が実施した補修・修繕及び、備品の更新により生じた財産上の権利は、大阪市に帰属する。

(業務代行料の支払い)

第4条 基本協定第25条第4項に定める業務代行料の金額は、金139,689,040円（うち消費税12,699,003円）とし、施設別の内訳は次のとおりとする。

生野屋内プール 金72,218,020円 ※抜粋

(イ) 仕様書の内容

3 プールの管理運営に伴う業務

(1) 受付改札

別記「受付改札業務仕様明細書」によること。

(2) 施設の使用許可

プール条例等関係法令の規定に従い、使用の許可、使用の制限等を行うこと。

(3) 利用料金の徴収

別に定める利用料金の徴収を行うこと。

(4) 遊泳監視、水質管理、衛生管理、傷病者の救護措置、状況報告等

別記「プール監視業務仕様明細書」によること。

(5) 利用者の集計及び報告

利用者を集計して、大阪市の求めに応じ報告すること。

(6) 業務日誌の作成

業務日誌を作成すること。

(7) 自己点検の実施及び報告

大阪市の指定する指定管理施設点検シートを用いて、毎月自己点検を実施し、点検結果を速やかに大阪市に報告すること。

7 建物及び設備の維持保全業務

(1) 建物の維持保全業務

施設管理者は日常点検、保守点検を行うとともに各種点検情報や修繕などの工事情報を「施設カルテ」に入力し常に建物の維持保全に留意すること。

また、情報を集約し、担当者が変わっても施設の現状の引継ぎを円滑に行えるように協力すること。

※施設カルテ：保全情報等を統一的かつ継続的に記録する管理台帳の様式。

①日常点検

「市設建築物日常点検ハンドブック（令和4年3月、大阪市都市整備局）」により、建築物の日常点検を実施すること。また、「日常管理基準表（建築）」により日常点検を実施し報告すること。

②略

(2) 設備の維持保全業務

電気機械設備の維持保全業務に関し、次の業務を行うこと。詳細は、別添の「電気機械設備維持管理仕様書」を参照すること。

①電気事業法に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務（電気主任技術者の業務）

②設備の運転監視保安業務

③設備・機器等の保守点検等

(3) 建物・設備の修繕等

①修繕等の実施体制

100万円以下の補修・修繕、更新等については、指定管理者が実施する。

100万円を超える補修・修繕、更新等については、実施について大阪市が判断した上で、指定管理者が実施する。

②経費負担

100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担するものとし、覚書に基づき精算する。300万円を超える大規模改修については、原則として大阪市が実施する（但しその原因が指定管理者の瑕疵によるものである場合を除く）。なお、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者との間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させる場合がある。

③修繕の実施

ア 不具合の発見及び大阪市への報告

指定管理者は、不具合を発見した場合は、大阪市に報告のうえ、放置して事故を発生させることのないよう、指定管理者の責任において、至急に修繕すること。但し業者見積りの結果、修繕費用が100万円を超える場合は、修繕実施について大阪市に報告すること。

また、修繕実施結果を大阪市の指示に基づき報告すること。

イ 見積書の取得

指定管理者は、修繕を業者発注する場合、2者以上から見積もりを取る。但し、見積金額が10万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び2者以上の見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。

(4) — (5) 略

エ 年度協定書（令和6年度分）

指定管理者（代表者：株式会社COSPА ウェルネス）と大阪市が締結した、令和6年度大阪市立天王寺スポーツセンター・大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立城東スポーツセンター・大阪市立真田山プール・大阪市立生野屋内プール管理運営業務年度協定書のうち、上記ウとの主な変更点は次のとおりである。

(ア) 協定書の内容

（管理運営業務の細目）

第1条 管理運営業務の細目は、別紙仕様書に従うこととする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議して定める。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（施設等の維持保全）

第3条 指定管理者は、当該各施設において常に施設等の維持保全に留意し、施設の運

営に伴う施設、機器、備品等の日常的な点検・補修・修繕、更新等は指定管理者が行うこととする。

- 2 当該各施設において、見積価格（税込み。以下同様）が1件あたり100万円以下の修繕等をすべき不具合が発生した場合、指定管理者が修繕等を実施する。
- 3 当該各施設において、見積価格が1件あたり100万円を超える修繕等をすべき不具合が発生した場合、指定管理者は修繕等の実施について大阪市に報告し、大阪市が指示した修繕等について実施する。
- 4 前項の修繕等において、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担する。
- 5 見積価格が1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施する。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
- 6 第2項、第3項の規定にかかわらず、施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 8 前項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 施設の設備機器等の故障において、その施設を供用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合
 - (2) 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合
 - (3) 大阪市の施策の実現の為に開催する国際競技大会等で、競技規格等に対応する為に行う改修等その他の大阪市が必要と認める改修等を実施する場合
- 9 第4項、第6項及び第7項にかかる費用負担については大阪市と指定管理者との間で覚書を締結し精算することとする。
- 10 第2項から第7項において、指定管理者が実施した補修・修繕及び、備品の更新により生じた財産上の権利は、大阪市に帰属する。

（業務代行料の支払い）

第4条 基本協定第26条第4項に定める業務代行料は、金392,226,200円（うち消費税額35,656,927円）とし、施設ごとの内訳は次のとおりとする。

生野屋内プール 金103,679,000円 ※抜粋

2-3 略

（イ）仕様書の内容

7 建物及び設備の維持保全業務

(1) 建物の維持保全業務

常に建物の維持保全に留意すること。日常点検

「市設建築物日常点検ハンドブック（令和5年3月、大阪市都市整備局）」により、建築物の日常点検を実施すること。また、「日常管理基準表（建築）」により日常点検を実施し報告すること。

(2) 設備の維持保全業務

電気機械設備の維持保全業務に関し、次の業務を行うこと。詳細は、別添の「電気機械設備維持管理仕様書」を参照すること。

①電気事業法に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務（電気主任技術者の業務）（城東スポーツセンターは除く）

②設備の運転監視保安業務

③設備・機器等の保守点検等

(3) 建物・設備の改修・補修・修繕等

①改修・補修・修繕の実施体制

改修・補修・修繕等の実施に関する判断は、1件あたり100万円以下は指定管理者が行い、見積価格が1件あたり100万円を超える場合は、大阪市の承認によるものとする。

②経費負担

見積徴収後、改修・補修・修繕費用が1件あたり100万円を超える場合は、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担するものとし、原則年度末に精算を行うものとする。

③改修・補修・修繕の実施

ア 不具合の発見及び大阪市への報告

指定管理者は、不具合を発見した場合は、大阪市に報告のうえ、放置して事故を発生させることのないよう、指定管理者の責任において速やかに改修・補修・修繕し、故障報告書及び完了報告書を提出すること。

イ 見積書の取得

指定管理者は、修繕を業者発注する場合、3者以上から見積もりを取ること。但し、見積金額が10万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び3者以上から見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。

ウ 費用について

見積徴収後、改修・補修・修繕費用が1件あたり100万円を超える部分の2分の1相当額を本市が負担するものとし、原則年度末に精算する。

100万円以下の改修・補修・修繕については、精算をしない。

エ 上記ア～ウについて、やむを得ない事情があると本市及び指定管理者が認める場合、この規定によらず協議の上決定する。

(4) － (7) 略

(5) 本件工事について

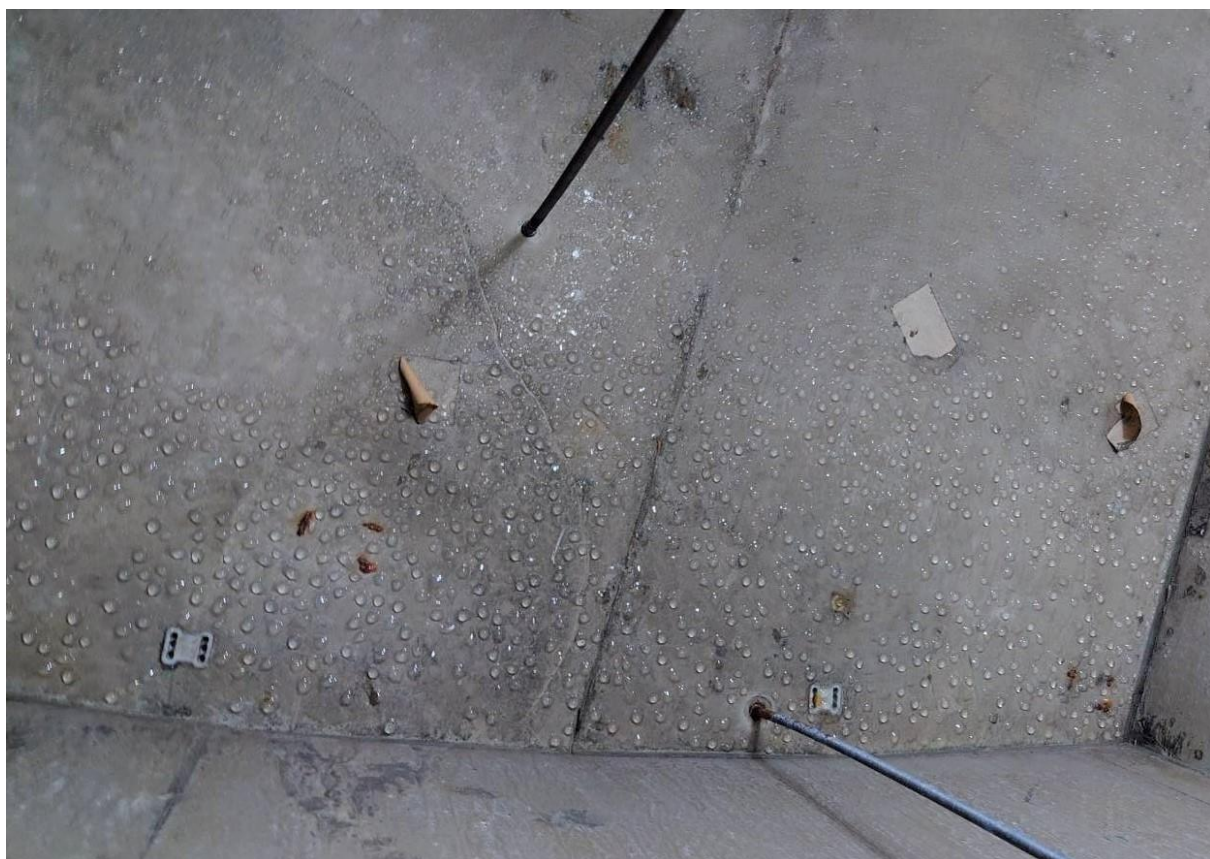
ア 本件事故の状況

本監査対象所属からの提出資料等によれば、本件事故の状況は次のとおりである。

(ア) トイレの天井ボードの落下状況等



(イ) トイレ天井裏の結露の状況等



イ 工事契約の概要

本監査対象所属への調査によれば、本件各工事契約の概要は次のとおりである。

項目	応急工事	復旧工事
年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者 (代表者)	新生ビルテクノ(株)	(株)COSPAウエルネス
選定方法	比較見積	比較見積
見積書 の内容	(株)ニューウォール工務店： ¥281,000＋税（R6.1/24付）	(株)ニューウォール工務店： ¥3,083,000＋税（R6.4/1付）
	業者C： ¥326,000＋税（R6.1/24付）	業者B： ¥3,382,000＋税（R6.4/2付）
	業者B： ¥380,000＋税（R6.1/24付）	業者C： ¥3,464,600＋税（R6.4/5付）
施工業者	(株)ニューウォール工務店	(株)ニューウォール工務店
契約期間	R6.1.24～R6.3.31	R6.4.16～R6.6.25
契約金額	¥309,100（税込）	¥3,391,300（税込）
実施主体	指定管理者	指定管理者（注2）
費用負担	大阪市（注1）	大阪市
支払日	R6.5.24	今後支出予定
備考	注1： （R5）年度協定書3条6項（指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合）該当。 ※ ・建物躯体部分の老朽化による改修のため。	注2： （R6）年度協定書3条7項（緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合）該当。 ※ ・施設休館日での工事が必要。 ・仮復旧～本格復旧までの間を可能な限り短縮させるため。 ・本市で発注する場合、相当の期間が必要となるため。

ウ 本件工事の内容

本監査対象所属への調査によれば、本件各工事の内容は次のとおりである。

年 度	日時	工事内容等		トイレの状態 (使用可否)
		概要	詳細	
R 5 年 度	R6. 1/24	①トイレ天井ボード落下物の撤去及び天井ボードの全面撤去工事	・天井ボード全面撤去工事 ・落下した天井ボード及び全面撤去した天井ボードの一時保存	× (1/24 の使用禁止以降、天井ボードが無く、結露も改善されておらず、トイレは使用できない。)
				
	2/20	②トイレ前通路の天井ボード一部撤去及び仮復旧工事	・トイレ前通路の天井ボード一部撤去 ・通路を安全に通行できるようにするための仮復旧工事	
				
R 6 年 度	4/16	③トイレの仮復旧工事	・トイレ天井ボードの仮復旧工事	○ (4/16 の仮復旧工事以降、トイレは使用再開)
				
	5/21 ～6/18	④トイレ及びトイレ前通路の本格復旧工事	・天井材を、従前の吸湿する仕様から吸湿しない仕様に変更 ・5/21：トイレ吹付養生、トイレ仮設天井脱着、トイレ天井内断熱材吹付 ・6/11：トイレ前室天井張り、更衣室ビニールカーテン取付金具設置、トイレ前室天井照明器具及び感知器脱着 ・6/18：トイレ天井張り、更衣室ビニールカーテン取付け、トイレ天井照明器具及び感知器脱着	

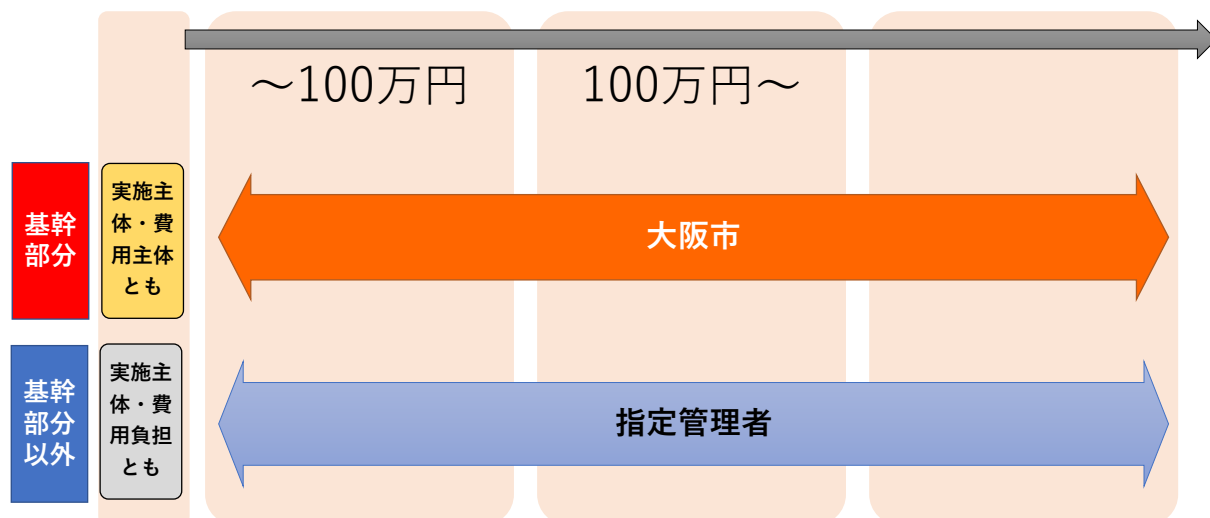
エ 施設の損傷に係るリスク分担について

(ア) 標準例のリスク分担

大阪市の指定管理者制度を所管する契約管財局が定める、指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】のリスク分担表において、施設の損傷にかかる大阪市と指定管理者とのリスク分担が定められている。以下はそのイメージ図である。

A 従来のリスク分担

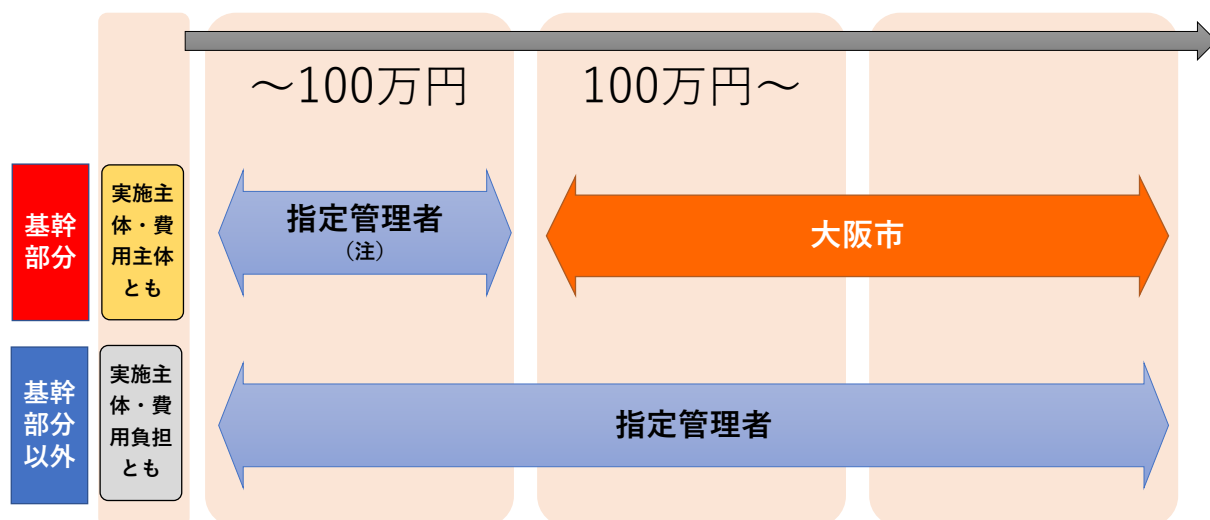
基幹部分の損傷：大阪市、基幹部分以外の損傷：指定管理者



(注) 1 基幹部分とは、建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）など

B 令和6年5月23日以降

契約管財局からの令和6年5月23日付け「指定管理者制度導入施設における修繕の取扱いについて（通知）」によれば、令和6年5月23日以降に指定管理者を選定する施設において、大阪市のリスク分担である基幹部分の修繕に関して、1件あたり100万円未満の修繕であれば、指定管理者のリスク分担とすることができるものとされた。

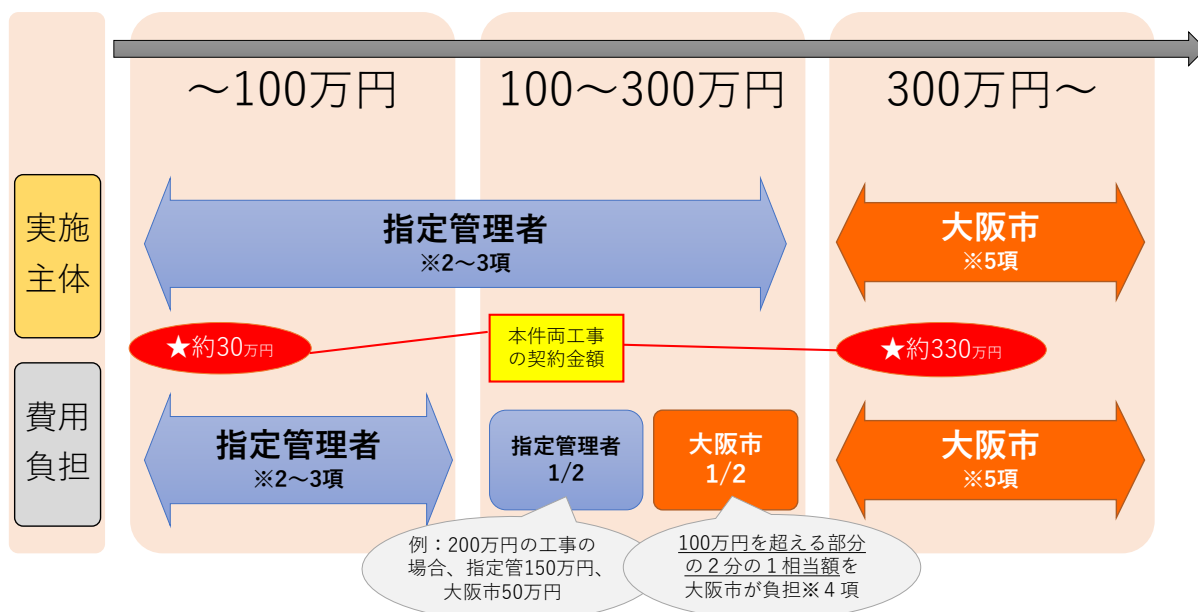


(注) 1 どちらのリスク分担にするかは、指定管理者の選定時に必ず決定しておくこと

2 指定管理者のリスク分担としても、損傷への対応が緊急に必要であり、かつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合は、大阪市が対応することができる。改修工事は従来どおり大阪市内で実施する。

(イ) 本件プールにおける協定書のリスク分担

本件プールに関する各基本協定書、年度協定書における施設の損傷に係るリスク分担は前述のとおり定められているが、以下は年度協定書第3条のイメージ図である。



(6) その他

○大阪市公文書管理条例等

大阪市公文書管理条例第4条には、以下のとおり規定されている。

- 第1項：本市の機関は、意思決定をするに当たっては、公文書（法人公文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）を作成してこれをしなければならない。ただし、事案が軽微なものであるとき又は意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項：本市の機関は、意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合において、前項ただし書の規定により公文書を作成することなく意思決定をしたときは、当該意思決定をした後速やかに公文書を作成しなければならない。
- 第3～5項：略

また、大阪市公文書管理規程第15条には、以下のとおり規定されている。

- 第1項：事案の意思決定を行うときは、事務担当者が意思決定の方針を起案し、決定関与者及び意思決定につき権限を有する者の決裁を受けなければならない。
- 第2項：前項の規定による決裁は、文書管理システム等（文書管理システムその他の電子決裁機能又は電子供覧機能を有する情報システムをいう。以下同じ。）の

電子決裁機能を利用して決定関与者及び意思決定につき権限を有する者の承認を求める方法により行うものとする。ただし、条例第4条第1項ただし書に規定する場合にあっては、承認は口頭その他適宜の方法により行うものとする。

・第3～6項：略

本条は、上記のとおり、大阪市の機関が、市政運営に関する情報について公文書を作成して記録する義務を負うことを定めており、意思決定をするに当たっては、正確性の確保、責任の明確化及び大阪市の諸活動を市民に説明する責務を全うする観点から、公文書を作成して行うことを原則としている。

なお、第2項にある「意思決定と同時に公文書を作成することが困難である場合」として、緊急に事務を処理しなければならない場合等が例示されているが、そうした場合であっても、公文書を作成することなく意思決定をしたときは、当該意思決定をした後速やかに公文書を作成しなければならないと明記されている。

2 監査対象所属の陳述

令和6年7月25日に、監査委員が、経済戦略局理事ほか経済戦略局職員から事情聴取した。その主な内容は、次のとおりである。

(本件に係る総括的な見解)

・令和6年1月24日に発生した本件については、当時の指定管理者である新生ビルテクノより一報を受け、現地に急行した本市の技術職員が現地確認を行っている。天井ボードの落下原因については、天井内の結露による建物躯体部分の老朽化であることから、年度協定書第3条第6項に基づき、本市負担として取り扱うことが妥当と判断した。

・また、落下場所がトイレ内ということから、利用者の安全を直ちに確保するとともに、利用者の利便性に配慮し、早急に復旧する必要があったことから、年度協定書第3条第7項により、撤去から改修工事までの工事を指定管理者に実施させることとした。

・本件は、緊急を要する修繕であったことから、直ちに、指定管理者が、撤去から復旧までの一連の修繕が対応可能な施工業者を比較、選定の上、まずは、事故当日に落下する危険度の高いトイレ内の全ての天井ボードの撤去を行った。後日、本市において現地再調査を実施したところ、男子更衣室トイレ前通路の天井ボードが落下する危険性が高いことが判明したため、早急に撤去及び復旧を行う必要があると判断し、トイレ内の天井工事と一連のものとして、指定管理者が同施工業者に依頼し、通路部分の仮復旧までを2月20日に実施した。

・当初、天井ボードの撤去から復旧までの一連の修繕は、施設利用者の利便性を損なっている状態を早急に改善すべきであるということから、令和5年度中を想定していた。しかしながら、同様の事態を生じさせないためには天井裏の結露対策が必要であり、寒暖差により結露が生じやすい冬期は復旧が困難であったことから、本市、指定管理者、施工業者の三者での検討を重ね、天井裏が乾燥状態になる3月末まで経過観察を行うこととし、その結果を踏まえて、3月下旬、復旧工事を翌年度に実施することを判断した。その後、部材の調達及び工事スケジュール、さらには利用者の利便性等を勘案し、一旦、4月16日に男子トイレ天

井の仮復旧を行い、その後、施設の休館日を利用して3日の工程で工事を実施し、6月18日に完了した。

- ・当初は、令和5年度中に完了する工事として、旧指定管理者である新生ビルテクノが、事故当日対応した施工業者から見積書を徴取した。その後、結露対策に伴う経過観察を行う必要が生じ、復旧工事については令和6年度に実施することとなったため、令和5年度分と6年度分を分離した上で見積書を徴取し直した。令和6年度分の工事の詳細については、5月10日に現指定管理者であるCOSPA ウェルネスに対して説明をしている。

- ・また、本件は緊急を要する修繕であったことから、管理運営業務仕様書第7項(3)の③イに基づき、事故当時に対応した施工業者の見積書のみの徴取でよかったが、旧指定管理者は、5月当初、本市の指示により、価格の妥当性を検証するため、他2者、すなわち2事業者から見積書を徴取している。

- ・工事の内容については、本市の技術職員がその工法や金額について精査を行い、工事完了後には本市職員が現地確認を行っている。工事の実施者や費用負担に関する事項を定めている基本協定書、年度協定書については、契約管財局が発行しているガイドラインを踏まえるとともに、費用負担の基準額については、過去の修繕事例を参考として指定管理者の収支実績と業務代行料が乖離することにならないように設定するほか、本市負担で指定管理者に実施させる基準とあわせて、平成27年度に法的リスク審査を行った上で作成をしている。また、工事の実施者や費用負担に関する事項については、指定管理者公募時の募集要領において契約管財局に確認を受けている。

(事故発生当日の対応について)

- ・本件事故は17時頃に発生し、本市は18時頃、指定管理者より事故の一報を受けた。その後、本市職員も現地確認を行い、男子トイレ内での落下事故であることから、その日のうちに落下した天井ボードを撤去する必要があると判断し、指定管理者に対して緊急でその処理、すなわち、天井ボードの撤去にあたるよう、指示を行った。

- ・本市から指示を受けた指定管理者が、当日対応可能な施工業者を選定し、現場の対応にあたらせたと認識しており、そうして選定されたのがニューウォール工務店である。

(事故発生前の天井の確認について)

- ・本件事故の後になるが、事故の3日前に当該男子トイレの天井の点検を行っていたことが判明した。ただ、その点検は基本的に目視によるものであり、たわみや染みがないかを確認するものであったが、その点検では、天井ボードに水が溜まっている様子は確認できなかった。

(事故発生日付けの見積額について)

- ・事故発生当日においては、応急工事費について業者から比較見積を書面で取っているわけではなく、指定管理者が電話により口頭で確認をしたと聞いている。当日の19時には、現場にニューウォール工務店の担当者が到着していたので、それまでに、指定管理者において3社の比較見積を終えていたものと認識している。

- ・ただ、最終的な比較見積を行ったのは令和6年5月であり、その時点では、早急に対応し

なければならなかった。そのため、指定管理者としては、対応が可能であるか、また、どれくらいの費用がかかるのかを口頭で確認し、業者選定したと聞いている。

（事故発生日付けの見積書の日付について）

- ・当初は、一連の工事を令和5年度内に完了させる予定であったが、結露対策、工事方法や具体的な部材などを検討した結果、令和5年度内に工事を終えることができないとの判断となった。
- ・それで、翌年度には指定管理者も替わることもあり、新指定管理者への支払業務も出てくることから、見積書を年度で分ける必要があり、5月の段階で1月24日付の見積書を取り直した。それまでに、比較見積を行った2者は、現地も見ている。

（見積日付の遡りについて）

- ・5月初旬に本市が旧指定管理者に指示をして、見積書を5年度分と6年度分に分けて提出してもらった。その時に他の2業者も含めて1月24日付で見積書を取っている。
- ・その2者が現地に来た記録まではわからない。

（1月24日に工事費用を大阪市負担と判断した点について）

- ・1月24日に技術職員が駆け付けた上で、トイレの天井裏はかなり結露で影響が広範囲であり、建物の躯体による影響で及んだ事象ということで、これまでもないような事象であったので、本市の負担が必要であると判断をしている。

（落下原因が結露ではなく、水漏れではなかったかとの点について）

- ・天井ボードの落下原因については、水漏れではなく結露である。天井を開けて確認したところ、相当な結露で、水がぽたぽた落ちるような状況であった。
- ・しかしながら、これは天井を開けないと分からなかった。
- ・結露の原因は、建物の構造の問題で、場所によっては断熱材がない（トイレの天井裏）ため、冷やされた外壁に近い天井裏の空気が、暖房された部屋との温度差で結露になったというのが原因である。
- ・その天井裏には断熱材が使われておらず、建物構造のコンクリートが露出していたような状態であった。これは指定管理者の瑕疵というよりは建物自体の問題であるという判断をしたうえで、撤去させたということである。
- ・この施設は、22年間ほど使っているが、今回のような事態がこれまで1回もなかったことから、建物自体の老朽化などが原因で発生したと判断をした。
- ・その結露の状況は、別紙の写真（30ページ参照）にあるような状況である。

（2月6日の調査報告書について）

- ・落下事故のあった日は急いでやっている部分もあったため、その後、調査を行ったところ、部屋の中の壁にも結露しているとか、あと床が非常に濡れている所があるとか、天井（裏）だけではないということになった。
- ・ボードがあるため、天井裏の結露水は壁には付かない。よくよく考えると、プールの湿気

がプール室以外に出て、トイレとか、今回2月20日に撤去した通路前の方にも湯気が入ってきて、それでその湯気を天井が吸っていることがわかった。なぜかという、天井裏のコンクリート面の結露というのはトイレには結露しているが、通路部分の近くには結露はしていない。天井裏の断熱がされていない天井裏のコンクリート面が乾いている状態で通路部分のボードを触ると、突くと柔らかい状態で、水を吸っているというのを初めて確認できたので、これは天井裏からの水だけではなくて、部屋の水蒸気がボードに吸われて、それである程度、両方とも重なった上で起こった事故じゃないかという原因の特定を2月6日に初めてしたということである。

- ・部屋の水蒸気は、温水プールだから、24時間ずっとボイラーをかけている。
- ・結局、寒い時期に結露が発生して、それが20年間ずっと天井の裏に染みていった。
- ・天井裏も、天井ボードを支える金属の金具があるが、その部分もかなり錆びていて、接着剤と一緒に併用したりはするが、経年劣化も含めて、天井材の接着剤も効かなくなってしまい、結局、そうした重みで水を含んだ重みに耐えられなくなり、落下したと判断している。

(トイレ天井の仮復旧工事等の必要性について)

- ・施設利用者にトイレを使ってもらわないといけないというのがあり、仮復旧工事が必要であると判断をした。
- ・その後の工事では、当然、結露対策も実施した。まずは仮復旧でトイレを使えるようにして、それから結露対策等の工事を実施した。これは元々実施する予定であった。
- ・工事については、結局、部材の調達や、休館日を利用しながらということで、6月頃まで及ぶだろうということで、その期間までトイレを使用禁止するわけにはいかないので、まずはトイレが使える状態にするために仮復旧工事をした。

(3月31日に撤去した天井ボードを処分したことについて)

- ・次年度になると、指定管理者が代わるため、旧の指定管理者に処分をさせるべきものであるため、指示をしたということである。

(見積書の日付の遡りについて)

- ・緊急性がある場合で、事後にしか見積書がとれない時には、日付を遡ることもある。
- ・今回の事案では、遡るまでの期間がたまたま延びてしまった。もっと短くできるだろうという判断もあったが、一番最初に起因する日まで遡って取るべきだという判断をした。

(指定管理者間での引継ぎ等について)

- ・令和5年度から令和6年度に指定管理者が代わったが、3月から常時施設に入っていたというわけではなく、引継ぎのために何回か会って打ち合わせをしているということである。
- ・今回発生した落下事案については、報道発表もされており、新指定管理者も知っていた。
- ・新たな指定管理者の決定は、12月の議会に、次の指定管理予定者としてお諮りをして、議決していただいた。それ以降に仮契約を結び、12月末辺りには通知を出している。

(令和5年度分と令和6年度分の工事内容を整理したとの点について)

・整理したというのは、そもそもその一連の工事であったものを、令和5年度中に行った工事と令和6年度に行うトイレの仮復旧工事とその後の本復旧工事を分離させたということである。

(令和6年度工事の見積りを旧指定管理者に依頼した点について)

・我々としては、全体を一連の工事として実施すると当初から判断しており、一貫して同じ業者で実施させる必要があると考えており、見積書もその段階で旧指定管理者の方に依頼して分割させた。

・その上で COSPA ウェルネスの方に見積書を提示し、一連の工事として、元々ニューウォール工務店にやらせようと大阪市で考えていたので、4月以降分の見積書は COSPA 宛てにしてくださいとの説明をした。

(300万円を超える工事であれば、大阪市が発注して工事を実施すべきとの点について)

・事故当日は、緊急度が高く、まずは安全の確保が必要であった。また、利用者の利便性等も勘案して早急に実施する必要があったため、緊急対応ということで、本市負担で指定管理者から発注するという判断をした。

・本市費用負担という考え方は、建物躯体部分ということで本市負担という判断をした。

・年度協定書の第3条第7項に基づいて、緊急性があれば、それは可能になっているが、契約管財局のガイドラインの考え方には沿った中で、具体的に定めている。

・本市でやれば、かなり時間はかかった。早く復旧をさせる必要があった。

・まずは、安全確保が第一で、次に利用者の利便性を考え、できるだけ早い時期にトイレを使えるような状態にしたいとの思いから、撤去から復旧までをできるだけ早いタイミングでやりたかった。当初はそうした考えのもとで一連の工事として発注した。

(落下事故とその復旧工事に係る COSPA ウェルネスへの説明について)

・それは引継ぎの時に説明しているが、引継書自体は12月から始まっているので、その書面には載っていないが、当然、落下事故は1月25日に公表されているし、引継ぎの時に来れば当然、現場も見ている。

・COSPA ウェルネスも当然、自分たちがその施設を使っていくことになるので、トイレを見てそのまま放置することはないので、それは新生ビルテクノのところに話を聞いて、情報共有されている。

(COSPA ウェルネスの共同事業体からの見積参加依頼について)

・そういうことをお伺いしたことはない。

・元々一連の工事、その事業者で最後まで工事を完了させようと考えていた。

(一連の工事としているが、令和5年度分と令和6年度分に工事を分けた点について)

・年度で指定管理者が代わるということで、本市からの公金支出の相手先が代わるので、見積書を分けたということである。そのため、工事を実施する施工業者は変わるということではなく、あくまで指定管理事業者が代わっただけである。

・我々としては、行政として公金を支出する際に、相手先がどうしても指定管理者が代わるので、年度で分ける必要がある。

(本工事を一連の工事として説明する根拠について)

・当初から材料選定とか工法とかも含めて相談にのってもらった経緯もあり、材料選定や工法が決まった後で、(設計書などで整理しない状態で)その内容をそのままどこかの業者に丸ごとさせるということは、物理的にはできないと思っている。そういうことから一連という意味では、ずっとその検討も含めてやってもらった以上、ニューウォール工務店にやってもらうのが自然であると考えた。

(本件見積書のチェックをどのようにしたかについて)

・当局の技術職員が項目も含めて見積書の中身を確認した。
・3月に業者からの見積りが出てきて、その内容や金額を、3月中下旬以降から何度か確認をしている。

(工事の見積依頼を口頭で行っている点について)

・我々が直接発注する場合は仕様書を固めて発注するが、指定管理者の場合には、民間での事業者間でのやりとりになるので、口頭で依頼する場合もある。
・口頭で行ったのは、1月24日である。緊急対応だったので、まず我々にも報告は18時にあったが、指定管理者の方で状況確認の上、まずは危ないから撤去が必要であるとなり、電話でも指示をして、3者にその状況を説明して、概算額を確認した中で、ニューウォール工務店が一番安価であったと聞いている。

(1月24日は緊急対応であるが、それ以降の工事については、きっちり関係書類を提出させて見積りを取らせるべきではなかったかとの点について)

・施工したニューウォール工務店との度重なる協議を踏まえて、3月に見積書を一旦提出してもらい、改めて他の2者にも再度取り直している。そこは価格の検証を再度行っている。
・それで3者から取り直してもニューウォール工務店が一番安かったということである。

(業者に対する見積依頼書について)

・それは現地も確認しながら指示をして見積書が出てくる。指示した内容どおりの見積りとなっているかどうかをチェックする。それで確認をしながら見積りを完成させていくという流れである。当然、その見積書については、出来上がった段階で本市に提出があつて、本市の方でも技術職員が見積りのチェックをして、その内容が工事内容として適切なかどうか、金額についてもチェックをして、問題がなければそれを返答するという流れでやっている。
・見積依頼書というものを指定管理者が出したかどうかという点は確認できていない。少なくとも口頭だろうということである。依頼という意味では、現地を見ながら、その結果、見積書が出されている。

(本件工事の契約依頼・契約締結の時期等について)

- ・契約依頼については、当然、工事の実施までに指示はされている。契約書自体というのは、今、こちらで現物を確認はできていない。
- ・いつの時点で契約が整ったかという点についても、把握できていない。

(指定管理者から発注する場合、1者見積りで契約ができるのかとの点について)

- ・1者の見積りでも構わないというふうに取り決めもしているが、指定管理者の方でもさらに2者取っている。価格の妥当性も含めて判断した。それについても、本市の技術職員がチェックしている。
- ・どんな場合でも指定管理者から発注するわけではなく、協定書で、緊急性がある場合に限定している。

(本件工事の緊急性について)

- ・結果的に見れば工事は、1月から6月までかかっているが、当初は撤去から復旧までを年度内に終わらせようとしていて、緊急性をもって対応するということであった。それが現場の状況とか結露の状況から、すぐに復旧工事に着手できなくて、結果的に6月までの工期となったということである。

3 監査対象所属に対する調査

行政委員会事務局職員が、経済戦略局職員に対して調査を行った内容は、次のとおりである。

(1) 本件工事に関する経過

経済戦略局からの説明や、提出された関係資料に基づき確認したところ、本件工事に係る事実経過は次のとおりである。

年月日	項目	詳細内容
令和5年 12月	引継ぎ	・新旧指定管理者による引継ぎを実施。
令和6年 1月24日	本件事故発生	○17時頃： ・男子更衣室内トイレ内天井ボードの一部が落下。 ・当該トイレを使用禁止とする。
	応急工事準備	○18時頃： ・旧指定管理者（新生ビルテクノ（株））から大阪市へ一報。 ・落下する危険度の高い当該トイレ内天井ボードを撤去するよう大阪市から旧指定管理者へ指示。 ・旧指定管理者が当日対応可能な施工業者を口頭により3者比較し選定。
	工事施工	○20時頃： ・本件施工業者（（株）ニューウォール工務店）及び大阪市職員が現地に到着。

		・落下する危険度の高い当該トイレ内天井ボードを全面撤去。 ・天井裏の結露の状況及び類似事故が当該施設で過去に発生していないことから、落下の直接の原因は躯体側にあると判断し、大阪市負担で復旧することを決定。 ・大阪市職員が当該施設内で同様の不具合が他の箇所でも発生していないか目視で確認。
1月25日	報道発表	・大阪市ホームページにて本件事故の概要を発表。
	現地調査	・大阪市職員が現地確認。 ・当該施設に再度その他不具合が無いことを目視や天井点検口により確認。
	他施設の点検指示	・スポーツ課所管のその他63施設についても天井ボード落下の危険性に関する点検を行うよう各指定管理者に指示。 ※結果：その他の施設に問題なし。
2月6日	現地調査	・大阪市職員が現地確認。 ・男子更衣室内トイレとトイレ前通路の壁面の一部が結露していることを確認。 ・トイレ前通路の天井ボードを触診し、男子更衣室トイレと同程度ではないものの、表面の一部が湿潤していることを確認。 ・男子更衣室内トイレ内天井ボードの落下の原因は、天井裏の結露に加えてプール室からの湿気であると推察。 ・また、当該通路の天井ボードは、そのまま放置すれば湿潤が進行し落下する恐れがあると推察。
	他施設の点検指示	・1月25日に全指定管理者に指示した点検について、結露に焦点を当てて再点検するよう全指定管理者に指示。
2月8日	トイレ前通路の仮復旧工事を指示	・トイレ前通路の天井の一部についても表面の湿潤している状況から、天井ボード撤去のうえ、仮復旧を行うよう大阪市から旧指定管理者へ指示。
	施工業者による現場調査	・施工業者1者及び口頭で価格比較した2者による現場調査。
2月20日	工事施工	・指定管理者が依頼した本件施工業者がトイレ前通路の天井ボードを撤去し、仮復旧。
3月13日	見積書の取得	・大阪市が旧指定管理者から本件施工業者の見積書受領。 ・見積書に結露対策が含まれておらず、対策の検討について大阪市に加えて指定管理者にも依頼。
3月19日	復旧工事の仕様の打合せ	・大阪市と旧指定管理者と本件施工業者で、復旧工事の仕様の打合せ。 ・希望していた断熱材の仕様が施工可能と判明したため、復旧工事の仕様が確定。 ・見積書と工程表の作成を依頼。

3 月中～ 下旬	復旧工事の目途	・天井裏が乾燥状態になる 3 月末まで経過観察し、その結果を踏まえて復旧工事は翌年度に実施することを判断。
	新指定管理者への説明	・大阪市から新指定管理者に対して、本事案にかかる修繕状況説明。 ・新旧指定管理者において、業務引継ぎと合わせて本事案の修繕状況も説明。
	復旧工事の予定	・本件施工業者から提出された工程表によれば、（材料や職人手配の関係から）本格復旧工事は 4 月 16 日着手が最短であったため、この工程で進めることとなった。
3 月 31 日	トイレ内天井裏の状況確認	・大阪市職員が、トイレ内天井裏に結露が無いことを確認。
	指定管理者の変更	・大阪市職員が、指定管理者変更に伴う引継ぎ状況及び本件工事の履行確認。
4 月 1 日	指定管理者の変更	・指定管理者が新生ビルテクノ（株）（代表者）から（株）COSPA ウエルネス（代表者）に変更。
4 月 2 日	現地確認	・大阪市職員が、トイレ内天井裏に結露が無いことを確認。
4 月 12 日	復旧工事の実施判断	・大阪市職員が、結露が解消されていることを確認し、復旧工事実施を判断。
4 月 15 日	復旧工事について	・大阪市から旧指定管理者に対して、トイレの使用を再開させるためトイレ内天井ボードの仮復旧工事及びトイレ内天井ボードとトイレ前通路天井ボードの復旧工事についても実施するよう施工業者への取次ぎを依頼。
		・新指定管理者に対して、工事実施について説明。
4 月 16 日	トイレの仮復旧工事の施工	・旧指定管理者から連絡を受けた本件施工業者がトイレ内天井ボードの仮復旧工事を実施。
4 月 17 日	トイレ使用再開	・男子トイレ使用再開。
4 月 24 日	計理担当と相談	・スポーツ課から計理担当へ、令和 6 年度工事費用の支出を相談するも、当該費用は新指定管理者あてに支出するものと指摘を受ける。
5 月 2 日	見積書の取得	・大阪市から旧指定管理者に対して、令和 5 年度分と 6 年度分を分離し、令和 6 年度は新指定管理者宛ての見積書とするよう依頼。
		・旧指定管理者から施工業者 1 者及び口頭で価格比較した 2 者に対して、分離した見積書の作成を依頼。
5 月 6 日	見積書（令和 5 年度分）等の受領	・大阪市が旧指定管理者から令和 5 年度分の施工業者 1 者及び口頭で価格比較した 2 者の見積書を受領。 ・修繕実施伺書を受領。
5 月 7 日	見積書（令和 6 年度分）等	・大阪市が旧指定管理者から令和 6 年度分の施工業者 1 者及び口頭で価格比較した 2 者の見積書を受領。

	の受領	・修繕完了報告書を受領。
5月10日	新指定管理者を訪問	・大阪市が COSPA ウェルネスを訪問し、以下について打合せを実施。 ①復旧工事の詳細について説明し、令和6年度分工事の見積書を手渡し。 ②新指定管理者から当該施設における施設運営に関する打合せ実施。
5月10日以降（詳細不明）	決裁を起案	・令和5年度工事、令和6年度工事の決裁を、システムにて日を遡って起案（意思決定実施）。
5月14日	確認書交付	・令和6年3月31日の履行確認に基づき、確認書を交付。
5月中旬	修繕実施の通知書交付	・新旧指定管理者に対して修繕の実施指示にかかる通知書交付。
5月21日	本格復旧工事施工	・男子更衣室内トイレの断熱工事を実施。
5月24日	R5工事費用支出	・旧指定管理者に対して工事費を支払い。
6月11日	本格復旧工事施工	・男子更衣室前通路の天井本復旧工事を実施。 ・男子更衣室ビニールカーテン取付金具設置工事の実施。
6月18日	本格復旧工事施工	・男子更衣室内トイレの天井本復旧工事を実施。 ・男子更衣室のビニールカーテン設置工事を実施。
7月4日	修繕完了報告書を受領	・新指定管理者から修繕完了報告書を受領。
7月23日	工事の履行確認	・大阪市職員が、本件工事の履行確認。

（２）経済戦略局に対する、文書による質問及び回答内容について

行政委員会事務局職員が、経済戦略局に対して、令和6年7月10日、31日、同年8月1日、同月8日及び同月13日に実施した調査（質問）、及びそれに対する経済戦略局の回答内容のうち、主なものは次のとおりである。

ア 事実経過について

No.	質問及び回答内容	
1	質問	本件事故は令和6年1月24日（水曜日）17時頃に発生していますが、指定管理者からの報告書兼修繕実施伺書、貴局の撤去工事の実施並びに同経費の支出の決裁などすべての書類が同日付となっています。これらの事務手続きを時系列でお教えください。
	回答	・1月24日の経過については以下のとおりです。 ①指定管理者から本市へ口頭報告のうえ、現場写真をメール送信 ②本市において口頭決裁のうえ指定管理者にトイレ内を含め落下の恐れのある天井ボードの撤去を指示 ③本市職員による落下原因の評価から工事費用は本市負担とすることを口頭決裁

2	質 問	「指定管理者から本市へ口頭報告が行われ、本市において口頭決裁のうえ天井ボードの撤去を指示、工事費用は本市負担とすることを口頭決裁」と回答頂いています。口頭決裁の具体的な内容と、その事後対応についてお教えてください。
	回 答	スポーツ施設担当課長から総務課長あて、天井ボード落下事故発生の報告を行うとともに、本市負担により指定管理者に撤去及び復旧工事を行わせることを説明し了解を得ています。
3	質 問	「2月6日」に「施設整備課員が現地で天井再確認」とご説明頂いています。同日は何回目の確認でしょうか。2/6以前にはいつ、誰が確認したのでしょうか。この日に天井を再調査された目的、理由をお教え下さい。また、再確認がこの日になった理由もお教えください。
	回 答	・2月6日(火)の調査は3回目の調査です。 ・これより以前の調査の概要は以下の通りです。 【1月24日(水)1回目】 調査者：（施設整備課）a 課長代理、b 係員 【1月25日(木)2回目】 調査者：（スポーツ課）c 係員、 （施設整備課）d 課長代理、e 会計年度任用職員 【2月6日(火)3回目】 調査者：（施設整備課）f 係長、g 係員、e 会計年度任用職員 ・2月6日(火)の再調査の目的理由は天井ボード落下の原因を特定するため、再確認がこの日になった理由としては、過去の類似事例調査及び課内における原因の検討を行っていたためです。
4	質 問	R6.2/6の再調査の目的理由は天井ボード落下の原因を特定するため、と回答頂いています。1/24の時点でも、既に原因を特定されていたかのようにお聞きしていましたが、経済戦略局として本件原因を特定されたのはいつでしょうか。
	回 答	・1/24の時点では、男子トイレ内天井裏の結露が原因の一つと推察していました。 ・2/6再調査の結果、結露に加えてプール室からの湿気も原因の一つであると特定しました。
5	質 問	R6.1.24付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施何書」によれば、トイレ前通路の仮復旧作業を、次回休館日の2月20日に実施する旨の記載があります。1/24～2/20までの間には、一切休館日はなかったのでしょうか。休館日があった場合は、なぜ2/20に実施されたのでしょうか。
	回 答	・休館日は火曜日のため、1/30、2/6、2/13、2/20が休館日でした。 ・トイレ前通路の天井ボードについては、撤去だけでなく、営業が継続できるよう仮復旧も必要でしたので、工事業者による仮復旧に必要となる部材確保及び工事業者のスケジュール調整の結果、2月20日に実施しました。
6	質 問	事故発生当日の応急措置としての工事（以下「応急工事」といいます。）の後、本格復旧に向けた工事（以下「復旧工事」といいます。）が最初に実施されたのは「4月16日」であり、事故発生日から3か月弱の期間が経過しているのご説明頂いています。事故発生当日から復旧工事の実施までにこれ程の時間を要した理由をお教えください。
	回 答	・事故原因については、天井ボードが湿気を含み重みに耐えられず落下したものと推測していたものの、1～3月は建物内外の気温差が激しく、結露が発生しやすい環境であるため、本件の原因となった結露の発生原因が特定できず、また結露により天井の断熱工事を実施できないことから

		ら、3月末までは経過観察することとしました。 ・経過観察の結果を踏まえ、4月から復旧工事を実施することとしました。
7	質問	「令和6年度大阪市立生野屋内プール男子更衣室天井復旧工事の実施並びに同経費の支出について」の財務会計決裁（以下「令和6年度工事決裁」と言います。）の文書には、本復旧工事につき、「仮復旧状態から本格復旧までの期間を可能な限り短縮させる必要がある」と記載されています。本格復旧を急ぐならば、事故当日の応急措置を施した状態からの復旧を急ぐ必要はなかったのでしょうか。また、仮復旧状態から本格復旧までを急がれた理由をお教えてください。
	回答	・事故当日の応急措置後、3月末まで経過観察してから本格復旧工事を実施する必要がありました。 ・仮復旧から本格復旧までを急いだのは、トイレの使用禁止期間が長期間に及んでいることから、トイレの使用再開が可能となる本格復旧を早急に行う必要があったためです。
8	質問	令和6年1月24日付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」では、「状況に応じて補修等が必要となる事も考えられることから3月末まで経過観察を継続」とあります。何故、「3月末」まで経過観察を行う必要があったのか、お教えてください。（「状況に応じて補修等が必要となる事」と「3月末までの経過観察を行う必要あること」との関係性が分かりにくいいため、その点も含めてご教示ください。）
	回答	・事故原因は結露によるものと推測していましたが、施工は冬季に実施することができないことから、経過観察することとしました。また、「状況に応じて補修等が必要となる事」については、経過観察中に結露以外の要因が発覚し、早急に施工が必要となる可能性について記載されたものです。
9	質問	令和6年1月24日付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」は、実際には、いつ（何月何日に）、指定管理者より本市あてに提出されたのでしょうか。
	回答	「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」は、5/6に受領しております。
10	質問	現在提出いただいている、令和6年1月24日付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」も、工事内容の整理後に、再提出されたものなのでしょうか。
	回答	本市から旧指定管理者に対して、工事内容の整理後に令和6年1月24日付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」について、本件は、応急処置から復旧までを令和5年度中に終えることを想定した一連の工事と考えておりましたが、復旧工事を令和6年度に実施する必要が生じたことから令和5年度と令和6年度に整理したうえで見積書の提出を依頼したため、見積書と合わせて5/6に受領しております。そのため、当初に同伺書の提出はありません。
11	質問	復旧工事について、令和6年4月16日以降、休館日毎（※）に工事が実施されたとご説明頂いています。各日において、具体的にどのような作業をされたのか、お教えてください。※4月16日、5月21日、6月11日、6月18日
	回答	・工事内容を確認したところ、断熱材吹付の乾燥期間や、プール側からの湿気を防ぐためのカーテンが受注生産であり、本格復旧には時間を要すると見込まれたため、休館日と工事業者のスケジュール調整の結果、5月21日以降の3日間の工程で工事を行いました。
12	質問	「工事業者による仮復旧に必要な部材確保及び工事業者のスケジュール調整の結果、2月20日に実施しました。」と回答頂いています。また、「休館日と工事業者のスケジュール調整の結

		果、5月21日以降の3日間の工程で工事を行いました。」とも回答頂いています。真に緊急を要するのであれば、即対応可能な施工業者を選定することも考えられたかと思いますが、指定管理者が本件施工業者を選定されたことについてのご見解をお教えてください。
	回答	本件は、応急処置から復旧までを令和5年度中に終えることを想定した一連の工事と考えており、復旧工事の時期については、仮復旧に必要となる部材の確保や断熱材吹付の乾燥期間やプール側からの湿気を防ぐためのカーテンの受注製造に要する期間、また休館日での実施を考慮したものであり、本件施工業者の選定について妥当であると判断しています。

イ 基本協定書、年度協定書について

No.	質問及び回答内容	
13	質問	スポーツ施設等、本件のように指定管理者制度を導入している公の施設の維持保全に係る修繕において、通常、本市（局）と指定管理者、工事業者間では、どのような契約事務の手続きが行われるのか、お教えてください。
	回答	・通常の事務手続きの流れは以下のとおりです。 ①不具合等発生 ②指定管理者（指）→本市（市） 不具合等の一報のうえ、修繕内容の協議 ③指→工事業者（工） 原因調査及び見積徴収 ④指→市 不具合報告書兼修繕実施伺書提出 ⑤市 修繕実施の意思決定（汎用起案または執行伺） ⑥市→指 修繕の実施指示通知書交付 ⑦指→工 修繕依頼 ⑧工 工事実施 ⑨工→指 工事完了報告及び工事費用の請求 ⑩指→市 修繕完了報告 ⑪市 現場確認のうえ確認書の交付 ⑫市→指 覚書を締結のうえ、工事費用の支払い ・基本協定書にある様式及び通知書の運用要領を提出します。
14	質問	「過去の修繕事例を参考とし指定管理者の収支実績と業務代行料が乖離することにならないように100万円及び300万円の金額を設定しました。」と回答頂いています。これは、具体的にはどういことでしょうか。また、100万円、300万円といった金額設定ができる根拠をお教えてください。
	回答	大阪市立プール条例第16条（業務の範囲）2項に、指定管理者が行う業務の範囲として、「建物及び附属設備の維持保全に関すること」と規定しています。 リスク負担について、金額設定することで修繕事象が発生した際の指定管理者の負担が際限なく増加することを防ぎ、指定管理者の過度な負担とならないよう過去の修繕事例を参考とし100万円及び300万円の金額を設定しました。 また、100万円、300万円の金額設定できる根拠は、ガイドラインにおいて施設特性に応じて適宜変更を行う旨記載されており、また指定管理者公募時において契約管財局におけるチェックを受けています。

	質問	生野屋内プールの指定管理に関して、R5年度までの基本協定書とR6年度以降の基本協定書に記載のリスク分担について、契約管財局作成の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】」に記載のある、リスク分担表の標準例とは異なる内容と思われます（※本市の費用負担や、300万円を基準とした分担内容等）。この点、どういった理由、経過で標準例と異なる内容にされたのでしょうか。また、こうした取扱いはいつから実施されているのでしょうか。また、異なる取扱いをするにあたって法的リスク審査を受けられたのでしょうか。
15	回答	・基本協定書、年度協定書の記載内容全般について、平成28年2月17日の法的リスク審査を受けております。 ・平成24年度の年度協定書より第3条（当時は第4条）の記載を追加していますが、指定管理者に負担させるべき金額が明確ではなかったことから、過去の修繕事例を参考とし指定管理者の収支実績と業務代行料が乖離することにならないように100万円及び300万円の金額を設定しました。 ・こうした取扱いは、平成24年度から実施していました。
	質問	「指定管理者制度」に関して、本市と指定管理者の間での契約の締結から、見積書の提出に至るまでの事務手続きを時系列でお教えください。また、それが確認できる資料の提出をお願いいたします。（※本件工事に限った内容ではなく、一般的な事務手続きの流れをお教えください。）
16	回答	管理運営業務仕様書7（3）建物・設備の改修・補修・修繕等に基づき、下記の流れとなっております。 ①不具合を発見した場合、故障報告書を本市へ提出し、指定管理者が業者へ見積もりを依頼 ②見積書を指定管理者から市に提出 ③指定管理者が行う修繕等の見積金額の妥当性については、施設整備課の職員が係員、係長、課長代理、課長の各階層の決裁を通じて確認
	質問	令和6年度の年度協定書の別紙仕様書7に、「指定管理者は、修繕を業者発注する場合、3者以上から見積もりを取ること」とあります。指定管理者が業者発注する場合に、複数者から見積もりを取らしている趣旨をお教えください。また、本件年度協定書において、令和5年度では「2者以上から」となっていた見積もり依頼先を、令和6年度では「3者以上から」と変更された趣旨をお教えください。
17	回答	・複数者から見積もりを取らせている理由は、適正性の担保のためです。 ・契約規則第17条の3に基づき2名以上から見積徴収としていましたが、より価格の妥当性をより丁寧に確認するため、3者以上に変更しました。
	質問	指定管理者が見積もりを取るにあたって、本市は、助言、指導等、何らかの形で関与されているのでしょうか。関与されている場合は、どういった内容でしょうか。見積もり依頼先の業者は、指定管理者が選定しているのでしょうか。それとも見積もり依頼先業者を本市が選定しているのでしょうか。見積もり依頼先の選定等、指定管理者が見積もりを取るにあたっての本市の関わり方に関して、指定管理者が費用負担する場合と、本市が費用負担する場合とで、その取扱いに違いはあるのでしょうか。
18	回答	・指定管理者が業者を選定していますが、市の費用負担がある場合は、見積業者の業種や、3者以上から取得するよう指導しています。 ・なお、3者以上からの取得については、仕様書7（3）③イにおいて記載しています。また、

		指定管理開始当初の連絡調整会議にて説明をしています。
	質 問	「市の費用負担がある場合は、見積業者の業種や、3者以上から取得するよう指導しています。」と回答頂いています。本件各工事の見積取得に関しても、上記のとおり指導されたのでしょうか。その場合は、いつ、誰が、誰に指導等をされたのでしょうか。
19	回 答	本件は緊急を要する修繕であったことから、管理運営業務仕様書第7項（3）③イに基づき、事故当時に対応した施工業者の見積書のみの徴収で良いところ、5月当初に本市の指示により旧指定管理者が価格の妥当性を検証するため、他2事業者から見積書を徴収しています。 なお、見積取得については、本市と指定管理者で行う連絡調整会議にて本市から説明のうえ、必要に応じて指導しておりますが、本件の見積取得に関しましては、特に指導は行っておりません。
	質 問	本件に係る年度協定書（R5, R6双方）の「第3条（施設等の維持保全）」について、修繕等に係る見積価格1件あたりの価格設定及び指定管理者と大阪市の負担割合を決定した根拠をお教えてください。
20	回 答	・平成24年度の年度協定書より第3条（当時は第4条）の記載を追加していますが、指定管理者に負担させるべき金額が明確ではなかったことから、過去の修繕事例を参考とし指定管理者の収支実績と業務代行料が乖離することにならないように100万円及び300万円の金額を設定しました。
	質 問	大阪市契約規則では「本市において売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。」とされています。価格設定について、同規則の定める予定価格を超える価格設定となっておりますが、その根拠をお教えてください。 大阪市契約規則「第3条（契約事務の委任）」では、工事等の請負契約は以下のとおりです。 経済戦略局長 工事（工事以外）の請負契約：2,000,000円 「第17条（随意契約によることができる場合の予定価格の額）」では、以下のとおり。 工事又は製造の請負：2,500,000円 前各号に掲げるもの以外もの：1,000,000円
21	回 答	・指定管理者制度は、平成15年6月の地方自治法の改正により導入されましたが、この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とされています。 ・施設の修繕についても利用者サービス等の向上の観点から、指定管理者にも実施できるよう協定書により定めることとしました。 ・指定管理者負担させるべき金額については、過去の修繕事例を参考とし指定管理者の収支実績と業務代行料が乖離することにならないように100万円及び300万円の金額を設定しました。 ・なお、これらを定めている基本協定書、年度協定書については、平成28年2月17日に法的リスク審査を受けています。
22	質 問	本件に係る年度協定書（R5, R6双方）第3条第6項について、「大阪市の負担で指定管理者に修繕等を実施させることができる。」とされています。この場合、指定管理者からの第三者委託となるのでしょうか。第三者委託となる場合、指定管理者と第三者委託先との請負工事であり、また見積りによる「随意契約」となります。「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」には、

		「大阪市の承諾のもと、管理業務の一部を第三者へ委託することは可とする。例えば、清掃、警備など」とされていますが、本来、本市が発注すべき請負工事を指定管理者の業務範囲とされた根拠をお教えてください。
	回答	・第三者委託となります。 ・年度協定書第3条第1項において、修繕等は指定管理者が行うことと定めています。 ・本市としては、修繕が適切に行われていることを修繕後に確認しています。 ・なお、契約管財局作成の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に基づき、平成28年2月17日に法的リスク審査を受け、大阪市の負担で指定管理者に修繕を実施させることに問題ないことを確認しています。
	質問	本件に係る年度協定書（R5, R6共通）第3条について、指定管理者が実施する修繕等について、本市はどのような履行確認（監督及び検査）をされているのか、お教えてください。また、本市の費用負担の有無によって、その取扱いに違いがあるのでしょうか。
23	回答	・本市が負担することとなる修繕（100万円超）については、指定管理者からの報告書を受けて、本市から指示した通知書のと通りの工事完了となっているか、現場確認を行い、不具合修繕確認書（完了）を発行します。 ・指定管理者負担の修繕については、現場確認のみ行っています。
	質問	本件に係る年度協定書（R5, R6双方）第3条第7項において、「第5項の規定にかかわらず、・・・緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができる」とあります。この「やむを得ない事由がある」と判断する場合、どのような意思決定や手続を行うのでしょうか。
24	回答	今回の事案を例にすると、天井ボードの破損により現場がどのような状況にあるのか本市職員が直接確認したうえで、その状態が利用者の利便性や安全性を損なうことになっているのか本市と指定管理者で協議した上で、実施決裁により意思決定を行っています。
	質問	年度協定書（R5, R6双方）第3条第8項には、同条第7項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」として、「緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合」が規定されています。上記にある緊急の必要があるのならば、地方自治法施行令第167条の2第5号（いわゆる緊急随契）を行うことも可能かと思われます。年度協定書第3条第8項には該当するが、地方自治法施行令第167条の2第5号には該当しないケースがあるのでしょうか。協定書にこうした条項を追加された経過や趣旨をお教えてください。
25	回答	年度協定書第3条8項は、本市の緊急随契と同じ趣旨ではあるものの、緊急随契で発注した場合においても、契約管財局との調整など相当の時間を要することとなることから、利用者の利便性、安全性の確保のため指定管理者に実施させた方が、施設の運営上より迅速な対応が可能となる場合を想定しています。
	質問	「緊急随契で発注した場合においても、契約管財局との調整など相当の時間を要することとなることから」と回答頂いています。緊急随契で発注する場合においても、契約管財局との調整が必要となるのでしょうか。経済戦略局においては通常、緊急随契される場合に契約管財局とどのような調整をされているのでしょうか。具体的にどのような調整作業が発生し、どの程度の時間を要するのかお教えてください。また、指定管理者に実施させる方が、具体的にどの程度の期間を短縮できるのでしょうか。
26	質問	

	回答	・事前調整期間とは、業者選定や施工内容の決定、契約管財局への契約請求等を指しております。 ・経済戦略局において、指定管理者制度を導入していない事案で、直接、緊急随契を行われる案件はございますが、業者リストにより直前に実施した随意契約の相手方より後順位の事業者に対して工事実施が可能かを順次確認を行う必要があり、本件のように夜間の作業となると対応可能な事業者が少ないことが想定され、更に時間は要するものと推測されます。 ・日常的な点検・補修・修繕を行っている指定管理者に実施させる場合、施設の特性や工事内容に適した施工業者の選定から、運営上の影響に配慮した工程の調整を本市が実施するより迅速に対応できるものと認識しています。
27	質問	本件に係る年度協定書（R5, R6双方）第3条第9項において、「費用負担については大阪市と指定管理者との間で覚書を締結し精算する。」とされています。大阪市契約規則「第51条（検査調書等）」では、「検査に係る契約の代金は、検査調書に基づかなければ支払うことができない。」とされていますが、請負工事を年度協定書で精算することができる根拠をお教えてください。
	回答	・覚書において精算すると記載していますが、費用の支払いにあたっては、本市職員による検査を実施し、検査調書を作成の上、支払っています。
28	質問	基本協定書（H31～R5年度分）第47条に、新旧の指定管理者での引継ぎに関して規定されています。R6. 4. 1付けで指定管理者が変更されていますが、本件トイレの天井ボード落下等に関する一連の経過やその修繕等についてどのように引継ぎされたのでしょうか。47条に基づく引継ぎ内容について教えてください。
	回答	・引き継ぎ書は事故発生前に作成されたものであることから、事故の経過は記載されておりませんが、市から3月に口頭で事故内容とその原因、工事の経緯などの情報共有はしています。
29	質問	「市から3月に口頭で事故内容とその原因、工事の経緯などの情報共有はしています。」と回答頂いています。口頭で説明されたとのことですが、いつ、誰に、どのような内容を情報共有されたのかお教えてください。なお、4月以降の本格復旧工事については、新指定管理者が実施するものの、見積書取得は旧の指定管理者が行うといった内容も含めて、4月以降の工事について、3月中に新指定管理者あて説明し、相手方は了承されたのでしょうか。
	回答	3月中下旬に本市から新指定管理者に対して、本事案にかかる状況説明。 応急処置から復旧までを一連の工事とし、4月下旬に新指定管理者に対して電話により令和6年度の工事については新指定管理者により実施していただきたい旨を説明し、理解いただいたうえで新指定管理者は理解されていました。
30	質問	基本協定書（H31～R5年度分）第52条（補足）に、基本協定書や年度協定書に定めのない事項については、大阪市契約規則、会計規則に従うものと規定があります。上記規定は、基本協定書や年度協定書に定めのない事項については、大阪市の契約ルール、取扱いが適用されるという意味合いでしょうか。当該条項の趣旨をお教えてください。
	回答	お見込みのとおり、基本協定書や年度協定書に定めのない事項については、大阪市の契約ルール、取扱いが適用されるという趣旨です。
31	質問	見積書の取得に関して、年度協定書の別紙仕様書には「但し、見積金額が10万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び3者以上の見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。」との記載があります。上記各条件について、具体的にどの

		ようなケース、状況を想定されているのでしょうか。過去の適用事例も含めてお教えてください。
	回答	以下のケースを想定しています。 ・本件と同様に当日対応が必要なケース ・修繕対応が可能な業者が3人以上見当たらないケースなど 過去には、生野スポーツセンターの天井材落下の際に、緊急を要する修繕を指定管理者により行いました。内容は、市民が体育場を利用している際に天井材が落下し、早急に対応する必要があることから、指定管理者により対応可能な事業者を選定し対応しました。
32	質問	令和5年度の年度協定書の第3条第6項に「第2項、第3項の規定にかかわらず、施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。」とあります。上記規定はそれぞれ具体的にどのような場合、ケースを想定されているのでしょうか。過去の適用事例等も含めてお教えてください。
	回答	具体的には、建物の躯体にかかる構造上の問題が原因の場合や本市が実施した改修工事が起因となり生じた不具合を想定しています。過去の適用事例としましては、屋内プールにおいて、トップライトの改修工事を実施した際に、近隣ビルからの視線対策として、トップライトガラス側面部に視線防護フィルムを設置したところ、プール内外の室温差によりガラス面にひび割れが発生したため、ガラス交換を行うとともに今後も室温差によるひび割れが想定されることから視線防護フィルムの撤去工事を実施したケースがありました。その事象の原因が本市の工事が起因であったことから、指定管理者の負担で修繕を実施させることが適当でないと判断し、年度協定書第3条第6項に基づき本市の負担として実施しました。（中央屋内P）
33	質問	令和6年度の年度協定書、第3条第7項、第8項に 「7 第5項の規定にかかわらず、1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。 8 前項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、次の各号のとおりとする。 （1）施設の設備機器等の故障において、その施設を供用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合 （2）建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合」とあります。 上記規定はそれぞれ具体的にどのような場合、ケースを想定されているのでしょうか。過去の適用事例等も含めてお教えてください。
	回答	過去の適用事例としまして、スポーツセンターにおいて、空調機の制御基板が故障し、この制御基板が製造終了および在庫がなく修理不可能であったため、空調機の室外機・室内機の機器更新を行いました。空調設備が停止した状態では、利用者が、冷房が効かず熱中症などの危険な状態になる恐れがあり、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なうため、年度協定書第3条第7項に基づき本市負担で指定管理者に実施させることとしました。（西成SC）

ウ 工事全般について

No.	質問及び回答内容	
34	質問	請求人は「本件の天井復旧工事について、トイレの天井ボード落下部分のみ補修で良いにも関わらず、トイレ内の天井ボードを全面撤去し、トイレ前通路の天井ボードも撤去・復旧したことは不要な工事である」と主張されています。この点についての貴局のご見解をお教えてください。
	回答	・トイレ内の天井ボードは落下した部分以外も湿潤状態で落下の恐れがあったため、撤去を行う必要がありました。 ・また、男子更衣室内通路の天井ボードも湿潤状態で落下の恐れがあり、閉鎖をすると館の運営に支障をきたすため、撤去・復旧を行う必要がありました。
35	質問	R6. 2. 6時点で、トイレ前通路の一部についても、落下の恐れがあったため、天井ボードを一部撤去のうえ、仮復旧を行うことを、指定管理者へ指示したとのことですが、トイレ前通路の天井についても、不具合があり、落下の危険性があると判断されたのは、2/6時点ということでしょうか。また、上記トイレ前通路の天井の撤去及び仮復旧は、施工業者のスケジュール調整等により、2/20に実施されていますが、落下の危険性があるのであれば、早急に対応可能な施工業者に対応させる等、緊急対応を行う必要はなかったのでしょうか。他方、「男子更衣室内通路の天井ボードも湿潤状態で落下の恐れがあり、」とも回答頂いています。男子更衣室内通路の天井ボードの撤去、仮復旧工事は2/20に実施されていますが、事故発生当日から約1か月後の作業ですが、作業日程は妥当なものだったのでしょうか。トイレの天井ボードは1/24当日に全面撤去されていますが、男子更衣室内通路の天井ボードについては、緊急性がなかったということでしょうか。トイレ前通路の天井ボードに関して、①その落下の危険性の度合を、どのように判定されていたのでしょうか。②また、当該箇所の天井ボードの撤去及び仮復旧工事の必要性を、どのように判断されていたのでしょうか。
	回答	その通りです。 ・2/6の再調査の時点では、トイレ前通路の天井について、湿り気がある程度で直ちに落下する恐れはないものの、そのまま放置すれば湿潤が進行し落下する恐れがあると判断したため、早急に撤去することとしました。 ・そのため、仮復旧に必要となる部材確保や休館日と業者のスケジュールを調整し、その結果最短日程であった2/20に天井ボードの撤去と仮復旧を実施することとしました。この日程が当時とりうる最短のものであったと考えています。 男子更衣室前通路の天井ボードに関して ①：落下の危険性の度合の判定は、目視及び触診により行い、直ちに落下する恐れはないものの、そのまま放置すれば湿潤が進行し落下する恐れがあると判断したため、早急に撤去することとしました。 ②：当該箇所の天井ボードの撤去及び仮復旧工事の必要性について、トイレ内の天井ボードと同程度の湿潤ではないものの表面の一部が湿潤しており、そのまま放置すれば落下の恐れがあるため天井ボードの撤去の必要性があると判断しました。また、通路を安全に使用できるよう、仮復旧を行うこととしました。
36	質問	請求人は「修理費用の発注に関して、スポーツ課より2社競合であると聞いているが、旧指定管理者（令和5年度までの指定管理者：新生ビルテクノ）と関連のある1社の見積書しか示されておらず、適法に業者選定が行われたか疑問である。」と主張されています。この点についての貴

		局のご見解をお教えてください。
	回答	・指定管理者が3者から見積もりを徴収し、価格比較の上最安値の事業者と契約しており、適切に実施されたものと認識しています。 ・なお、請求人からの情報提供の依頼内容としては、「天井を全面撤去した事業者名と撤去費用（見積書）を情報提供してほしい。」「天井（トイレ部分・廊下部分）の仮修理を施工した事業者と費用（見積書）を情報提供してほしい。」とのことだったため、施工業者の見積書のみ提供しました。
37	質問	請求人は、現在の指定管理者から請求人が聴取した内容として「本件復旧工事について、指定管理者（現在）は、見積もり依頼を行っていない」旨を主張されていますが、事実でしょうか。 R6.4月以降に実施された本件復旧工事の見積もり依頼（3者あて）は誰が実施されたのでしょうか。
	回答	・1月の事故発生時において、天井ボード撤去から4月以降の本復旧までの工事については一連の工事であると判断しておりましたが、年度が代わり指定管理者も変更となったことから4月以降の工事にかかる事務を旧指定管理者へ行わせるべきではないと判断し、令和5年度と令和6年度の工事内容を整理したうえで、令和6年度分工事の見積もりは別途取することを旧指定管理者へ指示しました。 ・そのため、現指定管理者が見積依頼を行ったものではありません。
38	質問	R6年度の工事にあたり、旧の指定管理者が、任意に選定した施工業者から見積書を取得することは可能なのでしょうか。またその見積書の宛名を新の指定管理者名とするよう指示された理由をお教えてください。また、こうした事務は経済戦略局では一般的に行っておられるのでしょうか。 通常、R6年度の工事に関しては、新の指定管理者にその権限、責任があるかと思いますが、旧の指定管理者の関与を可能とする根拠をお教えてください。また、新の指定管理者に見積書を取得せなかった理由をお教えてください。
	回答	1月の事故発生時において、天井ボード撤去から4月以降の本復旧までの工事については、一連の工事であると判断して進めていましたが、年度が替わり指定管理者も変更となったことから、4月以降の工事に係る事務を旧指定管理者へ行わせるべきでないと判断しました。1月24日以降、復旧までを一連の工事であると判断して、本市と旧指定管理者、施工業者とで復旧を進めてきた経過から、最初に依頼した見積書を分離することについて、これまでの経過を熟知している旧指定管理者の了承を得て手伝っていただくこととし、見積書の分離を依頼しました。令和6年度分の見積書については、本市が新指定管理者に口頭で理解を得て、新指定管理者の宛名としていただきました。その後、5月10日には、新指定管理者に説明のうえ、令和6年度の復旧工事実施について正式に了承を得ています。 指定管理者の入れ替わりは、5年ごとが一般的ですので、このようなケースは初めてです。
39	質問	請求人より、「令和6年3月頃にコスパウエルネスの担当者より聞いた話では、工事業者の入札を希望したがスポーツ課に拒否されたこと及び4月1日付け見積もりの宛先をコスパウエルネスとするよう名義借りをスポーツ課より強要された」といった趣旨の申出がありました。その事実関係（4月1日付け見積書徴収に係る事実経過）について、貴局のご認識をお教えてください。
	回答	4月以降は現指定管理者名で見積もりを提出するよう旧の指定管理者へ指示はしておりますが、現指定管理者から入札を希望されたという事実や、スポーツ課が名義借しを強要したという事実

		はありません。
40	質 問	「スポーツ課が名義借しを強要したという事実はありません。」と回答頂いています。請求人は、新指定管理者に事前説明することなく、4月1日付けの見積書を旧指定管理者に徴取するよう指示したことが「名義借り」であるとの趣旨の説明をされていますが、そのような事実はなかったということでしょうか。また、4月1日付け見積書の徴取について事実関係を教えてください。
	回 答	1月の事故発生時において、令和5年度中に完了する工事として、応急処置から復旧までの一連の修繕が対応可能な施工業者を選定していました。しかしながら、天井裏の結露対策が必要であり、寒暖差により結露が生じやすい冬季は復旧が困難であったことから、天井裏が乾燥状態となる3月末まで経過観察を行うこととし、復旧工事を令和6年度に実施することを3月下旬に判断しました。そのため、本市から費用の支出先が令和5年度と6年度とで異なることから、令和6年度分については、新指定管理者名としました。 最初に依頼した見積書を分離することについて、4月下旬に新指定管理者に対して電話により令和6年度の工事については新指定管理者により実施していただきたい旨を説明し、理解いただいたうえで5月2日に旧指定管理者に対して、これまで工事を進めてきた経過から手伝っていただくこととして、見積書の分離を依頼し、5月10日に分離した見積書を新指定管理者あてに手渡すとともに工事内容の詳細を説明し了承を得ているため、名義貸しを強要した事実はありません。
41	質 問	請求人は、経済戦略局の担当者が、R6.5.10に、指定管理者（現在）の本社を訪問された旨主張されていますが、事実でしょうか。事実の場合、誰が、どういった目的、用件で訪問されたのでしょうか。
	回 答	・指定管理者の本社を訪問したのは事実です。 ・スポーツ施設担当のi課長、j係長及び施設整備課のg係員が、本件工事に関する経過の説明及び施設の管理運営に関する打ち合わせのために訪問しました。
42	質 問	R6.5.10に「本件工事に関する経過の説明及び施設の管理運営に関する打ち合わせのために訪問しました。」と回答頂いています。具体的にはどのような内容の打合せをされたのでしょうか。
	回 答	新指定管理者に事前に口頭で理解を得て、旧指定管理者に取得いただいた見積書について、本市から手渡しました。また、4月16日に仮復旧を含め、今後休館日を利用した3日間の工程で男子更衣室内トイレの断熱工事及び天井復旧工事、男子更衣室前通路の天井復旧工事、更衣室のビニールカーテン設置工事を新指定管理者で実施していただきたい旨を説明し、了承を得ています。 また、利用者からの苦情への対応など施設の管理運営に関する打合せを行いました。
43	質 問	R6.1.24発生の生野屋内プールのトイレの天井落下事故に関して、以下のとおり各種の工事が実施されていますが、各工事ごとにその原因や必要性、工事内容等を詳しくご説明ください。 なお、下記①～④の各工事の記載内容に過不足等あれば、あわせて訂正願います。 ①男子トイレ内天井ボード落下物の撤去、及び当該トイレの天井ボードの全面撤去工事、撤去した天井ボードの一時保存（1/24実施） ②男子更衣室トイレ前通路の天井ボードの一部撤去及び仮復旧工事（2/20実施） ③男子トイレ天井の仮復旧工事（4/16実施） ④本格復旧工事（5/21、6/11、6/18実施）
	回	①男子トイレ内天井ボード落下物の撤去、及び当該トイレの天井ボードの全面撤去工事、撤去し

答	た天井ボードの一時保存（1/24実施） （原因） ・トイレ内の天井ボードが天井裏の結露及びプール室からの湿気で湿潤し落下に至ったもの。 （必要性） ・落下した部分以外も湿潤状態で落下の危険があったため。 ・落下した原因を究明するため。 ・営業中の落下により、利用者の安全確保のため （工事内容） ・天井ボード全面撤去工事 ・落下した天井ボード及び全面撤去した天井ボードの一時保存。 ②男子更衣室トイレ前通路の天井ボードの一部撤去及び仮復旧工事（2/20実施） （必要性） ・2月6日の本市職員の現地確認で、男子更衣室内トイレとトイレ前通路の壁面の一部が結露していることを確認し、トイレ前通路の天井ボードについても触診で状況を確認したところ、男子更衣室トイレと同程度ではないものの、表面の一部が湿潤していることを確認しましたので、対応が必要となったものです。 ・ただし、トイレ前通路の天井裏結露の有無については、通路の位置が外壁に面しておらず、結露ナシと想定されたため（男子更衣室内トイレの天井裏結露は、外壁に面した範囲に集中していた）、トイレ前通路の天井ボード表面の湿潤の原因はプール側からの湿気によるものと判断しました。 ・また、通路の天井ボードは男子更衣室トイレと同程度ではないものの、そのまま放置すれば湿潤が進行し落下する恐れがあるため、早急に天井ボード撤去の必要性があると判断しました。 ・また、通路の使用ができなくなるとプールの使用ができなくなり、施設を閉館しなければならず、利用者へ迷惑がかかるほか、指定管理者の収入となっている利用料金収入がなくなることとは、本市から指定管理者への補償が発生する恐れがある。 （工事内容） ・通路を安全に通行できるようにするため仮復旧工事を行うこととしました。 ③男子トイレ天井の仮復旧工事（4/16実施） （必要性） ・4月に工事可能と判断後、トイレの使用禁止期間が長期間に及んでおり、早急にトイレの使用再開が必要であったため。 ・また、利用料金制を導入している市民利用施設であるため、可能な限り早急にトイレを使用再開できるようにする必要があるため。 （工事内容） ・仮復旧工事を行いました。 ④本格復旧工事（5/21、6/11、6/18実施） （必要性） ・今回の落下事故を受け、今後同様の事故が発生しないよう天井材は従前の吸湿する仕様から吸湿しない仕様に材料を変更する必要があるため。
---	---

		(工事内容) ・本格復旧工事を行いました。 ・本格復旧には断熱材吹付の乾燥期間や、プール側からの湿気を防ぐためのカーテンが受注生産であり、時間を要すると見込まれたため、休館日と工事業者のスケジュール調整の結果、5月21日以降の3日間の工程で工事を行いました。5/21：トイレ吹付養生、トイレ仮設天井脱着、トイレ天井内断熱材吹付。6/11：トイレ前室天井張り、更衣室ビニールカーテン取付金具設置、トイレ前室天井照明器具及び感知器脱着。6/18：トイレ天井張り、更衣室ビニールカーテン取付け、トイレ天井照明器具及び感知器脱着
44	質 問	2/20に実施の男子更衣室前通路の天井ボードに関する工事はあくまで仮復旧工事だったのでしょうか。それとも2/20中に本格復旧工事まで実施されたのでしょうか。仮復旧工事の場合、更衣室前通路に係る本格復旧工事は、5/21、6/11、6/18のいずれに実施されたのでしょうか。また、④の本格復旧工事3日間(5/21、6/11、6/18)について、それぞれの工事はどの場所を対象に実施されたのでしょうか。トイレ、トイレ前通路、それ以外等、工事の施工場所をお教えてください。
	回 答	2/20：男子更衣室前通路の天井ボードに関する工事は仮復旧です。男子更衣室前通路の天井ボードの本復旧は6/11に施工しています。 5/21：男子更衣室内便所(断熱工事) 6/11：男子更衣室前通路(天井本復旧) ：更衣室(ビニールカーテン取付金具設置) 6/18：男子更衣室内便所(天井本復旧) ：更衣室(ビニールカーテン設置)
45	質 問	本件施工業者の各見積書の内容からすると、1/24付見積書(309,100円)は、①②の工事を、4/1付見積書(3,391,300円)は、③④の工事を、それぞれ対象とした内容かと思われませんが、この理解で正しいでしょうか。また、見積もり金額の妥当性については、施設整備課において決裁を通じて確認されているとのことですが、見積書の内容、金額をどのように確認、精査されたのか、具体的にお教えてください。本市として独自に積算等はされるのでしょうか。本件工事の見積書は1式計上されており、単価構成や数量根拠などの根拠がなく、3社見積書の見積金額以外にどのように精査したのか、また、決裁時にどのような確認をしたのか、本市として、見積書に記載の工事内容が必要十分な内容であるか、またその見積もり金額が妥当な金額であることを、どのように精査、判断されたのかを詳しくお教えてください。
	回 答	お見込みの通りです。 今回の見積もり金額の妥当性に関する施設整備課における決裁を通じての確認について、今回の工事は非常に小規模(国土交通省の基準でも「僅少」の扱いとなります)なため、「1式」計上はやむを得ないものと考えており、単価の確認や本市単価を適用した積算等は行っておりません。このため、各社の明細の漏れや整合及び総額について確認を行い、その妥当性を判断しています。
46	質 問	関係所属陳述において、1月24日付けの見積書については、業者から5月頃に提出されたものであるとの説明がありました。経済戦略局が日付を遡った見積書の提出を指示された点について、旧指定管理者及び現指定管理者に対して、いつ、どのような説明を行われたのでしょうか。
	回	旧指定管理者に対しては、4月下旬に新指定管理者に対して電話により令和6年度の工事について

	答	ては新指定管理者により実施していただきたい旨を説明し、理解いただいたうえで5月2日に説明のうえ令和5年度と令和6年度に分離した見積書の提出を依頼しました。 また、新指定管理者に対しては、令和6年度分の見積書を手渡したうえで、4月16日の仮復旧を含め、今後休館日を利用した3日間の工程で男子更衣室内トイレの断熱工事及び天井復旧工事、男子更衣室前通路の天井復旧工事、更衣室のビニールカーテン設置工事を新指定管理者で実施いただきたい旨を説明し、了承を得ています。
	質問	施工業者が決定しているにもかかわらず、2月8日に価格比較した2者による現場調査を実施した理由とその調査内容を教えてください。
47	回答	価格の妥当性を検証するため2社からの見積書を徴収することとしています。そのためにトイレ内の天井ボード全部を撤去した状況、トイレ前通路の天井の撤去のうえ仮復旧を行う必要があることについて調査・確認されたと思います。
	質問	3/13に受領しました見積書については、ニューウォール工務店のみ2件添付されておりますが、2月8日に現場調査行った他の2社からは、見積書を受領されていないということでしょうか？見積書を受領されているということであれば、ご提示ください。受領されていないのであれば、見積金額の妥当性をどのように確認したのか教えてください。
48	回答	本件は緊急を要する修繕であったことから、管理運営業務仕様書第7項（3）③イに基づき、事故当時に対応した施工業者の見積徴収で良いところ、旧指定管理者が価格の妥当性を検証するため、他2事業者から見積書を徴収しています。1月24日の事故当時は、旧指定管理者が口頭で他2者にも確認したうえで、ニューウォールを選定しています。また、2月8日の現場調査を行った他2社からは、2月20日のトイレ前通路の天井ボード撤去を含め復旧までの一連の修繕を行うことを踏まえた調査を行っており、その際、見積金額も改めて口頭で確認されています。
	質問	3月13日に受領した見積書について、なぜ3月13日の受領となったのか教えてください。
49	回答	2月20日の仮復旧以降、本格復旧に向けて本市においても検討を重ねており、3月19日に本市、旧指定管理者、施工業者と本格復旧に向けての打合せを設定し、施工業者の本格復旧検討案について見積書を作成していただいたものであります。
	質問	3月中下旬に、経済戦略局がコスパに説明した修繕状況について、関係資料等あれば、ご提示ください。なお、資料等がなければ、その内容を教えてください。
50	回答	資料等はありませんが、旧指定管理者が実施する工事として、1月24日の事故以降の修繕内容の説明と原因である結露が収まってからの復旧となること、さらに本格復旧の検討状況について説明しています。
	質問	4月15日以降にも、旧指定管理者に指示されていますが、その理由とそれに至った経過等について、ご教示ください。
51	回答	本件工事は、当初、本格復旧までを一連の工事として、旧指定管理者に指示をし工事を進めていたことから、4月以降も経過を熟知している旧指定管理者に手伝わせており、4月16日仮復旧についても旧指定管理者に施工業者への取次ぎを依頼したものです。
52	質問	5月2日に見積書を分離するきっかけとなったのが、工事代金の支出に関して、経理担当から指摘があったとの説明がありましたが、それはいつ指摘を受けたのか、また、見積書を分離することとした判断をいつ行ったのか、事実経過として記載していただきますようお願いいたします。

	回 答	4月24日にスポーツ課から総務課（計理）に、4月15日に口頭で実施の確認を行っていた令和6年度の工事について、本件にかかる支出について旧指定管理者と覚書等を締結し工事費の支出を行いたい旨を相談したところ、令和6年度の工事は新指定管理者が実施するものであって、年度ごとに分離の必要があると指摘を受けましたので、5月2日に本市から旧指定管理者に対して、令和5年度分と6年度分を分離し、令和6年度は新指定管理者宛ての見積書とするよう依頼しました。
53	質 問	5月2日に見積書を分離しておりますが、工事がR5年度に完了できないことは、それ以前に明らかであったと思われますが、なぜ、5月になって見積書を分離することになったのかの理由を教えてください。現指定管理者ではなく、旧指定管理者に対して指示した理由を教えてください。
	回 答	分離の時期については、4月下旬に、現指定管理者に電話によりR6年度分工事については現指定管理者により実施していただきたい旨を説明し理解を得ることができたためです。 なお、分離の依頼については、4月以降も旧指定管理者に手伝わせていたことからお願いしたものです。
54	質 問	3月中下旬に、検討された工事内容についてご説明ください。
	回 答	3月19日に本市と旧指定管理者と施工業者（ニューウォール）で、復旧工事の仕様の打合せを行っています。 資料は残っていませんが、聞き取りの結果、希望していた断熱材の仕様が施工可能であることが判明し、復旧工事の仕様を確定することができたため、最終版の見積作成と工程表作成を旧指定管理者に依頼しています。
55	質 問	4月16日に、旧指定管理者が施工業者を依頼しておりますが、通知書では、経済戦略局は、現指定管理者に対して、工事を行うよう指示しており、決裁内容と事実と食い違いがありますが、この点について、ご説明ください。
	回 答	「旧指定管理者から連絡を受けた」の誤りです。 なお、通知書については、4月下旬に、現指定管理者に電話によりR6年度分工事については現指定管理者により実施していただきたい旨を説明し理解を得たうえで、5月10日に新指定管理者に訪問し令和6年度分の工事を4月にさかのぼって実施していただくことについて了承を得たことから、4月に遡及して発行しています。

エ 事故当日の応急工事（天井ボード撤去）について

No.	質問及び回答内容	
56	質 問	事故発生当日（1/24）に実施された応急工事の内容は、「落下部分を含む当該トイレの天井ボードの全面撤去」及び「トイレ前通路の天井ボードの撤去」まで、ということで良いでしょうか。以降、4月16日に復旧工事に着手されるまでは、当該トイレは天井板がない状態のままおかれていた、という理解で良いでしょうか。工事内容の詳細をお教えてください。
	回 答	・事故発生当日（1月24日）に実施した内容は、落下部分を含む当該トイレの天井ボードの全面撤去のみで、トイレ前通路の天井ボードの一部撤去は2月20日に実施しました。 ・4月16日の復旧工事着手までの当該トイレの天井の状態は以下の通りです。 ①1/24：天井ボードの全面撤去

		②1/25～4/16：天井ボードのない状態 ③4/16：天井ボードの仮復旧
57	質問	本応急工事について、その決裁文書では、「本市発注で実施する場合、発注にかかる事前調整期間を考慮すると相当の期間を要することから、早期に実施可能な指定管理者に実施させる」と記載されています。これは、本件に係る年度協定書（R5）中のいずれの規定を根拠にした取扱いになるのでしょうか。また、「発注にかかる事前調整期間」とは具体的に何を指すのでしょうか。
	回答	・本応急工事は、天井ボードの落下という直ちに対応しなければ利用者の安全性を損なうこととなる事案であったことから早期に実施可能な指定管理者に実施させることとしました。 ・なお、事故が天井裏の建物躯体の結露や室内の湿気に起因し、建物の構造・仕様に由来すると思われるもので、かつ同施設ではこれまで発生しなかった事象であったことから、建物躯体部分の老朽化として取り扱うことが妥当と判断し、年度協定書（R5, R6双方）第3条第6項に基づき、実施しています。 ・事前調整期間とは、入札にあたって必要な当局の契約担当課との仕様書調整や契約管財局との設計、積算や設計図書の作成などの事前協議や日程調整のことを指しています。
58	質問	「同施設ではこれまで発生しなかった事象であったことから、建物躯体部分の老朽化として取り扱うことが妥当と判断し」と回答頂いています。上記について、これまで発生があったこと、なかったことと、建物の躯体部分の老朽化か否かということに、どのような関連、因果関係があるのでしょうか。また、事前調整期間に関する記述について、本件応急工事は約30万円の見積りでしたが、本市が直接行う場合には、入札を実施される予定だったのでしょうか。
	回答	・本事案は、時間経過（経年劣化）により天井ボードを固定する金物が錆たことでその機能を失うことにより（天井裏の結露水とプールからの湿気を吸湿した天井ボードの重みに耐えきれず）発生した事象であり、建物の躯体部分の老朽化に起因するものであると考えております。 ・入札を想定した記載としておりましたが、本件におきましては、本市発注となる場合は、緊急随意契約となるため入札の実施はありません。正しくは、事前調整期間とは、業者選定や施工内容の決定、契約管財局への工事契約請求等を指しております。
59	質問	本応急工事に係る決裁文書では、「費用負担については、…「…年度協定書」第3条第6項に基づき、建物躯体部分の老朽化による改修であることから大阪市が負担する。」と記載されています。この点、年度協定書（R5）第3条第6項は、「施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合」と規定し、本市に何らかの帰責事由がある場合を前提としているようにも読めます。「建物躯体部分の老朽化」を、年度協定書（R5）第3条第6項にどのようにあてはめる解釈をされているのでしょうか。
	回答	・本件は、天井裏の建物躯体の結露や室内の湿気に起因し、建物の構造・仕様に由来するものと考えられ、また、同施設ではこれまで発生しなかった事象であったことから、建物の老朽化により顕在化した事象と考えられます。 ・以上のことから、今回の不具合の原因は、「建物躯体部分の老朽化」として取り扱うことが妥当と技術的に判断したことから本市の負担としたものです。
60	質問	本件事故は天井板の一部が落下したのですが、その応急工事（天井ボードの撤去）において、事故当日に「建物躯体部分の老朽化による改修」と評価できたのは何故でしょうか（そもそも、原因究明には一定期間の経過観察が必要だったのではなかったのでしょうか。）。ここに言う、

		「建物躯体部分」の「躯体」の意義も含めてお教えてください。
	回答	・応急工事（天井ボードの撤去）において、事故当日に天井裏の建物躯体を確認したところ、結露している状態を確認しました。 ・結露は天井裏で空気が建物躯体に冷やされ発生したもので、この結露水を天井ボードが吸湿するなどして落下したと推察できたことから、建物躯体部分に係関係すると判断したものです。
61	質問	契約管財局作成の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】」に記載のある、リスク分担表の標準例によれば、「施設の損傷」にかかるリスク分担について、建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）等の基幹的な施設・機器等の損傷であっても、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものは指定管理者が対応するものと分類されています。本件応急工事については100万円未満の工事と思われますが、本市が費用負担したことは標準例と異なる取扱いになるのではないのでしょうか。それとも本件は、ただし書きにある「損傷への対応が緊急に必要であり、かつ収支計画における当該年度の修繕費の上限額を超える場合」に該当するのでしょうか。
	回答	・今回の事故については、天井裏の建物躯体の結露や室内の湿気に起因し、建物の構造・仕様に由来すると思われるもので、かつ同施設ではこれまで発生しなかった事象であったことから、建物躯体部分の老朽化として取り扱うことが妥当と判断し、年度協定書（R5, R6双方）第3条第6項に基づき、本市負担としました。 ・リスク審査のうえ協定書を締結しています。
62	質問	1月24日に、施工業者を選定しておりますが、この時点で実施を予定していた工事内容、3者比較の内容について、教えてください。
	回答	1月24日時点で予定していた工事内容は、天井材の撤去であったと思います。 なお、旧指定管理者が比較選定した内容は確認しておりません。
63	質問	本応急工事に関して、旧指定管理者が見積もりを徴したと思われる3社（（株）ニューウォール工務店、B社、C社は、どのような経過を以て選定されたのでしょうか。
	回答	管理運営業務仕様書7（3）建物・設備の改修・補修・修繕等に基づき、旧指定管理者が見積書を徴収しました。
64	質問	本件事故は令和6年1月24日の午後5時頃に発生していますが、応急工事に関しては、3社から事故同日（1/24）付で見積もりが提示されています。指定管理者から見積もり依頼先には、どのようにして見積依頼をされたのでしょうか。
	回答	・見積依頼は、指定管理者により口頭で行われました。 ・見積業者の業種や、2者以上から取得することについては本市から指導しました。
	質問	3社の見積書（応急工事）について、工事を請負った（株）ニューウォール工務店以外の見積金額の算出根拠となる数量が全て「1式」となっています。貴局が同工務店の見積金額が最も安価であることをどのように精査されたのか、その根拠をお教えてください。
65	回答	・指定管理者が行う修繕等の見積金額の妥当性については、施設整備課の職員が係員、係長、課長代理、課長の各階層の決裁を通じて確認しております。 ・各社の見積書の内訳の数量が「1式」の見積となっていることについては、（（株）ニューウォール工務店も1項目を除き、すべて1式表記）、本工事のように小規模で数量が少量になる場合、通常の「数量×単価」で計上すると小額過ぎて採算がとれないことから、単価は敢えて表記せず、「1式」表記して、当該工事に見合う金額を計上する取り扱いがあり、これに準じたもの

		と思われます。 ※引用：「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」国土交通省 施工条件等により施工数量が僅少となる場合は、労務費1 人工相当分と、必要となる材料費等を加えて一式で計上する
66	質 問	本応急工事に係る指定管理者への1/24付「通知書」では、指示事項として「別紙の…に添付の見積書のとおり工事を行うこと」となっていますが、見積書作成の根拠となる資料等は通知書に添付されていないのでしょうか。応急工事の実施内容について、どのような協議を経てどのように決定されたのかをお教えてください。
	回 答	見積書作成依頼の根拠は、施設修繕実施伺書です。不具合等の発生後、本市と修繕内容について協議し作成した施設修繕実施伺書を受けて、工事内容の妥当性を市が判断し、決裁を経て通知書を発行することにより工事実施を決定しています。 通知書発行の際は、施設修繕実施伺書と見積書を決裁に添付しています。
67	質 問	R6.1.24付「契約通知書」における、「契約」とは、本市と指定管理者との間の同日付経費負担に関する「覚書」を指すのでしょうか。
	回 答	お見込みのとおり、契約＝覚書です。 契約通知書については本市の財務会計システムの仕様上、決裁完了後に出力されるものであり、市内部の手続きにのみ使用するものであるため、指定管理者あてには発行しておりません。
68	質 問	本応急工事の実施主体である指定管理者と工事業者との間では、本応急工事についてどのような合意をなされたのでしょうか。
	回 答	本市は伺書に基づいて修繕がなされていることを随時確認しております。 指定管理者と工事業者での合意方法については確認中です。
69	質 問	7/25の所属陳述にて、緊急性等を理由に、業者の一貫施工（撤去及び仮復旧工事と本復旧工事）を判断された旨のご説明があったかと思いますが、同一の施工業者とされた理由をお教えてください。本件一連の工事を同一業者により施工するよう、貴局から指定管理者あてに求められたのでしょうか。それとも指定管理者が希望されたのでしょうか。また、なぜ、R5年度分の工事と、R6年度分の工事を、別々の施工業者に実施させることができなかったのでしょうか。
	回 答	1/24から始まった撤去から仮復旧、本格復旧までは、一連の作業であったと考えています。また、その過程において、工法や材料の選定に関して相談対応を受けてもらえた業者に一連の作業を依頼することが本市としては自然であると考えています。

オ 令和6年4月以降に実施している復旧工事（天井復旧）について

No.	質問及び回答内容	
70	質 問	本復旧工事については、その内訳上、「天井仮復旧」という、「仮」の工事内容も含まれています。この「仮」の工事とはどのような内容の工事なのでしょうか。また、本復旧工事の施工により、本件事故に係る一連の復旧作業は完結したと解して良いのでしょうか。
	回 答	・「仮」の工事の内容については、トイレの使用再開を優先するため、断熱工事など本復旧までの作業が休館日ごとに行えるように、取り外しが容易な天井ボードを設置したものです。 ・また、本復旧工事の施工により、本件事故に係る一連の復旧作業は完結しました。
71	質 問	仮復旧から本格復旧までを急いだのは、トイレの使用禁止期間が長期間に及んでいることから、

	問	トイレの使用再開が可能となる本格復旧を早急に行う必要があったため、と回答頂いています。 また、「工事の内容については、トイレの使用再開を優先するため、断熱工事など本復旧までの作業が休館日ごとに行えるように、取り外しが容易な天井ボードを設置したものです。」と回答頂いています。一方、「1/25～4/16：天井ボードのない状態」、「4/16：天井ボードの仮復旧」とあり、対応経過メモ（追記版）にも、4/17よりトイレの使用再開とあります。①4/16の仮復旧工事により、トイレは使用可能となったのはではないのでしょうか。②また、施設利用者の利便性のため、トイレの使用再開を急ぐ必要性があったのであれば、本格復旧は別としても、一定使用可能な仮復旧工事を1/24～3月末までの間に実施することは不可能だったのでしょうか。取り外しが容易な天井ボードを設置することが不可能であった理由や、仮復旧工事の必要性等をお教えてください。
	回答	①4/16は休館日であったため、4/17よりトイレの使用再開しております。 ②事故原因については、天井ボードが湿気を含み重みに耐えられず落下したものと推測していたものの、1～3月は建物内外の気温差が激しく、結露が発生しやすい環境であるため、本件の原因となった結露の発生原因が特定できず、また結露により天井の断熱工事を実施できないことから、3月末までは経過観察することとしました 男子更衣室内トイレの天井裏は結露が発生していたため、仮復旧した場合、結露の水滴が落ちたり、結露水が溜まりその重みで仮復旧の天井ボードが再度落下する危険があったと考えています。
	質問	本復旧工事に係る決裁文書において、同工事の実施主体について、「本市発注で実施する場合、発注にかかる事前調整期間を考慮すると相当の期間が必要となることから、早期に本復旧工事まで実施可能な指定管理者に実施させることとする。」と記載されています。これは年度協定書（R6）のどの規定を根拠にした取扱いになるのか、お教えてください。また、「発注にかかる事前調整期間」とは具体的に何を指すのでしょうか。
72	回答	・年度協定書（R5, R6 双方）第3条第7項に基づき、実施しています。 ・今回の工事については、トイレが使用できない状況により利用者の利便性が損なわれている状態を解消するものであるものの、令和6年度の工事については、工事内容を確認したところ、部材の調達に期間を要すること、工程において、断熱材吹付の乾燥期間など、本格復旧には3日間を要すると見込まれたため、休館日と工事業者のスケジュール調整の結果、3日間に分割して工事を行う必要があったことから緊急性を有するものと判断しました。 ・事前調整期間とは、当局の契約担当課や契約管財局との設計、積算や設計図書の作成などの事前協議や日程調整のことを指しています。
	質問	「3日間に分割して工事を行う必要があったことから緊急性を有するものと判断しました。」と回答頂いています。3日間に分割して工事を行うことと、緊急性を有することとは、どのような関連、因果関係にあるのでしょうか。
73	回答	3日間に分割して工事を行う必要があったことから緊急性を有するのではなく、断熱材吹付の乾燥期間やプール側からの湿気を防ぐためのカーテンが受注生産であることから早期の発注を行わなければ本格復旧までに時間を要することが見込まれることから緊急性を有するものと判断しております。
74	質問	決裁文書には「仮復旧状態から本格復旧までの期間を可能な限り短縮させる必要がある。本市発

	問	注で実施する場合、発注にかかる事前調整期間を考慮すると相当の期間が必要となることから、早期に本復旧工事まで実施可能な指定管理者に実施させる」と記載があります。本件復旧工事を急ぐ緊急の必要性があったならば、地方自治法第167条の2第5号に規定の随意契約（いわゆる緊急随契）の方法もあったと思いますが、あえて指定管理者に実施させたのは何故でしょうか。
	回答	・4月に工事可能と判断後、トイレの使用禁止期間が長期間に及んでおり、早急にトイレの使用再開が必要であったことから、速やかに工事を実施するため指定管理者による発注としました。 ・また、緊急随契を実施する場合においても、入札にあたって必要な当局の契約担当課との仕様書調整や契約管財局との設計、積算や設計図書の作成などの事前協議や日程調整に時間を要することが想定されたことも理由の一つです。
	質問	「緊急随契を実施する場合においても、入札にあたって必要な当局の契約担当課との仕様書調整や契約管財局との設計、積算や設計図書の作成などの事前協議や日程調整に時間を要する」と回答頂いています。経済戦略局では、緊急随契を実施する場合も入札を実施しているのでしょうか。また、指定管理者制度を導入していない事案で、経済戦略局が直接、緊急随契を行われる案件はないのでしょうか。緊急性という意味では、指定管理者が実施する場合も本市が実施する場合も同様かと思いますが、本件においては、同様ではない特異な事情があったのでしょうか。
75	回答	・緊急随意契約の場合は入札を実施していません。 ・経済戦略局において、指定管理者制度を導入していない事案で、直接、緊急随契を行われる案件はございますが、業者リストにより直前に実施した随意契約の相手方より後順位の事業者に対して工事实施が可能かを順次確認を行う必要があり、本件のように夜間の作業となると対応可能な事業者が少ないことが想定され、更に時間は要するものと推測されます。 ・指定管理者では、日常的な施設の維持保全のため、工事の種類によりいくつかの事業者との連絡をとれる体制を整えているため、より迅速な対応が可能であると考えています。
76	質問	本復旧工事に係る決裁文書では、「費用負担については、令和6年4月1日付けで締結した「…年度協定書」第3条第7項に基づき大阪市が負担する。」と記載されています。この点、年度協定書（R6）第3条第7項は、同条第5項を前提として規定されていると解されます。そして、その第5項では、「見積価格が1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施する。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。」とされています。そこで、本復旧工事の実施主体を指定管理者としたのは、本件事故が指定管理者による管理の瑕疵によるものと評価されたからでしょうか。仮にそうならば、決裁文書に記載されている実施主体決定の理由（「緊急性」）とはやや齟齬が生じているように思われます。この点も踏まえてお教えてください。
	回答	・第5項の「その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。」とは、指定管理者の負担において実施するものであると解釈しており、本件については天井裏の建物躯体の結露や室内の湿気に起因し、建物の構造・仕様に由来すると思われるもので、かつ同施設ではこれまで発生のなかった事象であったことから、建物躯体部分の老朽化として取り扱うことが妥当と判断し、本市の費用負担としました。 ・また、4月に工事可能と判断後、利用者に対する利便性確保のため、早急にトイレの使用再開が必要であったことから、速やかに工事を実施するため指定管理者による発注としました。
77	質問	本件に係る年度協定書（R6）第3条第7項では、「第5項の規定にかかわらず、1件あたり300

	問	万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない理由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。」とされています。この「緊急性を有するなどやむを得ない理由がある場合」については、同条第8項に定めがありますが、本件については第何号に該当するのか、その理由も含めて教えてください。また、同条7項には、「大阪市と指定管理者の間で協議のうえ」とあります。本件について、いかなる協議を経て、本市の負担で指定管理者に実施させることに決定したのでしょうか。この「緊急性」に関し、事故発生日から本格改修工事の着手日までに至る指定管理者と貴局との協議、指示、承諾などの事務手続きを時系列でお教えてください。
	回答	・更衣室内トイレが使用できない状態であったことから、第8項第2号「建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合」に該当すると認識しています。 ・指定管理者には口頭で協議を行い、通知書により工事の依頼をしました。
78	質問	本件本格復旧工事について、工事の緊急性に関しては、「建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合」に該当すると回答いただきました。本件本格復旧工事における緊急性についてご説明ください。
	回答	本件、本格復旧工事における緊急性について、大阪市立プール条例第16条（業務の範囲）2項に、指定管理者が行う業務の範囲として、「建物及び附属設備の維持保全に関すること」と規定しています。 また、施設は利用料金制を採用していることもあり、施設利用者の利便性を優先して管理、建物及び附属設備の維持保全を行う必要があるとともに休館対応となった場合には、指定管理者に対して利用料の補填が必要となることから、緊急性があるものと考えています。 さらに、更衣室内トイレは、水着に着替えた利用者が利用できる唯一のトイレであり、使用できない状態は利用者にとって利便性を損なっているものと判断しました。
79	質問	本復旧工事に関して、見積もりが提出されている3社（（株）ニューウォール工務店、B社、C社）は、どのような経過を以て選定されたのでしょうか。なお、この3社は、令和5年度までの旧指定管理者がその応急措置の実施の際に見積もりを徴した3社と同一ですが、令和6年4月を以て指定管理者が変わっているという事情がある中で、何故前年度と同一の3社とされたのでしょうか。
	回答	1月の事故発生日において、天井ボード撤去から4月以降の本復旧までの工事については一連の工事であると判断しておりましたが、年度が代わり指定管理者も変更となったことから4月以降の工事にかかる事務を旧指定管理者へ行わせるべきではないと判断し、令和5年度と令和6年度の工事内容を整理したためです。
80	質問	「年度が代わり指定管理者も変更となったことから4月以降の工事にかかる事務を旧指定管理者へ行わせるべきではないと判断し、令和5年度と令和6年度の工事内容を整理したためです。」と回答頂いています。見積り業者の選定理由と、上記回答内容はどのように関連するのでしょうか。
	回答	本件は、一連の工事として進めていた、当初の見積書の分離を行ったことから、価格の妥当性を検証するための他2事業者についても、同様に見積書の分離を依頼したため、同一の3者になっています。

		本件は、緊急を要する修繕であったことから、管理運営業務仕様書第7項（3）③イの但し書きに基づき、事故当時に対応した施工業者の見積書のみの徴収でよいところを、本市の指示により旧指定管理者が価格の妥当性を検証するため、他2事業者から見積書を徴収したところです。
81	質 問	3 社の見積書（本復旧工事）について、工事を請負った（株）ニューウォール工務店から（株）COSPA ウェルネスあての見積書の提出日が令和 6 年 4 月 1 日となっています。（株）COSPA ウェルネスは同日付で本市と指定管理者の契約を締結していますが、新たな指定管理者から見積もり依頼先にはどのように見積依頼をされたのでしょうか。
	回 答	・ 1 月の事故発生当初、天井ボード撤去から復旧までの工事については一連の工事であると判断していましたが、原因を特定するために経過観察が必要となり、復旧工事が 4 月以降となることが判明し、また新年度から指定管理者も変更となったことから、4 月以降の工事にかかる事務を旧指定管理者へ行わせるべきではないと判断し、令和 5 年度と令和 6 年度の工事内容を整理したうえで、令和 6 年度分の見積もりは別途取することを旧指定管理者へ指示しました。 ・ そのため、現指定管理者が見積依頼を行ったものではありません。 ・ また、口頭による依頼につき資料はありません。
82	質 問	「4 月以降の工事にかかる事務を旧指定管理者へ行わせるべきではないと判断し、令和 5 年度と令和 6 年度の工事内容を整理したうえで、令和 6 年度分の見積もりは別途取することを旧指定管理者へ指示しました。」と回答頂いています。令和 5 年度と令和 6 年度の工事内容を整理されたのはいつでしょうか。上記からは工事内容を整理して、見積書を取り直されたということでしょうか。現時点で、ご提供いただいた本件施工業者の見積書の内容は、R5 年度と R6 年度に工事内容を整理された後の見積り内容と思われます。そもそも本件事故発生直後には、見積書をとられたのでしょうか。とられていた場合、いつとられたのでしょうか。また、その内容は、工事全て（本格復旧工事完了までの全工程分）という理解でよろしいでしょうか。とられた見積りは、何者あてにとられたのでしょうか。
	回 答	・ 令和 5 年度と令和 6 年度の工事内容を整理したのは、3 月下旬です。 ・ 提出している以外の見積書は、3 月 13 日に指定管理者より受領しています。この見積書については、3 月以降の復旧工事の内容を検討するために指定管理者より施工業者に依頼したものです。
83	質 問	年度をまたぐ場合、新旧の指定管理者が変更となる場合の事務をどちらが行うのか等、通常どのように行うルールとなっているのでしょうか。また、当該工事の見積依頼については、なぜ口頭による依頼とされたのでしょうか？口頭であれば、業者ごとに見積り条件が異なるおそれもあるが、経済戦略局では、指定管理者の口頭による見積依頼を認めているのでしょうか。
	回 答	・ 指定管理者の変更時には、不具合等を修繕したうえで新たな指定管理者に引き継ぐことが通例であり、そのため本件についても旧指定管理者により修繕を実施することとして進めていました。 ・ 「プール管理運営業務仕様書 7 建物及び設備の維持保全業務（3）建物・設備の改修・補修・修繕等の③ 改修・補修・修繕の実施イ 見積書の取得」では指定管理者は、修繕を業者発注する場合、3 者以上から見積もりを取ること。 但し、見積金額が 10 万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び 3 者以上の見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。」とあり、仕様書で特に指定がないこと、また、本件は早急な対応が必要であったことから指定管理者によりやむ

		を得ず口頭で依頼されたものです。なお、提出された各社の見積明細の整合を確認することで見積り条件の同一性を評価しています。
84	質問	3社の見積書（本復旧工事）について、工事を請負った（株）ニューウォール工務店以外の見積金額の算出根拠となる数量の多くが「1式」となっています。貴局が同工務店の見積金額が最も安価であることをどのように精査したのか根拠をお教えてください。
	回答	・指定管理者が行う修繕等の見積金額の妥当性については、施設整備課の職員が係員、係長、課長代理、課長の各階層の決裁を通じて確認しております。 ・各社の見積書の内訳の数量が「1式」の見積となっていることについては、（株）ニューウォール工務店も1項目を除き、すべて1式表記）、本工事のように小規模で数量が少量になる場合、通常の「数量×単価」で計上すると小額過ぎて採算がとれないことから、単価は敢えて表記せず、「1式」表記して、当該工事に見合う金額を計上する取り扱いがあり、これに準じたものと思われます。 ※引用：「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」国土交通省 施工条件等により施工数量が僅少となる場合は、労務費1 人工相当分と、必要となる材料費等を加えて一式で計上する
85	質問	本復旧工事に係る指定管理者への通知書では、指示事項として「別添見積書のとおりに工事を行うこと」となっていますが、見積書作成の根拠となる資料等は通知書に添付されていないのでしょうか。復旧工事の実施内容（天井結露対策を含む復旧工事）について、結露対策の方法、天井の復旧工事の仕様などについて、どのような協議を経て、どのように決定されたのでしょうか。
	回答	・通知書には、見積書のみ添付しています。 ・本来であれば施設修繕実施伺書も添付すべきでしたが、令和5年度と令和6年度の工事内容を整理したうえで、令和6年度分の見積もりは別途取することを旧指定管理者へ指示したため、見積書のみの添付となりました。 ・復旧工事の実施内容（天井結露対策を含む復旧工事）については、結露対策の方法、天井の復旧工事の仕様などについて、当局と旧指定管理者で技術的検討等の協議を経て決定しており、その内容は現指定管理者にも共有しています。
86	質問	本復旧工事の実施主体である指定管理者と修理業者との間では、本復旧工事について、どのような合意をなされているのでしょうか。
	回答	本市は指定管理者と協議をした仕様に基づいて修繕がなされていることを随時確認しております。 指定管理者と工事業者での合意方法については確認中です。
87	質問	「指定管理者と工事業者での合意方法については確認中です。」とのことですが、その後の進捗はいかかでしょうか。回答日の目途をお教えてください。
	回答	指定管理者と工事業者での合意は、口頭により行われております。
88	質問	本復旧工事は、実施期限が令和6年4月16日から同年6月25日までとのことですが、同工事は令和6年6月25日を以て完結したのか、お教えてください。
	回答	工事は6/18に完了し、施設・設備不具合修繕実施報告書の提出を受けておりますが、本市による履行確認はまだ行えておりません。

89	質 問	「工事は6/18に完了し、施設・設備不具合修繕実施報告書の提出を受けておりますが、本市による履行確認はまだ行えておりません。」と回答頂いています。6/18の工事完了から既に1か月以上経過していますが、本件工事の履行確認はいつ実施されているのでしょうか。また、本件に限らず、通常履行確認は工事完了後、どの程度の期間で実施されているのでしょうか。
	回 答	7月23日に実施しました。 指定管理者からの完了報告後、概ね2週間以内に実施しております。
90	質 問	完了検査について、「検査では、契約書等の通りの出来上がりになっているか、発注の目的が達成出来ているかを確認する。具体的には、書類及び現場確認により、当該工事・施設修繕等の契約書、設計図書、仕様書等に基づき、工事の実施状況、出来形、品質等について確認する。」とされています。本件工事については見積書（具体的な条件明示されていない）以外にどのような資料等により上記の検査をされたのか、指定管理者及び工事受注者の立会の有無、また、検査場所について教えてください。
	回 答	指定管理者立会のもと指定管理者が作成した工事完了報告書により検査を行いました。 検査場所は、生野屋内プール現地です。

カ その他

No.	質問及び回答内容	
91	質 問	「大阪市立生野屋内プール」の築年数をお教えてください。また、建設以降、大規模なリニューアル工事等を実施されたことはあるでしょうか。ある場合は、その内容をお教えてください。
	回 答	・完成は平成13年2月です。（築23年） ・直近の大規模なリニューアル工事等の実施状況は以下の通りです。 ・令和2年度 特定天井改修及びプール層塗装改修 ・令和3年度 屋上防水改修 ・令和4年度 中央監視盤更新、空調設備更新
92	質 問	生野屋内プールに関して、年度協定書第3条に規定の施設等の維持保全にかかる費用のうち、指定管理者が負担するものは、本市から指定管理者あて支払われる業務代行料に含まれているという考え方でしょうか。含まれている場合、R5、R6年度の年度協定書にある業務代行料のうち、上記修繕等費用見合い分の金額をお教えてください。また、指定管理者がR5年度の修繕等に要した費用はいくらだったのでしょうか。実績等を把握されているのでしょうか。把握されている場合は、その内訳、金額等をお教えてください。
	回 答	・業務代行料に含まれています。 ・指定管理者から提出された収支計画書に基づき、 R 5 : 2,750,000円 R 6 : 7,250,100円 です。 ・修繕等の実績については報告させているのですが、実際に要した金額内訳の報告は求めておりません。R5の合計額は6,593,480円です。
93	質 問	年度協定書第3条に規定の施設等の維持保全にかかる費用は、業務代行料に含まれているとのことですが、生野屋内プールは利用料金制の施設と思われますが、利用料金制をとられていても、指定管理者負担ではないということでしょうか。また、「指定管理者から提出された収支計画書に基づき、R 5 : 2,750,000円 R 6 : 7,250,100円 です。」と記載があります。R5年度とR6

		年度とで、施設等の維持保全にかかる費用に大きな開きがあるように思いますが、ご見解をお教えてください。
	回答	利用料金は条例で上限を定めており、その利用料金だけでは施設維持管理経費を賄うことができないため、業務代行料が必要となっております。 また、本市が示す業務代行料の上限価格内で指定管理者が収支計画書を作成されており、施設の経過年数や使用機器等から修繕費を想定されているものと認識しておりますが、新旧の指定管理者におけるリスクの考え方の違いではないかと思えます。
94	質問	業務代行料はどのように決定されるのでしょうか。過去の費用実績等を参考に算出されるのでしょうか。業務代行料の算出プロセスをお教えてください。
	回答	過去2年間の支出実績から業務代行料を項目（光熱費、人件費、その他）の比率に分け、それぞれ物価上昇率に応じて増減させています。
95	質問	R6.1.24付「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」には、「トイレ前通路天井ボードの一部にも、水分が含まれている事が触診により確認出来ました」との記載があります。天井ボードの不具合を触診で発見されたとのことですが、指定管理者が実施する日常点検等では、本件天井ボードの不具合等は発見できなかったのでしょうか。指定管理者側の責任等、上記について局と指定管理者との間で、どのような整理、総括をされたのでしょうか。
	回答	・事故直近の日常点検1月21日（日）の報告では、指定管理者による目視点検した際には、天井ボードの不具合はありませんでした。 ・指定管理者が実施する日常点検では、天井の染み、ひび割れ、浮き、たわみなどについて目視による点検を主体としていたため、本件天井ボードの不具合等は発見できなかったものと考えております。 ・触診点検は、室温や湿度、塩素などが影響する室内環境の厳しいプール室を主体としております。 ・今回の事故を受けて、令和6年度協定において、指定管理者による日常点検の充実を図ったところです。
96	質問	ご提出いただいた日常管理基準表（建築）では、「目視点検として、天井、結露等」、「触診点検として、天井、天井裏」等が記載されています。本件生野屋内プールにおいては、上記基準表に照らして、どの項目をどの範囲で点検するのか等、どのように運用されているのでしょうか。本件事故が発生したトイレや、トイレ前通路等について、どの項目を、どの程度の頻度で点検するのか等を、本市と指定管理者との間でどのように取り決めていたのでしょうか。
	回答	・事故直近の日常点検1月21日（日）の報告では、指定管理者による目視点検した際には、天井ボードの不具合はありませんでした。 ・指定管理者が実施する日常点検では、天井の染み、ひび割れ、浮き、たわみなどについて目視による点検を主体としていたため、本件天井ボードの不具合等は発見できなかったものと考えております。 ・触診点検は、室温や湿度、塩素などが影響する室内環境の厳しいプール室を主体としております。 ・今回の事故を受けて、令和6年度協定において、指定管理者による日常点検（日常管理基準表（建築）の見直し等）の充実を図ったところです。

		・別途資料（令和6年度第1回指定管理者連絡調整会議の開催について）を提出します。
97	質 問	1/21の日常点検では、不具合は報告されていなかったとのことですが、本件不具合等を事前に予見できなかったのでしょうか。「触診点検は、室温や湿度、塩素などが影響する室内環境の厳しいプール室を主体としております。」とのことですが、本件事故が発生したトイレや、トイレ前通路等は、プールと隣接しているのかと思われますが、触診点検の対象ではなかったのでしょうか。トイレや、トイレ前通路とプールとの位置関係はどうなっているのでしょうか。また当該箇所には天井点検口等はないのでしょうか。
	回 答	触診点検は、プール室を主体としており、男子更衣室内便所や男子更衣室前通路は対象になっておりませんでした。 男子更衣室内便所には天井に点検口はありましたが、男子更衣室前通路の点検口はありませんでした。
98	質 問	「今回の事故を受けて、令和6年度協定において、指定管理者による日常点検の充実を図ったところ です。」と回答頂いています。本件落下事故を受けて、本件トイレや、トイレ前通路の天井は復旧工事をされましたが、生野屋内プールの施設の他の場所は、指定管理者、本市の別を問わず、本件事故を受けて特に点検されたのでしょうか。天井に断熱材等が施されていなかったということですが、同施設の他の場所でも同様に結露等による天井落下のリスクはないのでしょうか。事故後に具体的にどのような点検を実施されたのかお教えてください。
	回 答	1月25日に職員が天井内の結露の状況を把握するため、同施設の外壁に面した室及び水廻りの諸室について点検口から、天井裏の目視及び天井ボードの触診による点検を実施し、当該トイレ以外は結露は発生していないことを確認しています。
99	質 問	生野屋内プールのように、指定管理者制度を導入している所管施設において、300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性などやむを得ない事由により、指定管理者に実施させた案件は、どのくらいの件数があるのでしょうか。 R5年度における「300万円超の大規模改修・大規模補修の件数」、「うち本市（直営）が実施した件数」、「うち指定管理者に実施させた件数」をそれぞれお教えてください。
	回 答	R5年度における ・300万円超の大規模改修・大規模補修の件数：84件 ・うち本市（直営）が実施した件数：55件 ・うち指定管理者に実施させた件数：29件
100	質 問	請求人陳述において、請求人より、令和5年度当時までの旧指定管理者について、本市が、指定管理の業務の実施状況等について、指導等を行った旨の陳述がありました。上記内容は事実でしょうか。事実の場合には、こういった内容だったのでしょうか。経過をお教えてください。
	回 答	旧指定管理者の公募時に提案のあった情報公開、苦情対応に関する業務内容を理解していないことや、アンケートによるニーズ調査を行っていなかったことに対する利用者から本市に対する申し出に対して、本市から旧指定管理者に基本協定書の規定に基づき指示書を交付した事象であると思われます。
101	質 問	5/10のコスパ本社での説明資料（打合せ資料等）をはじめ、本件工事に関してコスパと共有した資料やその内容がわかる資料（協議文書や議事メモ等）は、見積書以外に文書ベースで資料としては残っていないということでしょうか？

	回 答	5月10日のコスパ本社での説明資料等については、見積書以外に文書ベースで資料としては残っていません。
	質 問	R5、R6工事の汎用起案日（執行伺日）に関して、実際いつの時点で財務会計システムを起案されたか教えてください？
102	回 答	両決裁を財務会計システムで実際に起案した時期は、4月下旬にコスパに対して電話により令和6年度の工事についてはコスパにより実施していただきたい旨を説明し、理解いただいたうえで、見積書を分離し、5月10日に分離した見積書をコスパ本社で手渡すとともに工事内容の詳細を説明し了解を得た後に、起案しています。

（３）経済戦略局からの事情聴取について

行政委員会事務局職員が、経済戦略局の関係職員に対して、令和6年8月8日にヒアリングを実施した。主な内容は以下のとおりである。

（本件全般について）

- ・経済戦略局では、64のスポーツ施設に対して指定管理者制度を導入している。
- ・工事の根拠はプール条例に規定している。
- ・施設の維持管理の全てを代行料の中で実施してもらうのは困難なので、300万円を超える場合は本市で実施している。ただし、緊急の場合は、本市負担で指定管理者に実施してもらっている。
- ・本市が費用負担する場合には、公正性・経済性を確保している。
- ・本件工事についても、適切に実施したつもりである。
- ・本件施設は、利用料金制を採用している。施設の一部でも利用できないとなれば、利用者の利便性が損なわれる。本件もその視点で対応した。

（トイレの仮復旧工事について）

- ・本件トイレの天井裏には、そもそも断熱材がなかった。断熱仕様になっていなかった。
- ・天井裏の結露が収まらないうと、天井ボードが貼れなかった。仮に貼ったとしても、また結露の水分で落下してしまう危険性があった。
- ・断熱材の施工方法について、いつ、どのように施工するのかの検討に時間を割いていた。
- ・小規模な箇所を断熱仕様にする方法が、今回の断熱仕様では、施工経験がなく困難であると考えていたため、他の断熱仕様を検討していた。
- ・トイレ前通路の復旧工事には、断熱仕様はしていない。天井裏が結露していたトイレ部分にしか断熱材は入れていない。
- ・トイレ部分では天井ボードをとめている細い釘（ホッチキスの芯のようなもの）が錆びて朽ちてしまい、結露等の水分を吸った天井ボードの重みに耐えきれなくなって落下した。
- ・経年変化（劣化）で落下したと思われる。
- ・2月6日の点検は早朝に行ったが、その際に初めてトイレ前通路の壁の結露を発見した。日中はエアコンをつけるので、結露が消えてしまったのではないかと、早朝に実施したので分かった。トイレ前通路は外壁に面していないので、トイレ前通路の天井ボードの湿潤は、プール室からの湿気が主な原因と思われる。

・トイレの天井裏が、結露状態だった点と、断熱仕様でなかったことで、躯体部分に原因があるとわかったので、本市負担と決定した。

(令和6年度工事も旧指定管理者に実施させた点について)

- ・4月15日時点でも旧指定管理者の事業として本格復旧まで関わってもらったつもりだった。
- ・指定管理者が変更する場合は、原状回復するのが基本である。本件工事もその一環であるという認識である。
- ・4月15日時点では、最後まで旧指定管理者が工事に関わるべきだと思っていた。COSPAにもその内容で了承してもらっていた。
- ・指定管理期間内の、3月末までは本市が指示できるという認識であり、本件は1月24日に指示した工事のため、4月に入っても工事はできると考えていた。
- ・しかし、工事代金の支出に関して局の計理担当から問題ありと指摘された。
- ・4月16日の工事には、新旧、双方の指定管理者が立ち会っている。
- ・4月16日の工事も含めて、事後的に、COSPAが令和6年度分の工事に責任を持つと了承している。
- ・4月16日にはトイレ天井の湿潤状態が解消されていたので(季節的に解消されたので)、工事を実施した。湿潤状態の解消は本市職員が確認した。

(本件工事の決裁について)

- ・(令和5年度、令和6年度工事に分離する以前の当初の決裁資料の提供を求めるも)そもそも当時に決裁をしていない。口頭決裁のみで、財務会計システム等での正式な決裁は、工事内容等が確定してから、遡って起案している。よって、決裁資料は、提出済みの資料しかない。
- ・本件に限らず、緊急性がある場合はこうした取扱いをすることになる。

(施設の点検業務について)

- ・本件施設について、どの箇所を目視点検するのか、どの箇所は触診点検までするのか等、指定管理者との間で、詳しくは取り決めていなかった。決まっていなかった。
- ・本件事故の後、プールのあるフロアは全て点検した。他の施設も見回りしている。その結果、他に異常がないことを確認している。
- ・本件事故後、どの範囲を目視点検、触診点検するのか等をきちんと決めた。

4 関係人に対する調査

(1) 契約管財局あて

行政委員会事務局職員が、大阪市における指定管理者制度等を所管する契約管財局職員に対して、指定管理者制度の運用に係るルール等について、令和6年8月2日に質問による調査を行った。主なものは次のとおりである。

No.	質問及び回答内容	
1	質	「施設の損傷」における、大阪市と指定管理者のリスク分担(役割分担)について、大阪市のリ

	問	スク分担となる部分は、大阪市が経費を負担するため、大阪市が主体となって契約手続きを行い、修繕を実施することが前提となっているとの理解でよろしいでしょうか。また、本市の費用負担で指定管理者が契約等を行うなど、例外的な取扱いが許容されるケースがあれば、ご教示ください。上記について、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」等において、その旨記載されているのであれば該当箇所をお教えください。
	回答	○「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」の第2章1（10）「リスク管理」において、「管理運営業務の適正かつ確実な実施を確保するためには、あらかじめ指定管理者と本市が担う責任とリスク及びリスクが顕在化した場合における負担を明確化しておく必要がある。」としており、分担するリスクについてはあらかじめ募集要項や協定書において定めておく必要があるとしている。 ○本市の一般的なリスク分担については、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」の「様式例集：1．リスク分担表」において、標準例を作成しているが、各施設に応じて指定管理者に過剰なリスク分担とならないよう検討することとしている。 ○協定書においては、当局で標準の協定書を制定しているが、例外的な取扱いを行う場合には、各所属において使用する協定書を事前リスク審査を受け変更を行うこととしている。 （指定管理者制度選定事務ハンドブック：P20 28_「協定書（案）の作成と法的リスク審査検討」 参照） ○例外的な取扱いを行う場合は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」に判断基準等の記載はないが、協定書のリスク分担表や仕様書において具体的な内容を明記している。
2	質問	「施設の損傷」における、大阪市と指定管理者のリスク分担において、本市の負担で指定管理者が修繕等を実施できる範囲（金額）については、令和6年5月の改訂により、初めて、一定条件のもと100万円未満までが認められるようになったという理解でよろしいでしょうか。
	回答	○令和6年5月23日付「指定管理者制度導入施設における修繕の取扱いについて（通知）」により、大阪市のリスク分担となっている基幹部分のうち、1件あたり100万円未満の修繕であれば、指定管理者のリスク分担とすることができるとしたものである。 ○しかし、それ以前であっても、各所属の判断において、基幹部分について、指定管理者のリスクとすることについても、否定はしていない。
3	質問	生野屋内プールに関する、指定管理者と本市とのリスク分担に関して、基本協定書及び年度協定書には、 ①100万円以下の修繕等を、原則指定管理者が実施すること。 ②100万円以下の修繕等であっても、場合によっては、指定管理者が実施のうえ、本市が費用負担すること。 ③100万円～300万円の修繕等の費用について、100万円を超える部分の2分の1相当額を本市が負担すること。 ④300万円を超える修繕等を本市が実施すること。 ⑤300万円を超える修繕等であっても、緊急を要する場合等には指定管理者が実施のうえ、本市が費用負担すること。 という規定がそれぞれ設けてあります。 指定管理者制度の運用に係るガイドラインや様式例集（リスク分担表）には、上記のような記載

		は見受けられません。 上記規定は、指定管理者制度の運用に係るガイドライン等に沿った内容と言えるのでしょうか。 また、本市が費用負担し、指定管理者に修繕等を実施させるとの取扱いがガイドライン上認められるのでしょうか。また、このように指定管理者が実施する修繕等の費用を、一定条件のもと本市が負担する仕組みを導入されている指定管理者施設は他にもあるのでしょうか。
	回答	○指定管理者制度の運用に係るガイドラインにおけるリスク分担表については、標準例としているため、質問にあるような内容については、各所属の判断において、設定することは否定していない。（標準例以外のリスク分担表を採用している施設：長居競技場、中央体育館 等）
	質問	両年度協定書第3条第7～8項のとおり、300万円を超える修繕等であっても、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合であれば、本市の負担で指定管理者が実施することができるとの規定があります。また、本件生野屋内プールの天井落下に関する修繕等に関して、経済戦略局からは、仮に、本市が直接工事を行う場合、緊急随意契約をするにしても、調整等に時間を要するので、指定管理者に実施させた趣旨の説明がありました。地方自治法の定める緊急随意契約の趣旨や、本市の災害時における契約事務ガイドライン等、本市が緊急に工事等を実施する場合の制度等が一定整備されているところですが、当該制度を利用せずに、別途指定管理者に修繕等を実施させることについてのご見解をお教えてください。
4	回答	○本市が行う調達契約において、緊急の必要により競争入札に付することができないときには、随意契約ができる規定を「大阪市随意契約ガイドライン」において定めている。 （参考） 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき ※適用判断の詳細については、大阪市随意契約ガイドライン参照 ○また、随意契約する場合であっても、1者からの見積もりではなく、複数者から見積もりを徴取するなどして、競争性を確保するよう指示している。 ○両年度協定書第3条第8項の規定では、「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」と限定されているが、大阪市随意契約ガイドラインにおいて、単に、早急に事務手続きをとらなかったことにより契約すべき日時が切迫したため、競争入札を行う時間的余裕がなくなった場合などは該当しないと明記しており、本件について、「緊急性」があったのか、本当に本市で実施する時間がなかったのかが問題と考える。 ○以上のことから、300万円を超える修繕がいつの時期に実施されているかわからないが、複数者から見積もりを徴取し、履行開始まで時間的余裕があるのであれば、両年度協定書第3条第5項の規定どおり、本市で実施するべきと考える。
5	質問	指定管理者制度の事務において、年度をまたぐ場合や、さらには指定管理者が交代となり、新旧の指定管理者にまたがる場合の、業務（修繕等）については、どのような事務分担となるのでしょうか。旧の指定管理者当時（旧年度）に開始した業務（修繕等）を、年度をまたぎ指定管理者が交代後も、引き続き旧の指定管理者が実施することが可能なのでしょうか。それとも新的指定管理者が、当該業務を引き継いで実施することになるのでしょうか。適切な事務のあり方をお教えてください。（※具体例：旧指定管理者当時に見つかった不具合の修繕等について、旧年度中には工事が完了しない場合等）

	回答	○ご質問にある取り扱いについては、特にガイドライン等では定めていない。 ○しかし、他所属から契約管財局に同様の質問があった場合の回答としては、次のとおりである。 「指定期間内に履行が完了できない業務がある場合には、指定管理者にさせることはできないが、指定期間内に完了できる範囲内で、応急的な修繕のみ施行してもらうことは可能。」 ○また、協定書標準例においても、「引継ぎ」の条項において、次のとおり規定しているため、期間内に履行が完了できない業務がある場合は、旧の指定管理者に履行させず、新の指定管理者に引き継ぐことが望ましい。 【協定書条項抜粋】 1 指定管理者は別の指定管理者が新たに指定された時は、大阪市の指示する事項について、新たな指定管理者への引継ぎを文書により誠実に行わなければならない。 2 引継ぎは、新たな指定管理者が業務を開始するまでに完了しなければならない。
6	質問	契約管財局作成の、指定管理者制度の運用に係るガイドライン【様式例集】のリスク分担表によれば、基幹的な施設・機器等以外の施設等の損傷や、100万円未満の修繕等については、指定管理者が修繕等を実施することとなっています。この場合において、指定管理者が施工業者を選定するにあたっての条件等（※）を何かしら設けておられるのでしょうか。 ※入札、比較見積り、比較見積り先を本市が決める、入札参加資格者名簿から選定させる等
	回答	指定管理者制度は、公の施設に関する権限を指定管理者に委任して代行させるものであることから、指定管理者のリスクとして定めている修繕等の施工業者の選定方法等については、本市では定めていない。
7	質問	本市のリスク負担分につき、本市が経費を指定管理者に支払い、修繕等の指示を行う場合、協定書に加えてその旨の契約（協定変更や覚書）を行うことが必要と思われますが、指定管理者が修繕等を実施する前に覚書等を締結する必要があると考えてよいでしょうか。また、当該覚書等をもって補修・修繕費用を年度末に精算するという取扱いについてご見解をお教えてください。
	回答	両年度年度協定書第3条第7項を適用する場合には、「大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ」指定管理者にさせることができるとあることから、費用の支払い方法等も含めた協議内容については、文書で定めておくことが望ましいと考える。
8	質問	本件住民監査請求においては、別添の年度協定書（第3条第5項及び第7項）に基づき、生野屋内プールの天井復旧工事を実施されています。経済戦略局は、300万円を超える大規模改修について、緊急性を有するやむを得ない事由に該当すると判断し、指定管理者で徴取した見積書（3者見積もり）による業者決定を行い、当該工事費用を本市が負担しています。本協定書の取扱いについて、契約管財局の定めるガイドライン等に照らして問題点や懸念される点等があれば、ご教示ください。
	回答	○質問にあるような内容については、各所属の判断において、設定することは否定していない。（再掲） ○300万円を超える修繕がいつの時期に実施されているかわからないが、複数者から見積もりを徴取し、履行開始まで時間的余裕があるのであれば、両年度協定書第3条第5項の規定どおり、本市で実施するべきと考える。（再掲）
9	質問	現在、所属サイトに掲載されている、指定管理者制度の運用に係るガイドラインや標準例は、令

	問	和6年5月改訂版となっています。本市と指定管理者とのリスク分担の考え方等については、改訂以前の令和5年度当時の内容から変更等があったのでしょうか。
	回答	○令和6年5月改訂版において、本市と指定管理者とのリスク分担の考え方について、一部変更しています。 ○変更内容については、「施設、機器等の損傷」について、これまで、基幹的な施設・機器等の損傷については、すべて本市が対応するとしていたが、1件あたりの修繕費用が100万円未満のものについては、指定管理者において対応できることとした。 （注）基幹的な施設・機器等とは、・・・・建物全体（柱・梁・床・壁等の主要構造部）及び主要な設備機器（空調機器・消防設備等）などをいう。
10	質問	指定管理者制度を導入している施設の点検業務等について、指定管理者制度の運用に係るガイドラインや標準例には、これに関する記載はないと思われます。建物及び設備の維持保全として、指定管理者が行う日常の点検業務等について定めたマニュアル等は作成されていますか。
	回答	○施設の法定点検について、建築基準法等に基づき実施している。 点検業務等については、指定管理者制度の運用に係るガイドラインや標準例には記載はないが、協定書の「法令上の責任等」の条項において、指定管理者においては、関係法令、条例等を遵守し、円滑に点検業務等を実施しなければならないとしている。 ○指定管理者制度において、上記以外の施設の点検業務等について定めたマニュアルは作成していないが、施設によっては、管理運営業務仕様書において「施設カルテ」に日常点検、保守点検、修繕などの工事情報を入力することとしている。とりわけ、日常点検については、都市整備局作成の「市設建築物日常点検ハンドブック」により建築物の日常点検を実施し、法定点検については「市設建築物 定期点検マニュアル」により実施している施設等がある。
11	質問	本件住民監査請求に関して、対象所属によれば、旧年度（協定期間：～R6.3.31）までの指定管理者に対して、令和6年5月頃に同年1月24日付けの見積書の徴取を指示し、遡及した日付で徴取し直した旨の説明がありました。本市契約事務において、こうした見積書の日付を遡って提出を求める行為は、法や本市契約規程等に照らして許容されるのでしょうか。
	回答	○見積書を遡及した日付で徴取することを可とする規程等はない。 ○本市の契約事務においては、契約を締結する前から始まっていた取引に対して、改めて正式に契約を締結する場合に、契約日は遡及せず契約の効果について「遡及効」を認める場合はあるが、本市契約規程等においての定めはない。

（２）旧指定管理者あて

行政委員会事務局職員が、本件プールにおける令和5年度までの指定管理者（代表者：新生ビルテクノ株式会社）の担当者に対して、本件に係る事実経過等について、令和6年7月30日に質問による調査を行った。主なものは次のとおりである。

No.	質問及び回答内容	
1	質問	①令和6年1月24日に大阪市立生野屋内プールにて発生した天井ボードの落下事故（以下、「本件事故」という。）に関して、本件事故発生当日の状況（大阪市への連絡、施工業者への見積依頼の連絡等を含む。）を時系列にてお教えてください。
	回答	16:53頃 男子更衣室内トイレに入した利用者がトイレ床に天井ボードが落下しているのを発見

4	回 答	付、口頭での依頼など）で見積もりを依頼されたのでしょうか。②また、それに対して3者より、御社あてに、いつ、どのように見積書が提出されたのでしょうか。それぞれの見積書を取得された経過等をお教えてください。③本見積書の取得に関して、経済戦略局より指示や説明等を受けられましたか。指示等があった場合には、その内容等をお教えてください。
		①5月2日の大阪市からの説明を受け、撤去分のみを弊社宛で、作成頂く様に依頼致しました。緊急依頼事項であった為、当日電話にて連休明け（5月7日）までに頂きたいと依頼致しました。 ②5月3日～6日の間に、メールにて見積を頂戴しました。見積依頼方法としては、2月6日の施設整備課との現場確認調査を受け、2月8日3社に現調を依頼し、トイレ前天井ボードの状況確認とトイレ天井ボードの復旧改修方法について、1月24日からの一連工事として、天井ボードをバスリブに変更する改修工事見積もり（弊社からの提案修繕方法）を作成頂いておりましたので、大阪市の指示を受け、旧年度対応分の見積のみを修正の上、作成頂きたいとお伝えしました。 ※1月24日の件に関しては、実施後となりますが、2月8日に確認頂いております。 ③4月中旬頃電話にて事前に方向性はお聞きしており、正式には対面で5月2日に、1月24日の天井ボード撤去から復旧迄を一連の工事として当時の指定管理者で対応頂く予定であったが、令和5年度（3月末迄）の工事手続きについては旧指定管理者で対応し、令和6年度（4月以降）の工事は現指定管理者で対応頂く事に変更致します。との説明がございました。見積日は、1月24日付けで作成する様に指示はございました。
	質 問	令和6年1月24日付けで、御社から経済戦略局あて提出いただいた、本件事故にかかる「施設・設備不具合報告書兼修繕実施伺書」につき、①本件事故発生日の1月24日に、その発生原因を天井内部の結露であることや、2月20日に仮復旧工事（トイレ前通路の天井ボード）を実施すること、3月末まで経過観察を継続すること等を報告されておられます。これらの報告にあたっては、誰がいかなる調査を実施し、仮復旧工事と経過観察を実施することを決定のうえ、報告されたのでしょうか。その経過をお教えてください。②また、事故当日にトイレの天井ボードを全て撤去されておりますが、全て撤去するとの判断は、いつ、誰が決定したのでしょうか。
		①大阪市施設整備課職員様と弊社、そして1月24日対応頂いたニューウォール工務店で調査確認を実施致しました。男子更衣室内トイレ天井部躯体並びに外壁に面した壁に結露が生じている事から原因は結露であり、加えてトイレ前通路天井ボードにも水分が含まれている事が触診で確認出来た為、結露に加えてプール室からの湿気も原因であろうとの推測に至りました。2月8日（木）ニューウォール工務店様に来店頂き、トイレ前天井ボード再確認致しました。トイレ前の一部ボードに、水分が含まれているが、下地は問題無し。下地のみ剥がす事は難しく、高額になる事と部分撤去は、湿気が天井内に広がる懸念がある為、区画部分を全て撤去の方が望ましいと提案を受ける。別途2社にも来店頂き、ニューウォール工務店に依頼した内容に沿ったボード撤去と改修方法での見積依頼。尚、トイレ前のボード落下に関しては再発防止の観点から2月の休館日である20日に斫り工事を実施する事とし、9日にスポーツ課へ報告致しました。2月20日大阪市施設整備課が建築確認の為来店された際に、2階男子更衣室トイレの結露は改善されていない事から継続して経過観察する事となりました。 ②脱落箇所以外の危険箇所も剥離する指示は、当日現場確認に来ていただいた大阪市施設整備課課長代理 a 氏/b 氏両名が点検口より天井裏の状況を確認し、2階男性トイレ天井裏全面に結露があることが確認された為、全て撤去の判断となりました。

5	質問	本件事故に伴い、男子更衣室内トイレが1月24日から4月16日までの間、使用不可となっております。①トイレ天井の仮復旧工事について、2月や3月中には工事できずに、4月16日に実施された経緯や理由について、お教えてください。
	回答	①3月19日大阪市・弊社・施工業者で打合せを行いました。弊社から施工方法の提案も持参しましたが、結露の改善後、他施設の採暖室天井内部の改修工事で実施した吹付剤を別途追加施工する方法を施設整備課より新たに進言されました。3月中に仮復旧が出来なかったのは、本復旧方法が定まらず見積額も決まらなかった事もありますが、天井内部の結露が改善されておらず、ボードの仮復旧により、天井内部の経過観察が困難となる為です。4月16日に仮復旧工事が実施される事になったのは、結露が改善された事と、施工方法（吹付）が決まった事に加え長期に渡り使用停止が続いてしまっていた為、仮復旧を行う事にするとお聞きしました。
6	質問	本件事故に関し、令和6年4月以降に現指定管理者にて本格復旧工事が実施されています。①本件本格復旧工事に関して御社より施工業者あて、見積もりを依頼された事実はあるでしょうか。
	回答	①撤去から復旧迄の一連工事として見積りを依頼した事実はございます。令和6年4月以降の本格復旧工事についても、3月以前の工事（撤去分）を依頼すると同時に、大阪市の指示に従い依頼致しました。
7	質問	上記質問にて、見積もりを依頼されていた場合、以下①～⑤にご回答ください。（※依頼されていない場合は、回答不要です）①見積もりは、どちらの施工業者へ依頼されたのでしょうか。施工業者名をお教えてください。②各見積書について、それぞれ、いつ、どのような方法（文書やメール送付、口頭での依頼など）で見積もりを依頼されたのでしょうか。③また、それに対して各者より、御社あてに、いつ、どのように見積書が提出されたのでしょうか。それぞれの見積書を取得された経過等をお教えてください。④本見積書は、現指定管理者名の宛名となっているのですが、宛先を御社ではなく、現指定管理者名とされたのはなぜでしょうか。その理由をお教えてください。⑤上記も含め、本見積書の取得に関して、経済戦略局より指示や説明等を受けられましたか。指示等があった場合には、その内容等をお教えてください。
	回答	①株式会社ニューウォール工務店・B社・C社です。 ②5月2日に電話にて依頼致しました。 ③5月3日～6日の間にメールにて頂戴致しました。経過としては、2月8日3社に現調を依頼し、1月24日からの一連工事として、改修工事見積もりを作成頂いておりました。3月19日に施設整備課からの施工方法追加事項を受け再作成頂いております。5月2日に大阪市の指示を受け、4月以降分を現指定管理者宛で作成頂く様に依頼しました。 ④大阪市より現指定管理者宛で作成依頼する様に指示があった為です。 ⑤4月中旬頃電話にて事前に方向性はお聞きしており、正式には対面で5月2日に、1月24日の天井ボード撤去から復旧迄を一連の工事として当時の指定管理者で対応頂く予定であったが、令和5年度（3月末迄）の工事手続きについては旧指定管理者で対応し、令和6年度（4月以降）の工事は現指定管理者で対応頂く事に変更致します。と説明がございました。見積日は、4月1日付け以降で作成する様に指示はございました。
8	質問	①本件事故に関して、令和6年4月1日以降の現指定管理者あてには、いつ、どのように報告、引継ぎ等をされたのでしょうか。その経緯をお教えてください。
	回答	①弊社からは、都度進捗に関して、電話もしくは原状復帰工事立会時の休館日に口頭でお伝えし

	答	ました。当初の予定通り、年度を跨いだとしても弊社が対応にあたる事と選定業者の紹介もさせて頂いておりました。4月以降も9日・16日・22日の休館日は、生野屋内プールの現状回復工事で伺っており、進捗は説明しておりました。
9	質 問	昨年度までの間、本件工事に限らず、指定管理者として、建物・設備等の修繕を実施されていましたが、協定書では、修繕を業者発注する場合、2者以上から見積もりを取ることとなっています。①見積書の取得にあたり、見積もり依頼先の業者をどのように選定されていたのでしょうか。御社としてのルールや基準があったのであれば、その内容をお教えてください。②また、これに関して、経済戦略局より指示や説明等を受けられましたか。指示等があった場合には、その内容等をお教えてください。
	回 答	①基本的には、保守管理機器に関しては保守業者に依頼する事を優先にしております。保守対象外の機器や建築設備に関しては、同様なケースの修繕を担当頂いた業者に先ずは見積りを依頼し、修繕規模に合わせて選定しております。選定判断材料は、価格・対応スピード・改修提案内容など状況に応じて行っております。 ②3者からの見積りを同内容で取得するように指示を受けております。
10	質 問	昨年度までの指定管理者をされていた当時、本件施設の日常点検等を実施されていましたが、本件事故に関しては、各所に異常等は見受けられなかったのでしょうか。結露や落下等の兆候はなかったのでしょうか。
	回 答	外壁に面した壁には、冬季のみ結露は発生しておりました。本施設は、プール室内にトイレがございませんので、プール利用者は更衣室内トイレを使用する事となります。よって、ドライゾーンとは異なり、床・壁は常に濡れている状況でございました。過去には、天井ボードにカビが発生した事があり、塩素剤を用いて除去した事はございますが、落下に至るような兆候はございませんでした。
11	質 問	①本件工事の実施にあたり、指定管理者として契約事務手続き等を行っておられますが、事務手続等の方法等で疑問点等はなかったでしょうか。あった場合はお教えてください。②その他、経済戦略局職員の行為等に関して、意見や疑問点などありましたら、お教えてください。
	回 答	①指定管理期間終了後も原状回復工事は担う事となっておりますので、一次対応から復旧までの一連工事の手続きを実施する事と理解しており、特に疑問はございませんでした。5月2日に指定管理期間に応じた手続きに分けるとの説明を受けましたが、その際も特に疑問は感じませんでした。 ②施設の老朽化もございますので、今回の様に、指定管理者だけでは解決出来ない事案が発生する事が予想されます。問題解決と一緒に考え一体となり対応頂けた事は運営する側としては心強いと感じております。

(3) 現指定管理者あて

行政委員会事務局職員が、本件プールにおける令和6年度からの指定管理者（代表者：株式会社COSPА ウェルネス）の担当者に対して、本件に係る事実経過等について、令和6年7月30日に質問による調査を行った。主なものは次のとおりである。

No.	質問及び回答内容	
1	質	令和6年1月24日に、大阪市立生野屋内プールにて発生した天井ボードの落下事故（以下、「本件

	問	事故」という。)に関して、(株)ニューウォール工務店がトイレの天井ボードの撤去等工事(以下、「本件応急工事」という。)を実施されています。①本件応急工事や、令和6年4月以降の本格復旧工事の実施やその経費支出等について、いつ、誰から、どのような説明がありましたか。前指定管理者や経済戦略局より、どのように引継ぎを受けられましたか(口頭説明のみ、資料と合わせて説明など)。
	回答	・本対応(修繕工事)については、大阪市経済戦略局が主導となつてすすめていること、また、本事案は弊社が受託運営する前に発生しているため、前指定管理者と協議してすすめていること、また、詳細が確定次第、共有ならびに現指定管理者への引継ぎをある旨のお話がありました。 ・令和6年4月16日の仮復旧工事について、前日の15日に大阪市経済戦略局より工事実施の電話連絡があり、現地対応の依頼がありました。なお、今後の対応について正式に確定次第共有する旨も合わせてお話がありました。 ・今後の対応について共有いただける旨、連絡があり、5月10日に弊社にて今後の対応について資料(見積ならびに工事内容)と合わせて説明がありました。
2	質問	本件事故に関して、令和6年4月上旬に、府内の施工業者3者より、御社あてに見積書が提出されています。①この各見積書について、御社より、各施工業者あてに見積もりを依頼されましたか。②本見積書の取得に関して、経済戦略局より何らかの指示や説明等を受けられましたか。指示等があった場合には、その内容等をお教えてください。
	回答	①弊社より直接見積依頼をしておりません。 ②本工事の実施については事故発生より、大阪市経済戦略局と前指定管理者さまが主となって行っており、前指定管理期間から引続きの案件であったため、(株)ニューウォール工務店との工事施工に関しての打合せは弊社は直接参加しておらず、共有いただいております。
3	質問	御社が見積もりを依頼された場合、①それぞれ、いつ、どのような方法(文書やメール送付、口頭での依頼など)で見積もりを依頼されたのでしょうか。②また、当該施工業者3者を選定した理由をお教えてください。③また、それに対して3者より、御社あてに、いつ、どのように見積書が提出されたのでしょうか。それぞれの見積書を取得された経過等をお教えてください。
	回答	①②弊社より施工業者含む3者へ見積依頼はございません。 ③5月10日の打ち合わせにて、復旧工事の詳細と見積書の共有および今後の対応について依頼(引継ぎ)がありました。その際、復旧工事の実施が、弊社の指定管理期間となるため、前指定管理者ではなく、弊社の方で決裁をおこなうよう依頼がございました。
4	質問	本件事故の発生を受け、御社におかれては、令和6年度からの指定管理者として本件本格復旧工事を実施されています。施工業者である(株)ニューウォール工務店とは、いつ、どのような打合せを実施し、工事契約や経費支出などの事務をどのように実施されたのでしょうか。
	回答	・本工事の実施については事故発生より、大阪市経済戦略局と前指定管理者さまが主となって行っており、前指定管理期間から引続きの案件であったため、(株)ニューウォール工務店との工事施工に関しての事前打合せは弊社は直接参加しておらず、共有いただいております。そして、工事当日の現地打ち合わせより、参加させていただき、ニューウォール工務店のご担当者さまと工事の最終確認を実施しております。 ・共有時に大阪市経済戦略局より頂いた工事内容および3者見積にて、弊社の共同事業体である

		D社に確認いただき、問題ないと判断し、相見積の結果、最も安価であったニューウォール工務店にて実施する決裁申請を行っております。 ・(株)ニューウォール工務店への工事金額の支払いは、大阪市経済戦略局の指示のもと、弊社の立替払いとして、令和6年6月末締め、7月末支払いで(株)ニューウォール工務店へスポット支払いを実施。弊社からは今年度末の指定管理料の支払時期（第4Q）に大阪市へ請求予定となります。
5	質問	①令和6年5月10日に、経済戦略局の職員が御社（本社）を訪問したと聞いておりますが、それは事実でしょうか。②事実である場合、当日、経済戦略局の職員からは、どのような内容の話があったのでしょうか。お教えてください。③また、令和6年4月23日に御社が経済戦略局を訪問されたとお聞きしておりますが、そうした事実はありますでしょうか。事実の場合、こういった内容・目的等で訪問されたのでしょうか。その経過等をお教えてください。
	回答	①訪問されたのは事実でございます。 ②施設運営に関する打合せと、今後の2階天井本格復旧工事について、工事内容と見積書の共有がございました。 ③大阪市経済戦略局へ訪問しております。生野屋内プールの運営（利用者さまからの大阪市経済戦略局へのご要望も含む）のおけるご相談で伺っております。 ※ご要望内容：2階天井工事の件、施設運営へのご意見対応の件
6	質問	①令和6年4月以降に実施された、本件本格復旧工事に関して、本件工事業者の選定に際して、御社から経済戦略局職員に対して、何らかの申し入れや相談等（例えば、共同事業体であるD社による工事の実施など）を行われているのでしょうか。②事実があった場合、いつ、誰にどのような申し入れや相談等を行われたのでしょうか。
	回答	①②本対応（修繕工事）については、弊社の共同事業体であるD社で見積参加をご相談したが（口頭レベル）、弊社が受託運営する前より協議して準備をすすめている内容であり、また、大阪市経済戦略局と生野屋内プールの施設を弊社よりも熟知されている前指定管理者が主導で行っている事もあり、共同事業体であるD社よりもニューウォール工務店に依頼することが最善であると判断し、正式な申し入れは行っておりません。 ※工事内容（金額を含む）はD社に共有および確認いただき、問題ないと判断の上、決裁をすすめております。
7	質問	本件本格復旧工事の実施にあたり、経済戦略局より御社あてに「通知書」が交付されていると思われませんが、いつ、誰から受け取られましたか。通知書の受領に係る経過をお教えてください。
	回答	・通知書については、令和6年4月15日付で交付 ・受領日は明確ではないが、令和6年6月11日か18日のいずれか。
8	質問	①本件工事の実施にあたり、指定管理者として契約事務手続き等を行っておられますが、事務手続等の方法等で疑問点等はなかったでしょうか。あった場合はお教えてください。②その他、経済戦略局職員の言動・行為や指示等に関して、意見や疑問点などありましたら、お教えてください。
	回答	①②前指定管理期間からの工事と言う事で、大阪市主導で実施されている工事ではあったが、令和6年4月1日付の工事見積が弊社名で記載されていることは疑問に思うも、大阪市経済戦略局からの説明を受け、管理者が新年度で変更になる事と、それに伴う経理処理の関係上での事務処理と伺い、事務手続きを行っております。

5 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象所属の説明、同所属に対する調査及び関係人調査等に基づき、本件請求について次のように判断した。

本件請求における請求人の主張の概要は、以下のとおりである。

本件プールの2階男子更衣室内トイレにおいて、令和6年1月24日に天井ボードが落下する事故が発生した。同天井の修復工事（以下、全体を総じて「本件工事」という。）に関して、その費用の額が100万円以下であれば同プールの指定管理者の負担となるところ、大阪市は同工事において、合計で370万円を超える費用を負担している。

落下した天井ボードは1メートル×2メートル位の規模のものであるため、その修復にあたって本来は100万円以下の費用で済んだはずであるが、大阪市は意図的にその費用を増額し、合計370万400円の金額を負担するものとした。また、同工事に関しては、見積書の日付や施工業者の選定等、施工に至るまでの各手続においても不可解な点がある。

よって、本件工事に関与した関係職員は、370万400円に相当する損害を大阪市に与えたものであり、大阪市に対し、同額相当の損害賠償をさせるべきである。

（1）請求人が主張する問題点について

前述のとおり、請求人は、本件工事において大阪市が総額として負担することとした合計370万400円につき、大阪市に損害を与えたものとして、同工事に関与した関係職員による大阪市への同額相当の損害賠償を求めている。

その理由として、請求人は、工事の必要性、工事費用の額の妥当性、工事の契約に係る手続上の疑義を、それぞれ主張していると解されるため、以下、上記3つの項目毎に、監査委員の判断を述べる。

ア 本件各工事の必要性について

本監査対象所属の説明並びに関係資料によれば、本件工事の全体像は下表のとおりであると認められる。

工事名称	施工日	工事内容	略称
令和5年度実施工事 （以下「本件応急工事」という。） （費用309,100円）	R6.1.24	トイレ内天井ボードの全面撤去	工事①
	R6.2.20	トイレ前通路上天井ボードの一部撤去 及び仮復旧	工事②
令和6年度実施工事 （以下「本件復旧工事」という。） （費用3,391,300円）	R6.4.16	トイレ内天井の仮復旧	工事③
	R6.5.21	トイレ内及びトイレ前通路上天井の 本格復旧	工事④
	R6.6.11		
	R6.6.18		

(注) 本監査対象所属からの提出資料等を基に作成。

請求人は、本件工事としては、令和6年1月24日に落下した天井ボード部分だけの修繕工事で十分であり、トイレ内天井全面及びトイレ前通路の一部を含めた修繕工事は不要であったこと、上記のとおり、令和6年4月16日に仮復旧工事(工事③)を行いつつも、程なく同年5月21日には本格復旧工事(工事④)に着手していることから、そもそも、仮復旧工事は不要、あるいは、仮復旧工事のみで十分だった(本格復旧工事は不要)のではないかということを主張している。

この点、本監査対象所属による事故現場の点検結果等によれば、本件事故発生時点において、トイレの天井裏部分について相当な結露の状態であったことが認められる。また、本監査対象所属職員が令和6年2月6日に本件プールを点検した際の報告書によれば、トイレ前通路についても、壁面に結露が見られ、常時濡れている状況であり、天井ボードもかなりの水分を含み、打診棒で突くと容易に凹む状況であったとのことである。

よって、トイレのみならず、トイレ前通路の天井部分についても、相当な湿潤状態であったことが推測され、そのままの状態を放置すれば、本件事故により落下した部分に留まらず、トイレ内のその他の天井部分、及びトイレ前通路の天井部分についても、天井ボードが落下する危険性があつたものと推測される。

したがって、本監査対象所属が、本件事故による天井ボードの落下部分に留まらず、トイレ内のその他の部分の天井裏についても相当の結露状態であり、また、トイレ前通路の部分についても、プール室からの湿気により相当な湿潤状態であるものと、それぞれ判断し、トイレ内の天井全面は勿論、トイレ前通路の一部天井部分も含めて、利用者に対する危険の回避の観点から、これら全体に及ぶ天井ボードの撤去を行ったこと自体には合理性が認められる。

また、本件復旧工事に関し、仮復旧工事(工事③)の施工後1か月程度で本格復旧工事(工事④)の着手に至っているとの点について、本監査対象所属の説明によれば、当該トイレの使用禁止期間が長引いており、施設利用者の利便性確保のため、早急に使用可能な状態にまで復旧する必要があつたこと、一方で仮復旧を行った状態のみでは断熱効果が得られず、また、プール室からの湿気も防ぐことができずに、結露等により再度天井ボードが落下する危険性があつたとのことであり、これらの説明には一定の合理性が認められる。

さらに、本件事故発生日からトイレの「仮」の天井復旧工事(工事③)の施工に至るまでに3か月近く期間を要した点について、本監査対象所属の説明によれば、本件事故の原因として天井裏に生じた結露によるものと推察されたところ、外気温の低い冬場の間は結露の改善が困難であり、結露の改善のないまま仮復旧として天井裏を覆うことで、仮設置した天井ボードが再度落下する危険性も想定されたため、3月末までは天井裏を露出させた状態により乾燥を促さざるを得なかったとのことであり、このような説明にも一定の合理性が認められる。

以上のことから、本件事故において、本件工事全体の必要性を否定すべき事情はないと考えられ、よって、大阪市が本件工事を必要なものとして実施したことにつき、特段、違法又は不当というべき点は認められない。

もともと、本件工事の施工過程をみるに、事故発生当日の初動を除くと、総じて相応以上の時間を要しているとの印象を否めず、全体の工事計画を適切に立てた上で復旧を進めることが出来ていたのか、疑念を感じるころである。

イ 本件工事費用の妥当性について

(ア) 各工事費用について

本監査対象所属の説明並びに関係資料によれば、大阪市は、指定管理者との間で締結した各協定書の規定に基づき、下表のとおり本件工事費用を負担することが認められる。

工事区分	工事費用	費用負担	根拠規定	支出状況
本件応急工事	30 万 9100 円	大阪市	年度協定書 (R5) 第3条第6項	支出済
本件復旧工事	339 万 1300 円	大阪市	年度協定書 (R6) 第3条第7・8項	今後 支出予定

(注) 本監査対象所属からの提出資料等を基に作成。

請求人は、本件工事に係る上記合計額 370 万 400 円の大阪市による負担について、本来は 100 万円以下の金額に留まり、指定管理者による負担で足りるはずのところ、意図的に 300 万円を超える額を計上した上で大阪市の負担と扱っていること、また、令和 5 年度から同 6 年度にかけて施工されている本件各工事について、その施工業者には、本件プールの令和 5 年度までの旧指定管理者と関係のある業者（株式会社ニューウォール工務店、以下「本件施工業者」という。）が選定されており、かつ、同業者による見積りのみが提示されていることから、施工業者の選定が適法に為されていたのか、疑問があることを主張している。

この点、本監査対象所属の説明及び関係資料によれば、本件応急工事、本件復旧工事共に、実際に施工を行った本件施工業者のみならず、その他 2 業者を含めた合計 3 者により、各工事において工事費用の見積りの徴取が行われており、かつ、各工事において 3 者が提示した見積金額のうち最も安価な金額を提示した業者が、結果としては施工業者として選定され、各工事が施工されていることが認められる。そのため、本件応急工事の費用である 30 万 9100 円及び本件復旧工事の費用である 339 万 1300 円という、その金額そのものに特段の不合理的な点は認められない。

なお、本件施工業者 1 者による見積りのみが請求人に提示されているとの点について

て、本監査対象所属は、請求人からの依頼内容が、天井を全面撤去した事業者名と撤去費用（見積書）、及び天井（トイレ部分・廊下部分）の仮修理を施工した事業者と費用（見積書）を、それぞれ情報提供してほしいとの依頼であったことから実際に各工事の施工を行った本件施工業者の見積書のみを提供したと説明しており、この点についても特段不合理な点は認められない。

よって、本件応急工事に係る費用 30 万 9100 円、及び本件復旧工事に係る費用 339 万 1300 円の金額については、一定の妥当性が保たれていると言えることから、大阪市による同金額の負担及び支出について、明らかに違法又は不当であるというべき点は認められない。

（イ）見積書の取得について

本監査により、本件各工事の費用に係る見積書に関して、大阪市が本件応急工事に係る見積書を実際に取得したのは令和 6 年 5 月 6 日であり、本件復旧工事に係る見積書を実際に取得したのは令和 6 年 5 月 7 日であって、それぞれ見積書上の日付が過去の時点に遡及して記載されていることが判明した。詳細は下表のとおりである。

工事 区分	工事 施工日	見積業者	見積書上の 日付	実際の 見積書取得日
本件 応急 工事	工事①： R6. 1. 24	業者 A (本件施工業者)	R6. 1. 24	R6. 5. 6
	工事②： R6. 2. 20	業者 B		
		業者 C		
本件 復旧 工事	工事③： R6. 4. 16	業者 A (本件施工業者)	R6. 4. 1	R6. 5. 7
	工事④： R6. 5. 21～6. 18	業者 B	R6. 4. 2	
		業者 C	R6. 4. 5	

(注) 本監査対象所属からの提出資料等を基に作成。

本監査対象所属の説明によれば、本件各工事については本件事故発生当時、一連の工事として令和 5 年度内に一貫して行うことが想定されていたものであり、その見積りについては、本件事故発生当日に旧指定管理者が上記 3 者より口頭で徴取したものであったところ、令和 5 年度内での工事の完遂が困難となったことから、令和 5 年度の工事（本件応急工事）と令和 6 年度の工事（本件復旧工事）とに見積りを分割する必要が生じたため、後日、2 通に分割した見積書の作成を依頼するに至ったとのことである。

この点、見積金額そのものは本件事故発生当日に口頭で徴取しているとは言え、その内容を本監査対象所属は確認しておらず、その後、速やかに文書による見積書の取得も為されていなかったことは、適切な事務のあり方として疑念が残るところである。

(ウ) 業者選定について

本件工事の施工業者の選定にあたり、本件事故発生日に実施した応急工事（工事①）について、当日対応可能な業者という観点から本件施工業者を選定したことはやむを得ないが、その後、令和6年2月20日に施工した工事（工事②）以降も、本件施工業者により工事が実施されているという点については、具体的な選定手続がなされておらず、その選定過程が不明瞭と言わざるを得ず、あたかも、本件施工業者ありきで工事が進められていたとの印象を払拭できない。

本件工事において、本監査対象所属は、結露の状態の経過観察が必要であると判断し、一連の工程を、年度を境に分けたにもかかわらず、本件事故発生日に実施した緊急の工事（工事①）以外の工程も含めて一体として取り扱い、本件事故発生時の緊急性を理由に同一業者による施工を継続させているように伺える。この点については、後述のとおり、施工業者の選定に係る意思決定（決裁）が口頭のみで為され、一向に文書による意思決定の追完が為されなかったことで、業者の選定過程の検証が困難となったことも一因ではないかと推察される。

さらに、令和6年度に実施されている工事を大阪市自身が実施主体として担うこととすれば、一般競争入札等の手続によって施工業者の選定を行うこととなり、選定過程の透明性及び費用に係る競争性が確保できたのではないかと考えられる。

以上のことから、本件工事に関し、大阪市が合計370万400円という金額を負担し、支出することに、直ちに違法又は不当な点は認められないものの、見積書の取得方法や施工業者の選定といった、工事金額の決定に至る過程には、公費負担に伴う透明性、公平性の確保の観点から、疑義があると言わざるを得ない。

ウ 本件各工事における事務手続について

本監査対象所属の説明及び関係資料によれば、本件工事の施工について、少なくとも形式上は、令和5年度に実施した本件応急工事については、旧指定管理者と本件施工業者間の契約により、令和6年度に実施した本件復旧工事については、現指定管理者と本件施工業者間の契約により、各々施工されているものと認められる。

一方、請求人は、この点に関して、下記の各事情を指摘した上で、本件各工事に係る大阪市による費用の負担、支出につき、契約に基づく適法な支払いが為されていないことを主張する。

- ・ 本件応急工事の費用に係る見積りについて、その見積書上、本件事故発生日（令和6年1月24日）と同日付けにて、30万9100円の見積りが施工業者より提示されていること。
- ・ 本件復旧工事の費用に係る見積りについて、その見積書上、令和6年4月1日付けにて、339万1300円の見積りが、指定期間の開始日当日の現指定管理者宛てに、同指定管理者とは何ら関係のない施工業者より提示されていること。

そこで、本件各工事に係る契約の締結等も含めた事務手続に関し、本監査に基づく調査を行った結果、以下の事実経過が判明した。

日時	事実
R6. 4. 15	・ 大阪市から旧指定管理者に対して、トイレの使用再開のため、トイレ内天井の仮復旧工事、トイレ内天井とトイレ前通路天井の復旧工事についても実施するよう依頼。 ・ 大阪市から現指定管理者に対し、トイレ内天井の仮復旧工事の実施について連絡。
R6. 4. 16	・ 旧指定管理者が依頼した本件施工業者が、トイレ内天井の仮復旧工事（工事③）を実施。
R6. 5. 2	・ 本件工事の見積書について、大阪市から旧指定管理者に対して、令和5年度分と令和6年度分を分離し、令和6年度分は現指定管理者宛ての見積書とするよう依頼。 ・ 旧指定管理者から各業者に対して、分離した見積書の作成を依頼。
R6. 5. 6	・ 大阪市が旧指定管理者から、R5年度分の見積書（3者分）を受領。
R6. 5. 7	・ 大阪市が旧指定管理者から、R6年度分の見積書（3者分）を受領。

（注）本監査対象所属からの提出資料等を基に作成。

また、本監査により、以下の経緯についても判明した。

- ① 本件事故発生当初、本監査対象所属は、本件応急工事と本件復旧工事とを一連の工事であると捉え、令和5年度内に本件工事を全て完遂することを想定していたこと
- ② その後、結露の状態に係る経過観察等の必要性から、令和5年度内に本件工事を完遂させることが困難な状況になる中、令和6年度以降、指定管理者が交代となるため、令和5年度に実施すべき工事と令和6年度に実施すべき工事との内容を整理した上で、両者に分けて改めて見積書を取得するに至ったこと

以上を踏まえ、本件各工事における事務手続に関して、請求人の主張につき検討した。

まず、本件各工事に係る見積書上の日付については、実際に当該各見積書を取得した日付ではなく、過去の日付が記載されているものである。

この点、「本件工事費用の妥当性」に係る項においても述べたとおり、このような取扱いが安易に行われることで、当該見積書を取り交わすに至った事実経過を後から把握することが困難となり、説明責任を果たせなくなると解されることから、適切な事務処理とは言えない。

次に、本監査対象所属の説明によれば、本件施工業者を除いた2者による、各工事の見積書に関しては、その見積り自体、本件施工業者の選定以降に、金額の妥当性を確認

するために取得されたものであるとのことであった。この点、結果としては、最も安価な金額の提示を行った本件施工業者が選定されている以上、本件施工業者と各指定管理者との工事施工に関する契約やそれに係る手続が違法であるとまでは言えないものの、あくまで、事後に他2者の見積りが取得されているのであるから、施工業者の選定に係る競争性確保の観点からは、十分なものではなかったと言わざるを得ない。

また、本件工事においては、各業者あての見積りの依頼が、旧指定管理者より全て口頭により行われているとのことであり、本監査対象所属にその理由を確認したところ、協定書（別紙仕様書）においてその方法等を特段指定していないとのことであった。この点、口頭による見積依頼が直ちに違法な手続となるものではないが、口頭で依頼を行ったのみでは、後日、依頼の際の条件がどのようなものであり、同一内容であったのか等、真に競争性が確保された選定であったかの検証を困難とするものと考えられる。しかも、本件において、その依頼がその後文書化された形跡がみられない点からも、適切な事務処理とは言えない。

さらに、令和6年4月以降は、現指定管理者が本件プールの運営主体となることから、この時点で旧指定管理者には本件プールの運営に係る権限はないはずである。にもかかわらず、本件では、令和6年4月以降に実施の本件復旧工事に関しても、施工業者による見積書を、旧指定管理者に取得させていることが認められる。これは、既に何ら権限を有しないはずの旧指定管理者に、実質的に施工業者を選定させているかのように解される。

この取扱いについて、本監査対象所属の説明によれば、現指定管理者の理解を得ていたとのことではあるが、現指定管理者との協議内容に関する資料は作成されておらず、また、本件復旧工事に係る責任の所在が不明確になるおそれもあり、不適切な事務処理と言わざるを得ない。

加えて、本監査対象所属における本件復旧工事の実施に係る決裁（令和6年4月15日付け）上、現指定管理者に対して本件復旧工事を実施させる旨の意思決定が為されているにもかかわらず、実際には本監査対象所属から旧指定管理者に対して、本件復旧工事を実施するよう依頼が為され、少なくとも令和6年4月16日のトイレ内天井の仮復旧工事（工事③）については、あたかも現指定管理者であるかのように事務を担当させていたことが判明した。すなわち、大阪市における意思決定の内容と、実際に行われた行為との間に齟齬が生じていた。

この点、本監査対象所属に確認を行ったところ、同所属としては、本件工事は指定期間の満了に伴う原状回復の一環であり、また、本件落下事故が発生した令和5年度中に本格復旧までを含めた本件工事全体の指示を行っていることから、令和6年度となって以降も旧指定管理者が工事を実施し得ると認識していたとのことである。

しかしながら、本件工事は原状回復の一環とは言えず、また、令和6年度に実施する工事は、当然ながら令和6年度以降の現指定管理者に対して指示すべきものであるから、この点に関しても、不適切な事務処理と言わざるを得ない。

また、本件工事に関して、令和5年度実施の応急工事と令和6年度実施の復旧工事について、それぞれ公文書を作成のうえ意思決定されていたが、本監査対象所属への聴取の結果、実際には各工事を実施する時点では口頭による決裁のみで、本件工事内容等が全て確定した令和6年5月10日以降に、実質的に判断をした日まで遡って両工事に係る意思決定（決裁）を行っていたことが判明した。

この点、大阪市公文書管理条例等によれば、大阪市の機関は、意思決定をするに当たっては公文書を作成しなければならないとされているところ、意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるときには、口頭による承認も認められているが、速やかに公文書を作成しなければならないとされている。

本件工事においては、事故発生当日の工事（工事①）について、口頭により意思決定を行ったことはやむを得ないが、その後速やかに公文書を作成しているとは言えず、後続の各工事についても、適時に公文書を作成したうえでの意思決定が行われていないことが認められる。このように、適時に公文書が作成されないことは、妥当な意思決定が為されないことの一因にもなるものであるから、適切な事務処理とは言えない。

以上のとおり、本件各工事の契約の締結等に係る事務に関して、数多くの不適切な点が認められた。

エ 結論

以上のとおり、本件工事の実施に関しては多数の不適切な事務手続が認められるものの、明らかに違法とまでいうべき点は特段見当たらない。

また、令和6年6月18日を以て本件工事は完結し、結果として、当該トイレの使用禁止等、本件事故により生じた本件プールにおける利用上の不具合は全て解消されていると認められ、本件工事に関しても複数の見積書は取得されており、過大な経費が支出されているとも言いきれないことから、本件工事により大阪市に損害が生じているとは認められない。

よって、本件工事に関与した関係職員につき、大阪市への損害賠償を求めるとの請求人の主張には理由がない。

（２）その他本件に係る事務手続上の問題点について

本監査の過程において、請求人は直接言及していないものの、本件工事の施工に至るまでの事務処理に関しては、複数の不適切な点が判明した。

以下、これらに係る監査委員の判断を述べる。

ア 本件復旧工事の「緊急性」について

本件プールに係る指定管理者制度における大阪市と指定管理者との間で締結されている各協定書（基本協定書、年度協定書（令和5年度及び令和6年度において適用される

もの全て)) によれば、指定管理の対象施設における1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施するものとする一方、「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものと定めている。

この点、本監査対象所属の説明によれば、本件復旧工事における「やむを得ない事由」とは、年度協定書第3条第8項に規定の「建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合」に該当するとのことである。

各業者からの見積書によれば、本件復旧工事は300万円を超える費用を要するものであるから、本来は大阪市自身がその工事を実施する必要があるところ、本件においては、上述の「緊急性」を理由として、大阪市が費用を負担するものの、工事自体は指定管理者が実施する、という方法が採られている。よって、本件復旧工事の施工業者についても、指定管理者の権限において選定がなされている。

以上を前提に、本件復旧工事を指定管理者に実施させることとしたことの適否について検討した。

本件復旧工事に先行する本件応急工事については、施設利用者の安全確保の観点から、落下した天井ボードの撤去、及び落下のおそれのある天井ボードの撤去等を行うものであるから、「緊急性」は一定認められる。

一方、本件復旧工事に関しては、そもそも、令和6年1月24日に本件事故が発生しているにもかかわらず、令和6年4月以降に本件復旧工事を実施するという整理が為されていることからして、「緊急性」を認めることができるのか、疑念が残る。

また、本件復旧工事の内容を詳細にみると、令和6年4月16日実施の仮復旧工事(工事③)と5月21日以降に実施の本格復旧工事(工事④)であるが、その実施に係る決裁において、「緊急性」の理由として以下の3点が示されている。

- ・当該工事を休館日に実施しなければならないこと
- ・仮復旧の状態から本格復旧までの期間を可能な限り短縮させる必要があること
- ・本市が直接実施するには相当の期間を要すること

しかしながら、本件事故発生日から既に約3か月の期間が経過していることに照らせば、この時点において休館日にしか施工が困難であるという事情は、「緊急性」の理由として十分とは言えない。また、「仮復旧」の状態から「本格復旧」までの時間短縮の必要性という点についても、「仮復旧」工事(工事③)の「緊急性」の理由とはなっておらず、さらに、「仮復旧」工事によりトイレ自体は使用可能になるため、「本格復旧」工事(工事④)の「緊急性」の理由にもなり難い。大阪市による施工では時間を要するという点も、「緊急性」があることの積極的な理由付けにはならないと考えられる。

以上のことから、令和6年度に実施された本件復旧工事については、少なくとも「緊

急性」を根拠として指定管理者に実施させたことの正当性に疑義があり、原則どおり、大阪市が直接工事を実施することが適切であったと考えられる。

また、前述のとおり、大阪市が工事を実施することで、一般競争入札等の手続を採ることとなり、これにより、業者選定に係る透明性及び費用に係る競争性が確保できたのではないかと考えられる。

イ 本件工事におけるリスク分担の考え方について

前述のとおり、本件各工事の費用については、いずれも、本件プールに係る指定管理者制度における大阪市と指定管理者間の各協定に基づき、工事そのものは指定管理者が実施するものの、その費用を大阪市が負担する、という方法が採られている。詳細は下表のとおり。

工事 区分	実施 主体	費用 負担	理由	根拠規定
本件 応急 工事	指定 管理者	大阪市	施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合	年度協定書 (R 5) 第3条 第6項
本件 復旧 工事	指定 管理者	大阪市	1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合	年度協定書 (R 6) 第3条 第7・8項

(注) 本監査対象所属からの提出資料等を基に作成。

大阪市における指定管理者制度の仕組みや基本的な考え方については、同制度を所管する契約管財局により、同制度の運用に係るガイドライン、大阪市と指定管理者の間で締結すべき標準的な協定条項、また、大阪市と指定管理者間でのリスク分担の標準例が示されている。しかしながら、対象施設における施設、機器等の損傷へのリスク分担として、本件のように、大阪市が費用を負担し、指定管理者が工事を実施する等、実施主体と費用負担者とを分ける方法は、特段示されていない。

この点に関して契約管財局に確認を行ったところ、各所属での判断に委ねられるものであって、本件のような考え方自体を否定するものではないとのことであった。ただし、同局が示している協定条項やリスク分担の標準例を変更する場合には、原則として総務局による法的リスク審査を受ける必要が生じるところ、本監査対象所属によれば、本件に係る大阪市と指定管理者の間の協定書の内容については、平成28年2月に法的リスク審査を受けているとのことであった。しかしながら、指定管理者を工事の実施主体と位置付けることにより、実際の工事の内容や施工業者の選定は実質的に指定管理者の判断に委ねられることになるため、大阪市としては、直接関与できない

事項であるにもかかわらず、費用だけを負担をしなければならない立場に置かれ、想定しない費用の負担を求められるリスクが生じることが懸念される。

よって、上記のような方法をとることは、直ちに、違法又は不当であるとまでは解されないものの、こうしたリスク分担の運用には十分留意すべきである。

ウ 本件プールにおける日常管理の課題について

本件プールに係る指定管理者制度において、大阪市と指定管理者間で締結されている年度協定書（別紙仕様書項番7）には、建物及び設備の維持保全業務として日常点検の実施、報告について規定されており、プール・スポーツ施設天井等に係る日常点検の指標として、チェックリストも設けられている。これによると、プール施設に係る日常点検の項目としては、下記のとおり記載がされている。

○日常管理基準表（建築）【抜粋】

点検種別	部位	点検項目	点検周期	
			週	月
目視点検	天井	ボードのたわみや垂れ下がり、ボードとボードの間の段差がないか等	○	●
	結露等	結露等で天井ボードが濡れているような状況はないか等	○	●
	漏水	天井から雨漏りがしているところはないか等	○	●
触診点検	天井	天井ボードを手で触っても、柔らかくなっているところや浮いているところなどはないか等		◎
	天井裏	脚立程度で天井点検口から天井裏が覗ける部分や、点検歩廊などから天井裏に入る場合は、天井裏に異常がないか		◎

(注) 1 本監査対象所属からの提出資料を基に作成。

2 点検周期の記載は以下のとおり。

- ・週欄○は屋内プール等を指し毎週1回点検すること
- ・月欄●はスポーツ施設天井を指し毎月2回点検すること
- ・月欄◎はスポーツ施設、屋内プール施設天井を指し毎月1回点検すること

本件事故発生前の点検状況に関して、本監査対象所属に確認を行ったところ、令和6年1月21日に実施した、本件事故直近の日常点検（目視点検）においては、本件事故発生現場の天井ボードに特段の不具合は認められなかったとのことであった。なお、本件事故現場での日常点検としては、天井の染み、ひび割れ、浮き、たわみ等について目視点検を行うことを主としており、触診点検までは行っていない（触診点検はプ

ール室を主体に行っている。)とのことであった。

一方で、本件事故発生前の状況に関して、旧指定管理者に確認を行ったところ、冬季には外壁に面した壁に結露が生じていたことを事前に把握していたとのことであった。

また、令和6年2月6日に本監査対象所属職員が本件プールを点検した際の報告書によれば、令和6年1月24日に天井ボードを撤去して以降、トイレの床面は大量に濡れており、素足でなければ歩行できないような状況であった他、トイレ前の更衣室内通路の壁面にも結露が認められ、常時濡れているような状況にあり、同更衣室内通路の天井ボードを触診すると、かなりの水分を含んでいるため、容易にボードが凹む状態にあったとのことである。

以上の状況を踏まえると、本件事故発生前の直近の日常点検が目視による点検に留まっていたとは言え、トイレの天井部分における結露の状況を事前に発見することができなかったのか、疑念が残る。

また、本監査対象所属の説明によれば、本件プールについて、目視点検、触診点検を行う箇所を指定管理者との間で詳細に取り決めていなかったとのことであり、前述のとおり、本件事故現場においては日常、目視点検を行うに留まっていたとのことである。

本件事故発生直後には、本監査対象所属職員が同施設の外壁に面した室及び水回りの諸室について点検を実施し、他に異常がないことを確認しているとのことではある。しかしながら、本件事故現場は、比較的プール室にも近く、施設の利用者が常時自由に入出入りできる場所でもあり、天井ボードの落下は、人命にも関わる重大な事故になる可能性もあったことから、そもそも、プール室そのものでは無いことを理由に、目視による点検に留めおく運用が適切であったのか、疑念が残る。

6 結論

前述のとおり、本件工事に関与した関係職員の大阪市に対する損害賠償を求める請求人の主張には理由がない。しかしながら、本監査の過程において、本件事故への対応に係る事務手続きにつき、不適切な事務の取扱いが判明した。

については、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり勧告する。

勧 告

市長は、3 か月以内に次の措置を講じるよう、勧告する。

市長は、本監査対象所属における指定管理者制度の運用に関し、令和 5 年度に実施した施設等の修繕事案（大規模改修・大規模補修を含む）のうち、金額や事由を問わず、大阪市が費用を負担するものの指定管理者を施工主体と位置付けた全ての案件について、契約及び支出手続が適切に行われていたのかを改めて点検するとともに、本件と同様の不適切事務が今後起こらないよう、再発防止策を講じること。

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務に当たり留意すべき点等について以下のとおり付言する。

(意見)

本件事故への対応については、前述のとおり、種々の不適切な事務処理が確認されたところである。大阪市における指定管理者制度が適切に運用されるためにも、今後の事務遂行における以下の諸点について十分に検討されたい。

1 指定管理者とのリスク分担に係る留意点

本件工事においては、大阪市と当該指定管理者が締結した各協定書の規定に基づき、工事の実施に緊急性を有するなど、やむを得ない事由がある場合として、施設に係る工事契約の締結を指定管理者が実施する一方で、大阪市がその工事費用を負担するといった方法を採用している。こうした方法を採用する場合には、指定管理者が見積徴取や業者選定を行うことから、大阪市の契約ルールに基づく入札等の契約手続は実施されない。よって、担当課において、公平性や透明性を担保するため、指定管理者が実施する工事内容の妥当性やその見積内容が適切なものとなっているか等、十分に確認した上で、その内容を精査することが必要である。

また、指定管理者による見積徴取の方法や業者選定においても、公平性、透明性が確保できるようなルールや仕組みを整えるとともに、適正な事務処理が遂行されるよう、事務処理方法についてもあわせて検討されたい。

2 指定管理者が交代となった場合の契約手続等に係る留意点

本監査で確認された種々の不適切な事務処理は、令和 6 年 1 月 24 日に発生した事案で

あり、旧指定管理者の管理下で発生した事故への対応であったことから、指定管理者が交代した令和6年4月以降も引き続き旧指定管理者にその処理を求めることが出来るとの誤った理解が発端になっているとも解される。

本件工事の施工に関しては、年度を跨ぎ、かつ指定管理者の交代のタイミングであったことから、本来、その事務処理には細心の注意を払うべきであった。また、過去に同様の事例対応をしたことがなかったのであれば、契約事務及び指定管理者制度を所管する契約管財局に確認すべきであった。

その上で、年度内に完結する工事に関しては、旧指定管理者に工事契約を実施させ、年度が変わってからの工事に関しては、新指定管理者に指示を行う等、協定書や決裁による意思決定に基づく適切な事務運用がなされるべきであったと考える。

よって、今後同様の事案を発生させないように、本件事故を契機に、改めて、指定管理者が交代する場合の事務手続を再確認し、関係法令や協定書等に沿った事務処理の適正化を図られたい。

3 施設の安全確保を図るための日常管理に係る留意点

本監査対象所属としては、本件事故を契機に、指定管理者による日常点検（日常管理基準表（建築）の見直し等）の充実を図っているとのことである。

しかしながら、より実効性のある安全管理体制を確保するためには、その施設の性質や構造等の実態に則した点検方法や基準を策定し、状況に応じて適宜更新していくことが必要である。

そのため、施設の所有者である大阪市としては、施設の日常管理の手法について指定管理者のノウハウを取り入れるとともに、施設の状況について指定管理者と十分な情報共有を図ることにより、施設の点検方法や基準の実効性を確保し、大阪市と指定管理者が一体となって事故発生の防止に取り組まれたい。

【関係法令等】

<関係法令>

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）【抜粋】

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3－6 略

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命

ずることができる。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）【抜粋】

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三―四 略

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2－4 略

3 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）【抜粋】

（趣旨）

第 1 条 本市において売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（入札に参加できない者）

第 5 条 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けていない者は、請負、買入れ、借入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下入札という。）に参加することができない。

（随意契約の参加資格）

第 11 条 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、随意契約に参加することができない。

2 第 5 条の規定は、随意契約を行う者について準用する。

（見積徴取）

第 17 条の 3 随意契約によろうとするときは、見積りに必要な事項を示して 2 名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、急施を要するときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

＜その他関係条項等＞

◇大阪市経済戦略局・環境局スポーツ施設 指定管理者募集要項（共通事項）（令和5年7月）【抜粋】

6 リスク分担

※3 サービス提供に伴う施設・機器・備品等の損傷リスクへの対応（抜粋）

- ・見積価格が300万円を超える大規模改修・大規模補修については原則として本市が実施するものとします。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとします。
- ・補修・修繕等の実施に関する判断は、1件あたり100万円以下は指定管理者が行い、見積価格が1件あたり100万円を超える場合は、本市の承認によるものとします。
- ・補修・修繕費用が1件あたり100万円を超える場合は、100万円を超える部分の2分の1相当額を本市が負担するものとし、原則として、年度末に精算を行うものとします。

◇令和5年度 大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立生野屋内プール・大阪市立城東屋内プール管理運営業務年度協定書【抜粋】

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（施設等の維持保全）

第3条 指定管理者は、当該各施設において常に施設等の維持保全に留意し、施設の運営に伴う施設、機器、備品等の日常的な点検・補修・修繕、更新等は指定管理者が行うこととする。

- 2 当該各施設において、見積価格（税込み。以下同様）が1件あたり100万円以下の修繕をすべき不具合等が発生した場合、指定管理者が修繕等を実施する。
- 3 当該各施設において、見積価格が1件あたり100万円を超える修繕をすべき不具合等が発生した場合、指定管理者は修繕等の実施について大阪市に報告し、大阪市が指示した修繕等について実施する。
- 4 前項の修繕等において、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担する。
- 5 見積価格が1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施する。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。
- 6 第2項、第3項の規定にかかわらず、施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。
- 8 前項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、次の各号のとおりとする。
 - （1）施設の設備機器等の故障において、その施設を供用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合
 - （2）建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合
 - （3）大阪市の施策の実現の為に開催する国際競技大会等で、競技規格等に対応する為に行う改修等その他の大阪市の必要と認める改修等を実施する場合
- 9 第4項、第6項及び第7項にかかる費用負担については大阪市と指定管理者との間で覚書を締結し精算することとする。

10 第2項から第7項において、指定管理者が実施した補修・修繕及び、備品の更新により生じた財産上の権利は、大阪市に帰属する。

◇令和6年度 大阪市立天王寺スポーツセンター・大阪市立生野スポーツセンター・大阪市立城東スポーツセンター・大阪市立真田山プール・大阪市立生野屋内プール管理運営業務年度協定書【抜粋】

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(施設等の維持保全)

第3条 指定管理者は、当該各施設において常に施設等の維持保全に留意し、施設の運営に伴う施設、機器、備品等の日常的な点検・補修・修繕、更新等は指定管理者が行うこととする。

2 当該各施設において、見積価格（税込み。以下同様）が1件あたり100万円以下の修繕等をすべき不具合が発生した場合、指定管理者が修繕等を実施する。

3 当該各施設において、見積価格が1件あたり100万円を超える修繕等をすべき不具合が発生した場合、指定管理者は修繕等の実施について大阪市に報告し、大阪市が指示した修繕等について実施する。

4 前項の修繕等において、100万円を超える部分の2分の1相当額を大阪市が負担する。

5 見積価格が1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修については、原則として大阪市が実施する。ただし、その原因が指定管理者の管理の瑕疵によるものであれば、指定管理者が実施するものとする。

6 第2項、第3項の規定にかかわらず、施設の不具合等の原因が大阪市側にあるなど、指定管理者の負担で修繕等を実施させることが適当でない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間にて協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。

7 第5項の規定にかかわらず、1件あたり300万円を超える大規模改修・大規模補修について、緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合については、大阪市と指定管理者の間で協議のうえ、大阪市の負担で指定管理者に実施させることができるものとする。

8 前項の「緊急性を有するなどやむを得ない事由がある場合」については、次の各号のとおりとする。

(1) 施設の設備機器等の故障において、その施設を供用する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障対応を行う場合

(2) 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合

(3) 大阪市の施策の実現の為に開催する国際競技大会等で、競技規格等に対応する為に行う改修等その他の大阪市の必要と認める改修等を実施する場合

9 第4項、第6項及び第7項にかかる費用負担については大阪市と指定管理者との間で覚書を締結し精算することとする。

10 第2項から第7項において、指定管理者が実施した補修・修繕及び、備品の更新により生じた財産上の権利は、大阪市に帰属する。